

令和7年 第1回定例会

青木村議会会議録

令和7年3月4日 開会

令和7年3月14日 閉会

青木村議会

令和七年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和七年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和7年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121号の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第 1 号の上程、説明	1 1
○議案第 1 号の上程、説明	1 2
○議案第 2 号の上程、説明	1 3
○議案第 3 号の上程、説明	1 4
○議案第 4 号の上程、説明	1 5
○議案第 5 号の上程、説明	1 5
○議案第 6 号の上程、説明	1 6
○議案第 7 号の上程、説明	1 7
○議案第 8 号の上程、説明	1 8
○議案第 9 号の上程、説明	1 8
○議案第10号の上程、説明	1 9
○議案第11号の上程、説明	2 0
○議案第12号の上程、説明	3 0
○議案第13号の上程、説明	3 1
○議案第14号の上程、説明	3 3
○議案第15号の上程、説明	3 4
○議案第16号の上程、説明	6 0
○議案第17号の上程、説明	6 3

○議案第 18 号の上程、説明	6 7
○議案第 19 号の上程、説明	6 8
○議案第 20 号の上程、説明	7 2
○発議第 1 号の上程、説明	7 5
○請願第 1 号の上程、説明	7 6
○陳情第 1 号の上程、説明	7 8
○陳情第 2 号の上程、説明	8 0
○令和 6 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第 2 号）及び令和 7 年度青木 村社会福祉協議会会計予算の報告	8 1
○散会の宣告	8 4

第 2 号 （3 月 6 日）

○議事日程	8 7
○出席議員	8 7
○欠席議員	8 7
○地方自治法第 121 号の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 7
○事務局職員出席者	8 8
○開議の宣告	8 9
○議事日程の報告	8 9
○一般質問	8 9
沓 掛 計 三 君	9 0
松 本 淳 英 君	1 0 7
塩 澤 敏 樹 君	1 1 7
坂 井 弘 君	1 2 9
宮 入 隆 通 君	1 5 7
平 林 幸 一 君	1 7 1
○総括質疑	1 8 4
○委員会付託	1 8 4
○散会の宣告	1 8 5

第 3 号 (3月14日)

○議事日程	187
○出席議員	188
○欠席議員	188
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	188
○事務局職員出席者	189
○開議の宣告	190
○議事日程の報告	190
○委員長審査報告	190
○報告第1号の質疑、討論、採決	193
○議案第1号の質疑、討論、採決	194
○議案第2号の質疑、討論、採決	195
○議案第3号の質疑、討論、採決	196
○議案第4号の質疑、討論、採決	197
○議案第5号の質疑、討論、採決	197
○議案第6号の質疑、討論、採決	201
○議案第7号の質疑、討論、採決	203
○議案第8号の質疑、討論、採決	204
○議案第9号の質疑、討論、採決	205
○議案第10号の質疑、討論、採決	205
○議案第11号の質疑、討論、採決	208
○議案第12号の質疑、討論、採決	214
○議案第13号の質疑、討論、採決	215
○議案第14号の質疑、討論、採決	216
○議案第15号の質疑、討論、採決	216
○議案第16号の質疑、討論、採決	218
○議案第17号の質疑、討論、採決	219
○議案第18号の質疑、討論、採決	219
○議案第19号の質疑、討論、採決	220
○議案第20号の質疑、討論、採決	221

○発議第 1 号の質疑、討論、採決	2 2 1
○請願第 1 号の質疑、討論、採決	2 2 2
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	2 2 6
○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	2 2 7
○閉会の宣告	2 2 9
○署名議員	2 3 1

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）

（第 1 号）

令和7年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月4日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 5 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 6 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 青木村犯罪被害者等支援条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 青木村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第11 議案第 8 号 青木村非常勤消防団員に係る退職報賞金の支給に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第13 議案第10号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第14 議案第11号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第12号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第13号 令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第17 議案第14号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算につ
いて
- 日程第18 議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算について

- 日程第 19 議案第 16 号 令和 7 年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 7 年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 7 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
- 日程第 24 発議第 1 号 青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第 25 請願第 1 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の速やかな改正に関する請願について
- 日程第 26 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 日程第 27 陳情第 2 号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書について
- 日程第 28 一般質問

出席議員（10名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
9 番	沓 掛 計 三 君	10 番	居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商 工 観 光 移 住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	奈良本 安 秀 君

建設農林課長 兼建設係	稲垣和美君	総務企画課長 兼事業推進室長	塩澤和宏君
保育園長	成沢亮子君	住民福祉課長 兼地域包括支援センター長	高柳則男君
商移課長 兼推進防犯管理	小林義昌君	総務企画課長 兼財政係	金井大介君
住民福祉課長 兼保健衛生係	上原加代君	住民福祉課長 兼福祉係	早乙女敦君
商移課長 兼観覧係	宮澤俊博君	住民福祉課長 兼福祉係	津田直樹君
総務課長 兼企画係	依田哲也君	代表監査委員	内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 依田哲也

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回青木村議会定例会を開会いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、松本淳英議員、5番、坂井弘議員を指名します。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。

去る2月25日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日4日から17日までの14日間と決定されましたが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月17日までの14日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙、日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日4日開会、議案説明を行い、散会といたします。5日は議案審査のため休会、6日木曜日は一般質問と令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑と委員会付託、7日は議案審査のため休会、8日と9日は休日のため休会、10日月曜日は議案審査のため休会、11日火曜日は総務建設委員会の委員会審議、12日水曜日は社会文教委員会の委員会審議、13日は議案審査のため休会、14日金曜日は委員長報告・審議・採決、15日と16日は休日のため休会、17日月曜日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、令和7年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より村政の運営に御理解御協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

米や野菜、生鮮食品などの食料価格の高騰が続いておりまして、村民の皆さんの家計への影響が憂慮されるところでございます。

最近の経済情勢であります。2月19日に公表されました内閣府月例経済報告によりますと、2月は景気は一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているとのことであります。

アメリカのトランプ大統領は、就任1か月で政策の大幅な方針転換を行うとともに、ウクライナの戦争終結に向け、ロシア寄りの停戦発言をしたとして、関係国、関係者からの懸念の声も上がっており、輸入品の関税措置に日本を含む関係国は対応を迫られております。

今後のトランプ大統領の言動は、日本にとりましても目を離せない状況でございます。

次に、国の来年度当初予算について申し上げます。

与党の自民・公明は衆議院が過半数に満たない状況の中で、予算成立のため野党の協力が不可欠です。そこで教育無償化や社会保険料の引下げなど、日本維新の会と正式に合意し、年度内予算の成立にこぎ着けました。これにより、毎年5,000億円規模で歳出が増える見通しとのことあります。将来にわたる財源をどう確保するのか、与野党がこの問題を組み合わせた国会論争を重要課題としていただきたいと期待しております。

次に、上田広域連合の主な事業について申し上げます。

まず、最重要課題の一つであります資源循環型施設建設についてであります。4年にわたりまして実施してまいりました環境影響評価については、手続完了となりました。施設の建設中及び稼働後の安全・安心な施設については検証することができたと考えておりまして、環境保全措置を適切に実施し、より環境への影響の少ない施設としてまいります。

地元関係者、関係団体の皆さんで構成される資源循環型施設対策連絡会との協議については今年度5回の懇談会を開催いたしまして、対策連絡会からは資源循環型施設建設に伴う地域要望を提出いただき、広域連合及び上田市から真摯に検討させていただきました。2月10日に始まった住民説明会では、地元の皆さんにこれまでの取組の成果を説明し、今後の施設建設に向けた基本的な協定締結へ御理解をお願いいたしました。全ての説明会が終了いたしましたので、対策連絡会に対しまして協定締結に向けた申入れをしたいと考えております。

次に、もう一つの最重要課題であります地域医療対策について申し上げます。

上小医療圏は医師・看護師等の不足によりまして救急医療体制の維持が厳しい状況にあります。現在10の救急病院が輪番制で休日夜間の診療を担当し、重症患者については信州上田診療センターの支援を受ける救急医療体制を整えております。しかし、医師不足等によりまして、重症患者を診る役割の信州上田医療センターが輪番病院としての対応をせざるを得ず、重症患者の対応が困難となっております。このため、他病院から医師を派遣し、軽症患者の診察、診療を行うとともに、信州上田医療センターの慢性期患者の速やかな転院のための取組について進められております。青木村では広域連合で実施しております地域医療対策事業に協力するとともに、青木村診療所で初期医療対応ができるよう施設設備整備を支援いたしまして、引き続き信州上田医療センターの負担軽減に取り組んでまいります。

続きまして、さきの12月定例会閉会後から本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日に青木村成人式を挙行し、二十歳となる皆さんのお祝いをいたしました。対象者37名のうち31名の方が出席されました。式典ではお世話になった先生方や来賓の皆さんから御祝詞をいただき、新成人の代表者からは家族やふるさとへの感謝、新たな決意が述べられました。式典終了後は、関係者で交流会が開催され、落ち着いた和やかな雰囲気の中、恩師やクラスメートとの久しぶりの再会を喜び合いました。

1月12日、青木村消防団出初式が盛大に挙行されました。晴天の下、堂々とあおきっ子消防応援団の皆さんと一緒に分列行進が行われました。式典では、団員や退団者の皆さんへの表彰が行われ、消防団の存在が大変頼もしく感じられた立派な出初式でした。

2月4日、鹿教湯三才山リハビリテーションセンター病院運営委員会に出席をいたしました。

令和5年の秋、鹿教湯病院と三才山病院が統合し、新しい鹿教湯病院として再出発しました。新病棟も竣工し、475床の規模となり、外構工事も本年7月には終了し、全ての再編事業が完了するとのことです。

さて、次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

まず、総務企画課関係でございますが、1番、自治体システム標準化に伴うシステム改修事業は達成いたしました。

2番、地域防災計画改訂業務3月末達成の見込みでございます。

飛びまして4番、五島慶太伝記創刊委託事業3月末に達成の見込みでございます。

6番、2025年農林業センサス統計調査、3月末に達成の見込みでございます。

次に、税務会計課関係について申し上げます。

1番の公金取扱手数料につきましては達成をいたしました。

次に、建設農林課関係について申し上げます。

1番の農地台帳の国システムへの移行に伴うシステムデータ更新事業につきましては達成をいたしました。

2番の農業支援センター委託事業、畦塗り機水中ポンプ発電機は達成いたしました。

3番のソバの保冷库設置工事につきましては達成をいたしました。

4番の保全松林健全化整備事業は達成をいたしました。

飛びまして、9番の湯の入線、これは田沢温泉の石畳のところではありますが、舗装の打ちかえ工事は達成をいたしました。

12番の詐欺復旧工事、青木の森1号線につきましては達成をいたしました。

次に、商工観光移住課関係についてでございますが、2番の電動アシスト自転車レンタル事業につきましては達成をいたしました。

3番の道の駅防犯カメラ増設事業を達成いたしました。

次に、住民福祉課関係について申し上げます。

1番の新婚新生活支援事業につきましては達成をいたしました。

4番の鹿教湯病院運営費補助事業につきましては達成をいたしました。

5番の補聴器購入補助につきましても達成をしております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

1番の保育園・小学校・文化会館トイレ洋式化工事、達成をいたしました。

2番の図書館空調設備更新工事照明LED化工事も達成をいたしました。

3番の五島慶太未来創造館企画展、これは縄文・弥生展、一石路展、小林一三展、3月末達成の見込みでございます。

次に、簡易水道事業関係について申し上げます。

2 番の導水管布設工事、これは深山地区、殿戸地区は達成をいたしました。

次に、特定環境保全公共下水道事業について申し上げます。

1 番の下水道全体計画・事業計画変更業務委託事業につきましては達成をいたしました。

次に、令和 7 年 2 月専決補正予算、第 5 号補正の概要について申し上げます。

歳入歳出それぞれに 2,538 万円を追加いたしまして総額を 44 億 4,127 万円といたしました。
早急な対応を必要としたために専決をさせていただいたところでございます。

令和 7 年 2 月専決補正における一般会計の主な事業につきましては、まず歳入につきましては、低所得世帯支援として 1,528 万円の増、歳出といたしまして住民税の非課税世帯 3 万円プラス子供 1 人当たり 2 万円の加増で 1,538 万円の増でございます。

次に、令和 6 年度一般会計補正予算（第 6 号）について申し上げます。

歳入歳出それぞれに 6,171 万 4,000 円を追加いたしまして総額を 45 億 298 万 4,000 円といたしました。各事業の確定等に伴う予算の増減について計上したところでございます。

令和 7 年 3 月補正予算における一般会計の主な事業につきまして申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、1 番、地方交付税 2,551 万 2,000 円の増でございます。2 番総務費国庫補助金、これは避難所環境改善事業へ充当いたしまして 2,244 万 7,000 円の増でございます。

4 番、価格高騰等特別対策支援事業補助金につきまして 400 万円の増でございます。

次に、基金の関係でありますけれども、情報通信関連事業基金からの財源振替え及び事業実績によりまして 7,418 万 2,000 円の増でございます。

7 番、繰越金、見込みより増で 3,384 万 7,000 円の増でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

1 番、情報通信施設等整備基金積立金 3,000 万円の増でございます。

2 番、新しい地域経済・生活環境創生交付金といたしまして、避難所の環境改善事業といたしまして 4,559 万 4,000 円の増でございます。

次に 3 番、県事業でございますが、住民税所得税非課税世帯 2 万円プラス子供 1 人当たり 2 万円の加算でございます 430 万円の増でございます。

次に飛びまして、令和 7 年度予算、当初予算について申し上げます。

今議会では、令和 7 年度の予算を御審議いただくことになっております。一般会計当初予算につきましては 4 月に村長及び村議会議員選挙を控えていることから、いわゆる骨格予算という考え方もございますが、4 月 1 日から村民生活に密着した予算が多いことから、基本

的には通常の当初予算の編成といたしました。一般会計の予算規模につきましては、32億6,000万円、前年度比1億9,300万円増となりました。前年度予算に対しまして増加いたしました要因といたしましては、職員給与の制度改正に伴う人件費の増、それから国のシステム標準化に関わる経費の増、児童手当の制度改正に伴う扶助費の増、物価高騰の影響による委託料などの経常的経費の増が上げられます。

本年は第6次青木村長期振興計画「明るい！優しい！温かい！笑顔あふれる青木村～人と自然と産業が融和した豊かな郷～」の4年目となります。6分野並びに6つの重点プロジェクトの達成に向けて取組をいたします。また、時代の潮流でもありますSDGs、ゼロカーボン、DXなど新しい時代の要求にも的確に対応してまいります。

令和7年度当初予算案の概要について申し上げます。

一般会計32億6,000万円、特別会計11億9,224万7,000円、公営企業会計7億6,695万円でございます。

一般会計の主な事業について申し上げます。

まず総務企画課関係でございますが、1番として議員報酬の改定でございます。1,019万5,000円、②番、自治体システム標準化に伴うシステム改修で7,097万1,000円、⑥番の防災無線設備更新工事2,000万円、税務会計課関係で、1番土砂災害計画区域等抽出業務で176万円、次に、建設農林課関係でございますが、3番の樹種転換事業補助金683万1,000円、4番の土木設計書積算システム導入121万6,000円、7番、橋梁補修工事で4,000万円、次に、商工観光課関係について申し上げます。1番、地域消費券の事業補助金300万円、3番の住宅リフォーム工事の補助金200万円でございます。それからもう一つ、空き家対策解体工事の補助金200万円でございます。

次に、住民福祉課関係について申し上げます。3番の結婚新生活支援事業で90万円、児童手当の拡充で2,538万円、6番の帯状疱疹ワクチン接種補助金121万円、次に、教育委員会関係について申し上げます。給食費の備品購入204万8,000円、空調設備設置工事546万7,000円、これは児童センターの遊戯室の空調設備を更新するものでございます。4番、小学校の学習用タブレットPC更新で1,422万8,000円でございます。次に6番、中学校費の照明設備のLED化工事を行います。それから、7番中学校費、学習用タブレットPCの更新で708万2,000円でございます。

次に、公営企業関係について申し上げます。簡易水道関係で水道管布設替え工事実施設計1,500万円、水道管布設替え工事で1億3,940万円でございます。

以上、提案を申し上げました議案のうち主な内容を説明させていただきました。詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をさせますので、御審議の上、御議決をいただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会は皆さんと同じく私も今期最後の議会となります。

4年間を振り返ってみますと、幸いにもコロナ禍がほとんど終焉いたし、経済活動をはじめ、村民の皆さんの活動も活発となり、現在はコロナ禍前の状況に戻りました。あの当時のことを思うと、何気ない日常のありがたさを感じております。最も思い出深いのは、東京証券取引所のプライム企業竹内製作所の企業誘致が実現したことでございます。令和5年9月から操業を開始されました。村長に初めて立候補したときの当初の公約が実を結びまして、その結果村の税收、雇用、若者定住の面で大きな結果を出すことができました。

また、五島慶太翁の顕彰活動も県との連携の下、着実に成果を上げておりまして、大変うれしく思っているところでございます。その他の主な事業につきましては以下のとおりでございます。

この4年間、多様化の時代の流れの中で、我がふるさと青木村も大きく変革した時期でありました。ここにおられる議員の皆様と共に一定の緊張感を保ちながら村民の皆さんの命と暮らしを守り、さらなる発展のため、切磋琢磨し、成果を収めることができましたことは誠に感慨深く、改めて全議員の皆さんに深甚なる感謝を申し上げる次第でございます。

しかし今、村を取り巻く環境は、課題が山積しております。少子高齢化と人口減少の進行は社会・経済・地域など様々な面で深刻な影響を及ぼしており、今後持続可能な村づくりに懸命な努力をしていく必要がございます。災害が少なく自然に恵まれた青木村は心豊かな村民性と、さらに国道143号青木峠バイパスの開通や大型企業の誘致などの大型プロジェクトを通して今後大きく発展する伸び代があると考えております。私どもはこれで4年間の区切りとなるわけですが、これからの村政に携わる方々には、ぜひ以上のことを踏まえまして、村民の皆さんの安全・安心を確保し、村の経済、社会の活性化に向けた村づくりの推進を切に願うものでございます。

そして、村最大の課題であります少子高齢化、人口減少の対応、国道143号青木峠バイパス事業への支援など、大きな課題への対応をお願いするものでございます。また、新しい村づくりの課題を洗い出し、村民の皆さんとともに目標を立て、人に優しい村づくりを推進していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この4年間、共に村政の課題に悩み、そして解決に向け積極的

に行動していただいた責任感あふれる村議会の皆さん、そして優秀な職員の皆さんと、ふるさと青木村の発展に尽くせたことは、私にとりましても望外の喜びとするところでございます。重ねまして、議員の皆さんの御労苦と御協力に深く感謝申し上げます。そして今期で引退される議員の皆さんの御健勝と改選を目指される議員の皆さんの御健闘を御祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

令和6年度一般会計補正予算（第5号）について小根沢住民福祉課長、説明願います。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお願いいたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

1、令和6年度一般会計補正予算（第5号）。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

引き続きまして、令和6年度青木村一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第5号）。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,127万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

令和7年2月20日、地方自治法第179条の規定により専決した。

青木村長、北村政夫。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金を1,528万円追加し、1億5万8,000円とするもので、節1総務管理費補助金1,528万円の増は、重点支援地方交付金低所得者世帯枠の国の令和6年度補正分でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金を10万円追加し、1億7,997万4,000円とするもので、節1、10万円は前年度繰越金の増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出。

款3民生費、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目1低所得世帯支援金、令和6年度国補正分を1,538万円追加し、同額とするもので、住民税非課税世帯に対し3万円さらに児童1人当たり2万円を追加支給する事業で、国の補助事業でございます。

節3職員手当等20万円は、職員の超過勤務手当、節10需用費13万5,000円は消耗品費、節11役務費14万5,000円は郵送料、口座振替手数料、節12委託料60万円はシステム改修費、節18負担金補助及び交付金1,430万円は給付金分でございます。

以上、令和6年度一般会計補正予算の専決処分について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 以上で、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては終了いたしました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 続いて、日程第4、議案第1号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、御説明いたします。

議案第1号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページに概要をおつけしてございますので、御覧ください。

青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）概要ということでございますが、国において情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和6年12月6日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、引用する条に繰下げ等が生じることにより所要の改正を行うものでございます。

なお、この改正によりまして、本条例の内容そのものが変更になるというものではございません。

以上、議案第1号について御説明いたしました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第5、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 引き続きまして、議案第2号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに概要がございますので、御覧いただければと存じます。

一般職の給与に関する条例の一部改正概要ということで、令和6年人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、国・県が実施する給与制度の見直しを踏まえ、当村においても民間の給与水準との均衡を維持しつつ実施するものでございます。

給料表は令和6年4月より遡って県の給料表を適用し、期末勤勉手当については年間支給月を4.50月分から4.60月分へ0.10月分引き上げるものでございます。また、令和7年4月からの支給も県の給料表を適用いたします。定年前再任用短時間勤務職員にあっては期末勤勉手当の年間支給月数を2.35月から2.40月分へ0.05月分引き上げるものでございます。

寒冷地手当につきましては、民間における同種手当の支給額に合わせ、11.3%引き上げるものでございます。

世帯等の区分が載っておりますけれども、世帯主である職員で扶養親族のある職員は改正後 1 万 9,800 円、その他の世帯主である職員は改正後 1 万 1,400 円、その他の職員は改正後 8,200 円に改正となります。扶養手当は令和 7 年、8 年度に月額が見直され、配偶者に関わる手当が廃止されます。配偶者については現行 6,500 円が令和 7 年度 3,000 円、令和 8 年度には廃止となります。

子については、現行 1 万円が令和 7 年度 1 万 1,500 円、令和 8 年度には 1 万 3,000 円となります。令和 7 年 4 月 1 日より定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員に対して住居手当と寒冷地手当を支給するという内容となっております。

以上、議案第 2 号について御説明いたしました。

◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第 6、議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第 3 号について御説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和 7 年 3 月 4 日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「法第 19 条第 3 項」を「法第 19 条第 6 項」に改める。

この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するということで、概要が下にございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、引用する条項に繰下げが生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、法第 19 条は部分休業についての規定でございますが、この改正により、本条例の内容が変更となるようなものではございません。

以上、議案第 3 号について御説明いたしました。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第７、議案第４号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

塩澤担当課長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、お願いいたします。

議案第４号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和７年３月４日提出、青木村長、北村政夫。

裏面の下段をお願いいたします。

改正概要をもって説明とさせていただきます。

青木ネットワーク整備に当たり、令和７年度は現サービスまた新サービスが混在し、地区等によりまして工期が異なることから利用料にばらつきが出ること、また加入を促進する意味合いから令和７年度の現サービスと新サービスの利用料を徴収しないものとするもので、現サービスの利用料を規定しております別表の２を改めるものでございます。

以上、議案第４号について御説明をいたしました。

◎議案第５号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第８、議案第５号 青木村犯罪被害者等支援条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第５号 青木村犯罪被害者等支援条例について御説明いたします。

議案第５号 青木村犯罪被害者等支援条例（案）。

令和７年３月４日提出、青木村長、北村政夫。

議案最終ページの概要説明をお願いいたします。

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本的事項であ

る村の責務、住民等の役割、事業者の役割等を規定することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減、日常生活支援により、経済的負担の軽減等を図り、生活の再建を図り、村民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことを目的として制定するものでございます。

以上、青木村犯罪被害者等支援条例（案）について御説明いたしました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第9、議案第6号 青木村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第6号 青木村消防団条例の一部を改正する条例（案）。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして、最後のページに概要をおつけしてございますので、御覧いただければと存じます。

1の条例改正の経緯といたしましては、青木村消防団条例において、消防組織法に準じた条例改正を行うものでございます。

2番目の条例改正概要ですが、（1）団員の定数及び基本消防団員について、現行、定員300人、基本団員200人と協力団員100人としております消防基本団員は、本村に定住する年齢18歳以上41歳未満の者とするを改正後、定員230人、基本団員130人、協力員100人、基本消防団員は本村に定住する年齢18年以上、41年未満の者とする。ただし、年齢41年以上の者が基本消防団員を希望する場合はこの限りでないと改めるものでございます。

（2）の消防団長の任命資格について、現行、本村に定住する年齢18歳以上の者で、副団長の経験を有する者とあるのを、改正後、本村に定住する18歳以上の者に改めるものでございます。

（3）の副団長の任命資格についてですが、現行本村に定住する年齢18年以上の者で、副分団長以上の経験を有する者を、改正後、本村に定住する年齢18年以上の者とするものでございます。

また、（４）欠格条項について、下記のとおり追加ということでございます。

次の各号のいずれかに該当する者は団員となることができないということで、第１号拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることができなくなるまでの者、第２号第６条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者、第３号、６月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者。これまで欠条項の規定がございましたので、新たに追加するものでございます。

以上、議案第６号について御説明いたしました。

◎議案第７号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第10、議案第７号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第７号について御説明いたします。

青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

令和７年３月４日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに概要をおつけしてございますので、御覧いただきたいと存じます。

１の条例改正の経緯でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は非常勤消防団員等の損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。令和６年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正を行うものでございます。

２の条例改正概要ですが、（１）非常勤消防団員等の補償基礎額の改定ということで、表のとおり、各階層においてそれぞれ改正するものでございます。

（２）消防作業従事者の補償基礎額についてですが、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げるものでございます。

（３）の扶養に係る補償基礎額の加算額の改定につきましては、下段の令和７年度の欄の

とおり、それぞれ改正するものでございます。

以上、議案第 7 号について御説明いたしました。

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第11、議案第 8 号 青木村非常勤消防団員に係る退職報賞金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第 8 号 青木村非常勤消防団員に係る退職報賞金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和 7 年 3 月 4 日提出、青木村長、北村政夫。

こちら最終ページに改正概要がございますので、御覧いただければと存じます。

条例改正の経緯でございますが、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、消防団員退職報賞金の勤務年数区分に新たに区分が追加されたため所要の改正を行うものでございます。

条例改正の概要ですが、これまで勤続年数30年以上が表の最高であったわけですが、各階級において下線のとおり、新たに35年以上までの 5 年分が追加されたことによる改正となっております。

以上、議案第 8 号について御説明いたしました。

◎議案第 9 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第12、議案第 9 号 損害賠償の額の決定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、議案第 9 号について御説明申し上げます。

損害賠償の額の決定について。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、地方公営企業法第40条第2項及び青木村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

記。損害賠償の内容等、1、損害賠償の相手方、青木村大字当郷在住、個人、2、損害賠償額、金168万3,968円、3、事案の概要及び経過、令和6年11月8日午後2時30分頃、公用車にて村内公共施設を巡回中、同車両のエンジンをアイドリングにした状態で村道脇に止め、降車し、点検作業をしていたところ、同車両が村道勾配に従って自然降下し、停車位置から約70メートル離れた村道沿いの個人宅に衝突し、ブロック塀、居宅の一部を破損した。事故発生直後から相手方と話を重ね、原形復帰を基本にしつつ、相手方の意向を踏まえて修復作業に着手し、令和6年12月中に修復工事を完了したものでございます。

提案理由といたしまして、損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要がありますことから、今回提出するものでございます。

以上、議案第9号について御説明申し上げます。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第13、議案第10号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第10号について御説明いたします。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて。

下記のとおり、権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

記。1、放棄する権利の内容、上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額2,767万1,000円のうち376万8,000円、2、権利放棄に係る相手方、上田市上丸子1612番地、上田地

域広域連合 広域連合長、土屋陽一。3、権利放棄の理由、上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和7年度に実施する地域医療対策事業（信州上田医療センター医療従事者確保事業、病院間連携救急医療従事者派遣事業、看護師就学資金支援事業、病院間連携急性期病床対策事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するものということで、次のページをお願いいたします。概要について、御説明を申し上げます。

広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、1のふるさと基金についても記載されておりますが、平成26年から30年度までは上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として財政支援を実施し、その後、令和元年度から令和5年度までの地域医療対策事業による財政支援、それから3年間を期間とした令和6年度から令和8年度までの地域医療対策事業の財源として権利放棄を行ってきております。現在は4億4,000万円余の残高がございます。今回権利放棄の総額は1億1,954万3,000円で、そのうちの青木村の放棄予定額は376万8,000円、その後の青木村の基金残高は2,390万3,000円となります。

なお、事業別の青木村の財政支援額は次の2ページ以降に記載されていますので、御覧いただければと存じます。

3の令和7年度地域医療対策事業の財政支援についてということで、（1）の信州上田医療センター医療従事者確保事業に188万5,000円、（2）の病院間連携救急医療従事者派遣事業に65万3,000円、次のページの（3）看護師就学資金支援事業に19万6,000円、（4）病院間連携急性期病床対策事業に34万8,000円、次のページに記載の（5）病院群輪番制病院等救急搬送収容事業に57万6,000円、（6）病院群輪番制病院後方支援事業に70万8,000円、合わせて青木村の今回放棄額376万8,000円となっております。

以上、議案第10号について御説明いたしました。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第14、議案第11号 令和6年度青木村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いします。

最初に、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第11号について御説明申し上げます。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,171万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億298万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定による、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表 繰越明許費による。

地方債、第3条、地方債の追加及び変更は第3表 地方債補正による。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業、金額が8億5,494万円で令和7年度分の事業費が明確になりましたことから、明許繰越をお願いするものでございます。

その下、同じく款2総務費、項1総務管理費、事業名が新しい地方経済生活環境創生交付金事業、金額が4,559万4,000円で、こちらは防災関係の交付金で防災備品等を整備するもので、年度内に予算が確保されていることが採択の要件となっておりますので、ここで補正をお願いし、全額を翌年度へ繰り越して実施するものでございます。

続いて、款3民生費、項1社会福祉費、事業名が長野県生活困窮者価格高騰特別対策事業430万円で、こちらは県の事業で住民税均等割のみ課税の世帯に2万円ずつ給付するものですが、システムの改修に時間を要することから翌年度に繰り越して実施するものでございます。

同じく款3民生費、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、事業名が地方創生臨時交付金低所得世帯支援事業1,530万円で、先ほど補正予算（第5号）で御説明した内容でございますが、全額を翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が妊婦のための支援給付対応に伴う健康管理

システム改修事業、金額が50万6,000円で、妊婦のための支援給付金を給付するに当たり健康カルテシステムの改修が必要になりますことから、本年度で予算化し、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて款7 土木費、項2 道路橋梁費、村道湯の入線舗装改修工事、金額が600万円で、表層の工法の選定に不測の日数を要したことと、舗装の適期を考慮し、翌年に繰り越して実施するものでございます。

続いて隣の4ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

1の追加では、起債の目的、一般補助施設整備事業債、限度額620万円を新たに追加するもので、防災関連の交付金、新しい地方経済生活環境創生交付金の補助裏の適債性のある部分に対して借入れを行うもので、充当率がこちらは100%、交付税措置50%となっております。

2の変更ですが、起債の目的は地域活性化事業債、限度額を補正後270万円とするもので、当郷区中村川の水路改修工事に充当するものですが、事業費の確定により減額とするものでございます。

脱炭素事業債は限度額を補正後3,580万円に減額するもので、運動公園の証明と図書館、児童センターのLED化工事が実績により減となりました。

緊急防災減災事業債は、限度額補正後11億1,460万円とするもので、情報通信関係、文化会館のトイレの洋式化、それから図書館の空調設備改修工事に充当しておりますが、こちらは実績により増となります。

公共施設等適正管理推進事業債は、補正後460万円に減額するもので、小学校と保育園のトイレの洋式化工事に充当しますが、事業の進捗により減額となりました。

臨時財政対策債、補正後390万円は交付税額の増額決定により借入可能額が減となったため、補正をお願いするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて9ページ、10ページを御覧ください。

2の歳入については一括して御説明申し上げます。

初めに、款10項1目1 地方交付税は2,551万2,000円を追加し、13億5,511万2,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款12分担金及び負担金、項2 負担金、目3 衛生費負担金は249万3,000円を追加し、1,020

万5,000円とするもので、水道会計からの人件費に関わる負担金で人事異動並びに人勧等により増となりました。

目4土木費負担金は427万8,000円を減額し、1,886万7,000円とするもので、こちらは下水道会計からの人件費に代わる負担金で、こちらも人事異動等により減となりました。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は2,244万7,000円を追加し、1億2,250万5,000円とするもので、節1総務管理費補助金2,244万7,000円は新しい地方経済生活環境創生交付金、防災関係の交付金でございますが、補助対象事業費の2分の1を見込みました。

目2民生費国庫補助金は7万9,000円を追加し、549万5,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は介護報酬等改定によるシステム改修に対する補助金が追加となりました。

目3衛生費国庫補助金は、50万円を追加し、940万3,000円とするもので、出産・子育て応援交付金は妊婦のための支援給付に対応するためのシステム改修に対する補助金となっております。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金400万円を追加し、2,094万6,000円とするもので、節1社会福祉費補助金は価格高騰特別対策支援事業補助金で県が実施します住民税均等割のみ課税世帯に対する支援金に係る補助金となっております。

目3農林水産業費県補助金は36万8,000円を減額し、1億613万3,000円とするもので、節1農業費補助金は005から036まで、それぞれ見込みより減となりました。

続きまして、款17項1寄附金、目3教育費寄附金は10万円を追加し、122万円とするもので、本村出身の沓掛利通画伯の御遺族から美術館で役立ててほしいと御寄附を頂いたものでございます。

続きまして、款18繰入金、項1目1基金繰入金は1,581万8,000円を減額し、3億7,897万7,000円とするもので、情報通信関連事業基金からの繰入れを取りやめ、必要分を公共施設整備基金から充当することとしたことによる減額でございます。

続いて、款19項1目1繰越金は3,384万7,000円を追加し、2億1,382万1,000円とするもので前年度繰越金が見込みより増でございます。

款21項1村債については、先ほど地方債補正で御説明申し上げたとおりですので、説明は

省略させていただきます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては各担当課より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1,338万円を追加し、2億1,440万3,000円とするもので、節2給料から節4共済費については人事異動並びに企業会計による補正となっておりますので、説明は省略させていただきます。

節12委託料26万4,000円は弁護士相談業務委託料で調停案件が発生しましたことからここで補正をお願いするものでございます。

次のページ、目6企画費でございますが、105万7,000円を減額するもので、こちらは任期途中で自身の都合で退任されました地域おこし協力隊の人件費の減となっております。

目8情報通信サービス事業費は2,926万5,000円を追加し、12億5,851万5,000円とするもので、人件費についてはパートタイムの会計年度任用職員の勤務が見込めず減となりました。

節24積立金3,000万円については、令和7年度は使用料の収入が見込めないため、次年度の財源として積立てを行うものでございます。

続いて、目11新しい地方経済生活環境創生交付金事業ですが、新たに4,559万4,000円を追加するもので、節10需用費の消耗品70万円はコードリール30本、毛布50枚の購入を見込みました。

節14工事請負費1,242万円は防災備蓄倉庫5基を設置する工事費を見込みました。

次のページへ参りまして、節17備品購入費は3,247万4,000円ですが、緊急時用の浄水装置1台、炊出し炊飯釜10セット、移動式煮炊き釜1台、簡易トイレ TENT セット30基、避難用仕切り TENT 100セット、折畳みベッド30台、要介護者用ベット1台、発電機15台、蓄電池15台、投光器15基の購入を見込みました。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は182万6,000円を追加し、2,906万4,000円とするもので、節3職員手当等67万1,000円は上田駅線の運行により運転士の超過勤務手当が増となりました。

節4共済費は見込みより増、節10需用費88万2,000円は消耗品でスタッドレスタイヤの購入による増、印刷製本費は回数券の印刷費用、修繕料はドライブレコーダーの取付け費用ほか、車両修繕費が増となっております。

節26公課費は自動車重量税が見込みより増となりました。

少し飛びますが、39、40ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目3消防施設費は財源の振替えとなっております。

目5災害対策費は、13万2,000円を追加し、113万2,000円とするもので、節8旅費は能登半島地震における職員の災害派遣時の旅費で、令和6年4月以降、2回分の出張旅費をお願いするものでございます。

49ページ以降には、職員の給与費明細表をおつけしておりますが、給与改定等今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第11号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続いて奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

15ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費56万8,000円を追加し、2,157万6,000円とするもので、節2給料から節4共済費までについて人事異動及び人事院勧告による補正を行うものでございます。

続きまして、17ページをお開きください。

項3徴税費、目1税務総務費23万3,000円を追加し、2,838万1,000円とするもので、こちらにつきましても節2給料から節4共済費の人件費につきましては人事異動及び人事院勧告による補正を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金7万1,000円は地方税電子化協議会への負担金が見込みより増、節22償還金利子及び割引料146万円につきましては修正申告等に基づく個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の還付金で見込みより増となったものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明を申し上げました。

○議長（松澤正登君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明を申し上げます。

19、20ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費を419万4,000円追加し、3,864万2,000円とするもので、節2給料183万1,000円の増、節3職員手当等166万8,000円

の増、節4 共済費79万5,000円の増は職員の人件費分で人事異動、人事院勧告によるものでございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費を136万9,000円追加し、7,631万8,000円とするもので、節2 給料36万6,000円の増、節3 職員手当等68万1,000円の増。

21、22ページをお願いいたします。

節4 共済費32万2,000円の増は職員及び会計年度任用職員の人事異動、人事院勧告によるものでございます。

目3 老人福祉費を15万9,000円追加し、2億7,105万7,000円とするもので、節27 繰出金15万9,000円の増は介護保険特別会計への繰出金の増によるものでございます。

目4 地域包括支援センター費を344万1,000円減額し、2,554万4,000円とするもので、節1 報酬57万2,000円の増、節2 給料260万8,000円の減、節3 職員手当等59万4,000円の減、節4 共済費81万1,000円の減は職員及び会計年度任用職員分の人事異動、人事院勧告分でございます。

目18 価格高騰特別対策支援事業補助金を430万円追加し、同額とするもので、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり2万円、子供1人当たり追加で2万円給付する県の事業で、節3 職員手当等13万円の増は職員の超過勤務手当。

23、24ページをお願いいたします。

節10 需用費9万円の増は消耗品費、節11 役務費8万円の増は郵送料、口座振替手数料、節12 委託料70万円の増は、システム改修費、節18 負担金補助及び交付金330万円の増は支援金分でございます。

25、26ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費。

27、28ページをお願いいたします。

目1 保健衛生総務費を151万9,000円追加し、7,728万円とするもので、節2 給料119万円の増、節3 職員手当等37万7,000円の減、節4 共済費20万円の増は人件費分でございます。

節12 委託料50万6,000円の増は、健康管理システム改修に伴う委託料の増でございます。

以上、住民福祉課関係の一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続いて、稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

建設農林課関係におけます節2の給料から節4の共済費までは人事異動及び人勧等によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

款4衛生費、項3目1上水道費249万3,000円を追加し、8,016万7,000円とするもので、節1報酬88万1,000円につきましては会計年度任用職員1名分について見込みより増でございます。

29ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費225万6,000円を減額し、3,105万1,000円とするもので、節8旅費1万3,000円につきましては普通旅費について見込みより増でございます。

目3農業振興費9,000円を追加し、5,996万6,000円とするものです。

節12委託料2万2,000円の減、31ページへ参りまして、節14工事請負費13万9,000円の減、節15原材料費2万8,000円の減は、県補助金の元気づくり支援金事業を活用したソバの保冷保管庫整備事業につきまして実績が確定したことから、それぞれ減額するものでございます。

節18負担金補助及び交付金19万8,000円の増につきましては、各交付金の実績が確定したことにより増減するものでございます。

目5農地費23万1,000円を減額し433万9,000円とするもので、節14工事請負費23万1,000円の減につきましては当郷区中村水路の改修工事につきまして見込みより減でございます。

33ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費211万7,000円を追加し、2,347万5,000円とするもので、節1報酬137万4,000円と35ページへ参りまして、節8旅費1万5,000円の減は会計年度任用職員1名分につきまして見込みより減でございます。

目2公共下水道費427万8,000円を減額し、1億8,253万2,000円とするもので、節1報酬66万1,000円につきましては、会計年度任用職員1名分について見込みより増でございます。

37ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目2道路新設改良費751万8,000円を減額し、3,970万8,000円とするもので、節14工事請負費800万円の減につきましては村道、当郷国道北5号線の舗装工事につきまして誘致企業との調整によりまして令和8年度へ工事を繰り越し、先送りすることから皆減するものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

31ページ、32ページをお願いします。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費は人事異動によるものですので、説明を省略させていただきます。

おめくりいただきまして、33ページ、34ページをお願いいたします。

目5 移住定住促進費、こちらも人事異動、人事院勧告によるものですので、説明を省略させていただきます。

目6 道の駅関連施設運営費は346万4,000円を減額し、1,923万円とするもので、節14 工事請負費346万4,000円の減額は、道の駅防犯カメラ設置工事業費の確定に合わせて減額しました。

おめくりいただきまして、37ページ、38ページをお願いいたします。

款7 土木費、項4 別荘事業費、目1 別荘事業費につきましても人事異動、人事院勧告によるものですので、説明を省略させていただきます。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 続いて、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

23ページから25ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 保育所費454万8,000円を減額して1億7,587万8,000円とするものです。

節1 報酬から節8 旅費までの増減については人事異動、人勧によるものですので、御説明を省略いたします。

25ページ、26ページをお願いいたします。

節10 需用費、007 賄い材料費の112万円は食材高騰によるものです。

節12 委託料は予定していた子ども・子育て支援事業計画作成の業者委託をせず行ったため、110万円の減額となっております。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

25ページをお開きください。

款 2 民生費、項 2 児童福祉費、目 5 児童福祉施設費ですが223万2,000円を減額して1,751万9,000円といたしました。これは主に節 2 給料の減であります。職員の 1 名が育休中のため減になっております。

次に、39ページをお開きください。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費でございますが、415万8,000円を増額して3,799万4,000円といたしました。

節 1 報酬の増は、これまで図書館にいた職員を保育園と中学校で仕事をしていただくようにしたため、今年度は事務局で対応したことによる増になります。

節 2 給料と節 3 職員手当の増は人事異動と人勸による人件費の増になります。

続いて目 3 教育指導費でございますが、92万9,000円を増額して1,980万円としました。内訳ですが、節18負担金補助及び交付金の001負担金の増は中学校の探求の授業について信大と協定を結び、共同研究を行うことにした負担金であります。

次のページの002補助金の増は幼児教育無償化に伴って青木保育園以外の幼稚園等に通っているお子さん方の給付金、交付金が見込みより増になったものであります。

また、節19扶助費の増は、小中学校の準要保護児童・生徒の就労援助費と特別支援学級入級の児童・生徒の修学援助費の増減によるものでございます。

続きまして、項 2 小学校費、目 1 学校管理費ですが、937万1,000円を減額して8,198万2,000円といたしました。これは主に節 2 給料、節 3 職員手当等の減によるもので、村費で配置を予定していた小学校 2 年生の教員の確保ができなかったことによります。現在、長野県では県費での職員配置もできない学校が出てくるなど、大きな課題だと考えています。

節14工事請負費の減は児童用と教師用のトイレの洋式化工事が見込みより減になったものであります。

目 3 中学校費ですが、250万8,000円を減額いたしました。

節 1 報酬の減は非常勤講師の異動があったため減額となりました。

43ページをお願いします。

項 4 社会教育費、目 3 文化会館費ですが、65万円を減額いたしました。主には節10需用費の光熱水費が見込みより減になったためであります。

目 4 文化財保護費ですが、34万4,000円を減額しました。

節18負担金補助及び交付金として見積もっていた豊受神社の改修工事が令和 7 年度に実施

することになったためであります。

目 6 美術館費ですが、128万7,000円を増額いたしました。

節 2 給料の増は美術館長の任用をフルタイムにしたことによります。

節17備品購入費の増は、ガスファンヒーターを設置したためであります。

45ページの目 7 図書館費ですが、45万5,000円を増額しました。主に職員の人事異動によります。

47ページ、目10五島慶太未来創造館ですが、5,000円を増額してあります。

項 5 保健体育費、目 2 保健体育施設費ですが、1,489万円を減額して5,512万2,000円といたしました。

節14工事請負費が大幅に減額になっておりますが、これは総合グラウンドとテニスコートのLED化工事が見込みより減になったためであります。これはその2か所のLED化工事を一括にして発注したということと、当初74基必要と考えていたLED照明を56基で対応できたため、減額することができました。

教育費は以上でございます。

○議長（松澤正登君） ここで暫時休憩いたします。

時間で10時40分再開いたしますので、お願いします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（松澤正登君） それでは、引き続き会議を開きます。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第15、議案第12号 令和6年度介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

議案第12号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,153万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金を15万9,000円追加し、2,980万6,000円とするもので、節1事務費等繰入金15万9,000円の増は、一般会計からの事務費等繰入金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を15万9,000円追加し、399万8,000円とするもので、節12委託料15万9,000円の増は、介護保険システム改修による増でございます。

以上、令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第16、議案第13号 令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度青木村簡易水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区分）

（4）主要な建設改良事業配水施設費、補正前1億6,635万9,000円、補正後1億9,635万9,000円。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入。

第1款水道事業収益、第3項特別利益94万円を追加するものです。

支出。

第1款水道事業費用、第1項営業費用249万3,000円を追加し、1億5,914万5,000円とするものです。

第3項特別損失168万4,000円を追加するものです。

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,012万9,000円は、損益勘定留保資金2,500万5,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,512万4,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,135万9,000円は、損益勘定留保資金2,350万8,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,785万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

裏面へお願いいたします。

収入。

第1款資本的収入、第1項企業債2,000万円を追加し1億5,570万円とし、第2項補助金1,000万円を追加し8,033万円とし、第3項その他資本的収入37万円を追加するものです。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費3,000万円を追加し1億9,635万9,000円とし、第2項固定資産購入費160万円を追加するものです。

第5条 予算第5条に定められた起債の限度額1億3,570万円を1億5,570万円に改める。
令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

すみません、ページが抜けております。3ページと記載してあるページのところを御覧をいただければと思います。

最初に、3ページの手前のページを御覧ください。

令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書になります。

収益的収入。

款1水道事業収益、項3特別利益、目1節1その他特別利益94万円につきましては、議案第9号で御説明申し上げました事案の民家修復に対する対物賠償共済金の収入でございます。

収益的支出。

款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節1、31負担金249万3,000円につきましては、人勧等に伴う人件費について、見込みより増でございます。

項3特別損失、目1節6その他特別損失168万4,000円につきましては、議案第9号で御説明申し上げました事案の民家の修復費用でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債、節1水道事業債2,000万円につきましては、送水ポンプ更新工事に係る事業費のうち、国庫補助金の残額を水道事業債により借入れするものでございます。

項2補助金、目1節1国庫補助金1,000万円につきましては、送水ポンプ更新工事に係る事業費のうち社会資本整備総合交付金を受けるものでございまして、補助率は3分の1でございます。

項3目3節1その他資本的収入37万円につきましては、議案第9号で御説明申し上げました事案の公用車に対する車両共済金収入でございます。

資本的支出。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2配水施設費、節33工事請負費3,000万円につきましては、村内7か所にありますポンプ室内の送水ポンプ計14台を交換するもので、見込みより増でございます。

項2固定資産購入費、目1有形固定資産購入費、節3車両運搬器具購入費160万円につきましては、軽トラック1台分の購入費でございます。

以上、議案第13号について御説明申し上げます。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第17、議案第14号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用427万8,000円を減額し、1億9,801万4,000円とするものです。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

2ページをお願いいたします。

令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の内訳書になります。

収益的支出。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目3総係費、節31負担金427万8,000円の減につきましては、人勸等に伴う人件費について、見込みより減でございます。

以上、議案第14号について御説明申し上げます。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第18、議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長により一括説明いただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いします。

最初に、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算について

御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和7年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億6,000万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額32億6,000万円は、前年度予算額に比べて1億9,300万円の増で、率で6.3%増となります。

続いて、2ページから7ページまでの歳入歳出予算につきましては省略をさせていただき、8ページをお願いいたします。

第2表、地方債について御説明申し上げます。

歳入予算の中では32、33ページに記載されています。また、歳出については、それぞれ対象事業に充当して事業を実施するものでございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

まず、起債の目的。

地域活性化事業債で、国土保全対策事業債を農業用水路工事に充当する起債でございます。限度額300万円、方法は証書借入れまたは証券発行により、利率が3%以内（ただし、利率

見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)となります。償還方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により、繰上償還または償還年限の短縮、もしくは借換えができるものとする。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については同様となりますので、省略をさせていただきます。

続いて、脱炭素化推進事業債、限度額1,610万円は、小中学校の照明のLED化工事に充てさせていただきます。

緊急防災減災事業債、限度額2,650万円は、指定避難所となっております義民の郷ふれあいセンタートイレの洋式化工事と児童センターの空調設備設置工事、併せて衛星系防災無線の更新工事負担金に充当を予定しております。

9ページをお願いいたします。

9ページから11ページまで歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますので、予算額の構成割合について申し上げます。

歳入では、村税18.2%、地方譲与税1.4%、利子割交付金は構成割合が出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式譲渡所得割交付金は構成割合が出てまいりません。法人事業税交付金0.2%、地方消費税交付金3.1%、自動車税環境性能割交付金0.1%、地方特例交付金0.1%、地方交付税41.6%、交通安全対策特別交付金については構成割合が出てまいりません。分担金及び負担金1.2%、使用料及び手数料1.3%、国庫支出金9%、県支出金5%、財産収入0.3%、寄附金0.4%、繰入金11.3%、繰越金0.4%、諸収入1.3%、村債1.4%。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、議会費が1.5%、総務費20.8%、民生費26.3%、衛生費7.6%、農林水産業費6.2%、商工費4.2%、土木費9.8%、消防費5.8%、教育費12.2%、災害普及費は構成割合が出てまいりません。公債費5.5%、予備費0.1%。

以上となります。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、歳入及び歳出の本年度予算額については読み上げを省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2、歳入については、一括して御説明を申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は1,134万6,000円の増となっております。

節 1 現年課税分については、前年度と比較して均等割661万7,000円は人数で6名増、金額で108万2,000円の減、所得割1億6,732万5,000円は人数で157名の減、金額では178万5,000円の増を見込んでおります。また、定額減税分として36人分21万6,000円の減を見込んでおります。

目 2 法人分は4,933万2,000円の増。

節 1 現年課税分については、前年と比較して均等割1,092万円は275万7,000円の増、法人数合計は9法人の増となっています。法人税割7,259万4,000円は4,657万5,000円の増を見込みました。

項 2 目 1 固定資産税は、790万5,000円の増。

節 1 現年課税分については、土地5,645万6,000円が70万4,000円の増、次のページへまいりまして、家屋1億4,283万2,000円が42万円の減、償却資産の合計8,646万1,000円は740万6,000円の増を見込みました。

目 2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、前年1,000円の減でございます。

項 3 目 1 軽自動車税、種別割は41万6,000円の減。

節 1 現年課税分1,942万1,000円については、39万6,000円の減、次のページへまいりまして、台数合計で2,677台、前年より59台の減を見込んでいます。

目 2 環境性能割は前年57万6,000円の減を見込みました。

項 4 目 1 たばこ税は47万2,000円の減、全体本数で7万2,040本の減を見込んでおります。

項 5 目 1 入湯税は11万9,000円の増。

節 1 現年度課税分201万1,000円については、宿泊者が1万2,807人、日帰り者が1,818人を見込んでおります。

款 2 地方譲与税、項 1、次のページへまいりまして、目 1 地方揮発油譲与税は、20万円の減で、県の見込みに合わせて算出をいたしました。

項 2 自動車重量譲与税、目 1 自動車重量譲与税は60万円の増、項 3 目 1 森林環境譲与税は110万円の増を県に準じて見込んでおります。

款 3 項 1 目 1 利子割交付金は10万円の増。

款 4 項 1 目 1 配当割交付金20万円の増は、いずれも県に準じて見込んでおります。

款 5 項 1 目 1 株式譲渡所得割交付金は、前年同額。

款 6 項 1 目 1 法人事業税交付金は、20万円の増を見込んでおります。

款 7 項 1 目 1 地方消費税交付金は700万円の増で、県に準じて見込みました。

款 8 項 1 目 1 自動車税環境性能割交付金は57万5,000円の増、今年度の交付実績の 8 割、80%で見込んでおります。

款 9 項 1 目 1 地方特例交付金1,040万円の減は、今年度個人住民税定額減税減収補填分の減が主な減の要因となっております。

項 2 目 1 新型コロナウイルス感染対策地方減収補填特別交付金は、令和 3 年度に創設されたもので、令和 7 年度も頭出しとさせていただいております。

次のページへまいりまして、款10項 1 目 1 地方交付税は3,400万円の増、節 1 地方交付税の普通交付税については、国では1.6%増額を見込んでいるものの、企業誘致により家屋や償却資産に係る税収の増分の75%が基準財政収入額に算入されることから、相当分を加味して見込みました。また、特別交付税については、前年1,000万円の増の8,000万円で見込みました。

款11項 1 目 1 節 1 交通安全対策特別交付金は、前年同額でございます。

款12分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金は前年同額で、節 1 農業費分担金は循環型社会形成事業の当郷区中村水路工事等に係る分担金でございます。

項 2 負担金、目 2 民生費負担金は365万4,000円の減で、節 1 社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金が 2 人分で61万7,000円の減、節 2 児童福祉費負担金は303万7,000円の減で、保育料は未満児が32人、早朝保育料が65人、延長保育料が60人、一時的保育料は 9 万7,000円の増を見込んでおります。

目 3 衛生費負担金は266万4,000円の増で、節 1 保健衛生費負担金は未熟児療育医療受給者負担金で4,000円の減でございます。

節 2 上水道費負担金は、水道業務に従事します職員の人件費分について、水道会計から一般会計への負担金として納付いただくもので18万3,000円の減となっております。

目 4 土木費負担金は372万円の減で、節 1 土木費負担金は、別荘管理費負担金で 2 万 4,000円の増を見込みました。

節 2 公共下水道費負担金は、下水道会計が負担すべき職員の人件費分について一般会計へ負担金として納付いただくもので374万4,000円の減となっております。

款13使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料は2,813万5,000円の減で、節 1 総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料、村営駐車場使用料は前年同額、村営バス運行収入は19万1,000円の増額で見込みました。

次のページへまいりまして、令和 7 年度は情報電話の切換えにより使用料を徴収しないと

ということで、現年度分の高速情報通信サービス使用料と放送サービス使用料は計上されてございません。

節4の光ケーブル使用料は100万円の減で、固定使用料と加入数による使用料の合計となっています。

目2商工使用料は23万5,000円の減で、節1観光施設使用料はキャンプ場で28万6,000円の減、昆虫資料館使用料は実績により5万円の増を見込んでおります。

目3土木使用料は64万円の減で、節1住宅使用料の教員住宅使用料は前年同額、村営住宅使用料は実績により64万円の減を見込んでおります。

節3別荘施設使用料は、別荘のテニスコートの使用料を前年同額で計上しております。

目4教育使用料13万7,000円の増は、節1保健体育使用料で26万8,000円の減、節2会館使用料で15万2,000円の増、節3美術館使用料は25万3,000円の増で、それぞれ実績を基に計上いたしました。

目5衛生手数料は、男性の料理教室6回分の使用料を見込んでいます。

項2手数料、総務手数料は、節1町税手数料、節2戸籍住民基本台帳手数料、節3総務管理費手数料、こちら情報センター広告手数料で、全て前年同額となっております。

目2衛生手数料は前年同額で、節1保健衛生手数料のうち犬新規登録手数料は10頭分、注射済み票交付手数料は260頭分を見込んでいます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は1,825万円の増で、節1社会福祉費負担金が151万6,000円の増で、いずれも2分の1の国庫負担、次のページへまいりまして、節2児童福祉費負担金は1,692万円の増で、3分の2の国庫負担、節3保険基盤安定負担金は18万6,000円の減で、2分の1の国庫負担となっております。

目2衛生費国庫負担金は前年同額で、節1保健衛生費負担金は未熟児療育医療事業負担金で2分の1の負担となっております。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は4,725万円の増で、節1総務管理費補助金で001社会保障・税番号システム整備費補助金231万円は戸籍情報附票システムに係るもの、002重点支援地方交付金2,586万8,000円は、令和6年度の国の補正予算分で小中の給食費等に充当して実施いたします。003振り仮名対応システム改修補助金287万円は、戸籍への振り仮名登録に係る通知書作成に係る補助となっております。

節2村営バス運行管理費補助金は内示に基づき、30万円の増となっております。

節3マイナンバーカード交付事務費補助金は2万6,000円の増となっております。

節 4 デジタル基盤改革支援補助金は4,731万9,000円の増で、国が進める行政手続のオンライン化、標準化に係るシステム改修費に対する補助でございます。

目 2 民生費国庫補助金は前年40万5,000円の減で、節 1 社会福祉費補助金の002障害者地域生活支援事業補助金は26万円の減、003地域少子化対策重点推進交付金は、新規で2分の1補助となっています。004障害者自立支援給付審査システム開始補助金は、2分の1補助でございます。

節 2 児童福祉費補助金は001児童クラブ運営補助金が9万8,000円の増で、3分の1補助となっています。

節 3 デジタル基盤改革支援補助金96万9,000円は、要介護認定支援システムの標準化に係る補助金となっております。

節 4 システム改修費補助金77万2,000円は、子ども・子育て支援金制度システムの改修に係る補助金で10分の10となっております。

目 3 衛生費国庫補助金は128万3,000円の増で、節 1 保健衛生費補助金の001合併浄化槽設置補助金は同額で、1基分を見込んでおります。002疾病予防対策事業費補助金は新たなステージに入ったがん検診支援で、2分の1の補助となっています。003母子保健衛生費国庫補助金は同額で、母子相談、妊娠出産包括支援事業等に係る2分の1の補助金となっています。004一体化事業国庫補助金は56万7,000円の増、介護と高齢者の一体化事業に対する補助金で3分の2の補助となっております。005妊婦のための支援給付費補助金252万3,000円は25名で見込み、10分の10の補助となっております。

目 4 土木費国庫補助金は2,287万円の増で、節 1 土木費補助金は、橋梁の補修工事3橋分に係る補助金でございます。節 2 住宅費補助金住宅建築物耐震化改修等事業補助金として、耐震診断3戸分13万2,000円を見込みました。2分の1の補助となっています。

目 5 教育費国庫補助金は1,197万4,000円の増で、節 1 教育費補助金で001特別支援教育就学奨励費が35万9,000円の増、002私立幼稚園施設利用給付金は前年同額、003子供のための教育・保育給付交付金24万9,000円の増で、それぞれ2分の1の補助となっております。004学校教育機器活用支援整備費補助金は、新規で県の共同調達によりますタブレットの整備に対する補助金でございます。

次のページへまいりまして、目 6 商工費国庫補助金は前年同額で、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金でございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金は498万9,000円の増で、節 1 戸籍住民基本台帳費委託金

は、中長期在留居住地届出等事務委託金で1万1,000円の減、節2選挙費委託金500万円は、7月に予定されております参議院議員選挙に係る委託金でございます。

目2民生費委託金は8,000円の増で、節1基礎年金事務委託金は90万円前年同額、節2児童福祉費委託金は、特別児童扶養手当事務負担金として22人分で、8,000円の増を見込んでおります。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は51万円の減で、節1社会福祉費負担金は75万8,000円の増、いずれも4分の1の県負担となります。

節2児童福祉費負担金の児童手当負担金は40万円の減で、10分の1が県の負担となっています。

節3保険基盤安定負担金については、保険基盤安定負担金国保分は72万1,000円の減で、県より保険料軽減分として4分の3、保険者支援分で4分の1負担となっております。また、保険基盤安定負担金後期高齢分は14万7,000円の減で、4分の3が県の負担となっております。

目2衛生費県負担金は前年同額で、節1保健衛生費負担金については前年同額、県負担金は保険事業費負担金が3分の2、未熟児療育医療事業負担金が4分の1となっております。

項2県補助金、目1民生費県補助金は87万1,000円の減で、節1社会福祉費補助金のうち001民生児童委員交付金は同額、002障害者福祉医療費給付事業補助金は同額で5分の2補助、003、004もほぼ前年同額ですが2分の1の補助、005社会福祉法人による生活困窮者利用者減免事業補助金は1,000円の頭出しで、4分の3の補助、高齢者に優しい住宅改修補助金についても頭出しでございます。007高齢者地域支え合い事業補助金は4,000円の増で3分の2補助、008障害者地域生活支援事業補助金は3万3,000円の減で4分の1補助、009地域福祉総合助成金事業補助金は同額で2分の1補助となっております。

節2児童福祉費補助金については95万8,000円の減で、001乳幼児・児童医療費給付補助金103万3,000円の減と002母子父子家庭医療費給付補助金12万5,000円の増が2分の1の補助、005児童クラブ運営補助金9万8,000円の増が3分の1補助となっております。

目2衛生費県補助金は前年11万9,000円の減で、節1保健衛生費補助金の001一体化事業補助金は28万4,000円の増で3分の1補助、先ほどの国の補助金3分の2と合わせて100%の補助となります。002自殺対策緊急強化事業補助金は4,000円の増で2分の1補助、003合併浄化槽設置費補助金は1基分3分の1補助でございます。004妊婦のための支援給付費補助金11万円は4分の1補助、005がんアピアランス助成事業補助金2万円は2分の1補助と

なっております。

次のページへまいりまして、目 3 農林水産業費県補助金は150万8,000円の増で、節 1 農業費補助金のうち、003中山間地域等直接支払事業交付金は前年同額で、事業費の 4 分の 3 の補助、005多面的機能支払事業交付金が24万9,000円の増で、4 分の 3 補助、007地籍調査事業補助金は127万5,000円の減、中村 4 区、5 区に対する補助金で、4 分の 3 補助となっております。013新規就農者育成総合対策は 1 名の新規就農者の経営開始資金を計上しました。

節 2 林業費補助金では388万4,000円の増となります。001松林健全化推進事業伐倒駆除が57万5,000円の増で 2 分の 1 補助、002松林健全化整備事業補助金も333万5,000円の増で70%補助、003樹幹注入事業補助金は 6 万4,000円の増、005野生鳥獣総合対策事業補助金は前年同額で、くくりわな30基の購入に係る補助でございます。006鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業も前年同額となっております。

目 4 土木費県補助金は 5 万円の増で、耐震診断に係る県の補助分です。

目 5 教育費補助金は12万4,000円の増で、節 3 教育総務費補助金、001私立幼稚園施設利用給付金は同額で、利用費の総額の 4 分の 1 補助を見込んでおります。002は12万4,000円の増で、4 分の 1 補助となっております。

目 6 商工費県補助金は150万円の減で、U I J ターンの県の補助分となります。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金は186万8,000円の増で、節 1 総務管理費委託料は前年2,000円の増、節 2 徴収税委託金は9,000円の増で、納税義務者2,271人分に対するものでございます。

節 4 統計調査費委託金は185万7,000円の増で、令和 7 年は 5 年に 1 度の国勢調査が実施されますので、そちらに係る委託金が増となっております。

目 3 民生費委託金、目 4 農林水産業費委託金については、御覧のとおりでございます。

続いて、款16財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入は5,000円の減で、節 1 土地建物貸付収入は村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所借地料、道路占用料等の収入でございます。

目 2 利子及び配当金は182万2,000円の増で、節 1 利子及び配当金で財政調整基金等の利子分でございます。

次のページへまいりまして、款17、項 1 寄附金、目 1 一般寄附金は前年300万円の増、ふるさと応援寄附金の増を見込みました。目 3 教育費寄附金は前年同額を見込んでおります。

款18繰入金、項1、目1基金繰入金は4,428万円の増で、節1基金繰入金のうち001財政調整基金が1,100万円の増、公共施設整備基金が328万円の増となっております。

土地開発基金は前年同額で、公有財産購入費等に充当予定でございます。

006情報通信事業基金3,000万円は、令和7年度の使用料無料化分として充当する予定でございます。

款19、項1、目1繰越金は同額で、節1前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項1延滞金加算及び過料、目1延滞金は2万円の増、項2村預金利子は7万2,000円の増、項3貸付け金管理収入は前年同額となっております。

項4目1雑入は133万6,000円の増となっております。

次のページへまいりまして、項5受託事業収入、目4土木費受託事業収入は4,000円の減で、別荘の下刈り等の受託収入となります。

款21項1村債につきましては、第3表、地方債で御説明を申し上げたとおりですので、説明は省略させていただきます。

続いて、3、歳出については各担当課より御説明を申し上げます。

次の34、35ページをお願いいたします。

説明につきましては、昨年と比較して変更となった項目等を主に御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてお願いいたします。

款1項1目1議会費は1,004万7,000円の増となります。内容は、議員数10名分に係る予算となっております。議員報酬の増が増額の要因で、その他はほぼ前年同額となっております。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は5,227万3,000円の増となります。内容は、特別職と総務企画課関係職員に係る人件費、役場業務全般に対する経費等が計上されております。

節1報酬から38ページの共済費までは、村長と一般職9名、再任用職員4名、フルタイムの会計年度職員2名分の人件費が計上されております。

38、39ページの節7報償費は、退職予定者の記念品代でございます。

節8旅費は7万5,000円の減、節9公債費は前年同額、節10需用費は17万3,000円の増で、主には消耗品の増でございます。

節11役務費は1万3,000円の減、節12委託料は701万4,000円の増で、主には電算処理委託料の増で、行政システムのオンライン化対応も保守額104万8,000円、ガバメントクラウド

運用管理委託497万2,000円、自治体中間サーバープラットフォーム更改に係る費用258万5,000円等が増額の主な要因となっております。

節13使用料及び賃借料は2,452万4,000円の増となっておりますが、002の電算システム使用料の増が主な要因で、ガバメントクラウドに係る利用料、標準化にあわせた基幹系機器の構築リース等に係る使用料の増でございます。

次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金については279万5,000円の増で、ほぼ前年同様の内容となっておりますが、負担金の009その他負担金の中の長野県ガバメントクラウド接続回線利用負担金244万2,000円が増額の要因となっております。

目2文書広報費は32万4,000円の減となります。内容は、毎月発行しております広報あおきと例規集更新等に係る経費となっております。

節11役務費は役場の電話料、情報電話料、郵送料、非常用携帯電話等の費用が計上されておりますが、今年度については情報電話の使用料は見込んでおりません。

節12委託料は9万9,000円の増となっておりますが、004例規集データ更新委託料の増が主な要因でございます。

目3財政管理費は、予算書と決算書の印刷代となっております。

42、43ページの下段、目5財産管理費は4,252万6,000円の増となります。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車、積立金等の管理に係る経費が計上されております。増の主な要因は、節12委託料で4,675万9,000円の増となっておりますが、次のページへまいりまして、008電算機器設定委託料で自治体システムの標準化に伴う対応により大幅に金額が伸びておりますが、国費により100%賄われる予定でございます。

節24積立金は、財政調整基金等基金の利子を積み立てるもので、182万2,000円の増となっております。

目6企画費につきましては856万1,000円の増となります。内容については、ふるさと応援寄附金、地域おこし協力隊2名分、企業人材派遣制度の1名分の経費等が計上されております。増の主な要因は、次のページへまいりまして、節12の委託料の地域防災計画の改定委託料と節18負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊企業補助金の増が主なものとなっております。

目7諸費は124万4,000円の増となりました。内容は次のページにかけて、交通安全対策、防犯関係等の経費が計上されております。特に新たに御説明すべき事項はございませんが、増額の要因は、各地区の要望に応じて防犯灯設置工事、カーブミラーの設置、修繕等を行っ

ておりますが、節14工事請負費のカーブミラー設置工事の増と節18負担金補助及び交付金の016国際交流事業補助金、中学生のオーストラリア交流に係る補助金が増の要因となっております。

目8情報通信サービス事業費は294万8,000円の増となります。内容は、情報通信センターの設備機器の管理及び保守等の経費が計上されております。

節1報酬は、サービス移行に伴いパートタイム1名分の増員を見込みました。

節2給料はフルタイム2名、以下、次のページの節4共済費まではそれらに係る人件費でございます。

その他、ほぼ前年同様の内容となっております。

52、53ページへまいりまして、目9地方創生プロジェクト事業費は996万7,000円の減となりました。今年度事業は、地域資源を生かした関係人口の拡大プロジェクトが令和6年度で終了となりましたことから減額となっております。

節12委託料は、前年対比599万5,000円の減となっておりますが、タチアカネ関係のPR委託に60万5,000円、長和町との共同推進事業費110万円、五島慶太翁伝記「慶太伝」出版費用に係る経費55万円を見込みました。

目10地方創生臨時交付金事業費は1,967万4,000円の減で、国の令和6年度の重点支援地方交付金の繰越分を受けて、保・小・中の給食費充当分については教育費に計上することとし、その他支援策を講ずるための予算700万円をこちらに計上いたしました。

次のページへまいりまして、項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は234万4,000円の増となりました。内容は村営バスの運行管理費と地域路線バス等に係る経費が計上されております。ほぼ前年同様の内容となっておりますが、給与改定に伴う人権費の増や上田駅線に運行に係る経費、バス停の標識修繕4か所に係る費用が増額の要因となっております。

続いて、少し飛びますが62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費については選挙管理委員4名に係る経費でございます。

次のページへまいりまして、目2選挙啓発費は5万4,000円の増で、啓発パンフレット等の作成経費を見込みました。目6村長・村議会議員選挙は1,643万5,000円を新たに計上するもので、4月20日に執行を予定しております選挙に係る経費を見込みました。

次のページへまいりまして、目8参議院議員選挙費は、7月28日に任期満了となります参議院議員通常選挙に係る経費775万6,000円を計上してございます。

項6統計調査費、目1統計調査総務費は前年184万8,000円の増となります。令和7年度

は国勢調査に係る経費と令和8年に実施されます経済センサスの準備事務に係る事業が増となっております。

次のページ、項7目1監査委員費につきましては、監査委員2名分の活動経費で、監査委員協議会負担金は若干の増となっております。

続いて、大きくページが飛びますが138、139ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目1常備消防費は422万1,000円の増で、上田広域消防への負担金が増額となっております。

目2非常備消防費は198万6,000円の減となります。内容は、消防団員に係る活動経費等が主な内容となっております。

節1報酬、001消防団団員手当は基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員に対する報酬となっております。002自動車ポンプ班員はポンプ車班14人と本部班11人分、003消防委員は会議、各種大会等への参加報酬となっております。

節3職員手当は前年同様の内容となっております。

節7報償費の退職団員報償金は、今年度12人分から令和7年度は4人分となりますので、315万7,000円の減となっております。以下については大会等の謝礼、記念品代等となっております。

節10需用費は消耗品で、昨年に引き続き、団員の安全確保のための難燃性活動服20着、防寒着10着、ヘルメット50個ほかを計上しております。

次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金は5万9,000円の増で、負担金は損害補償掛金が300名分、退職報償金掛金は団員200名分となっております。補助金の003本部運営補助金は前年同額で、団で導入した消防団アプリの利用料に対する補助金が計上されております。004地域消費券購入補助金は120人分、005準中型自動車免許等取得費補助金は、新年度新たに計上をお願いするもので、準中型となりますポンプ車を運転するための免許やオートマチック車の限定解除に要する費用に対して3分の2を補助するものでございます。

目3消防施設費は2,031万1,000円の増となります。内容は、地区並びに消防団の要望に対しての消防設備等全般にわたり計上されてございます。

次のページ、節14工事請負費170万円は、指定避難所環境改善工事として義民の郷ふれあいセンタートイレ洋式化、細谷公民館の空調設備設置工事を予定しております。

節18負担金補助及び交付金の003衛星系防災行政無線設備更新工事負担金2,000万円は、県の衛星系防災無線が全県で更新となることから、その負担金として計上しております。増

額の要因となっております。財源は起債を予定しております。

目 4 水防費は土のう袋、土のう用砂の購入に係るもので33万円の減、目 5 災害対策費は、31万8,000円の増で、計画的な備蓄品の購入をこちらで計上しておりますが、節12委託料では井戸水の水質検査委託料20か所分を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、新たに地区防災組織活動補助金並びに防災士の資格取得に係る補助金を計上しました。

また飛びますが、180、181ページをお願いいたします。

下段の款11項 1 公債費、目 1 元金は380万円の減、目 2 利子は200万円の増となっております。

款12項 1 目 1 予備費は、前年同額の金額300万円といたしました。

182ページからは給与費明細書になります。

特別職については一番下の比較の欄で、その他の特別職が59人減となっておりますが、各種審議会等の委員の減と消防団員の減によるものでございます。

183ページ、2、一般職の（1）総括表については、比較の欄で職員数が1名の減、フルタイムの会計年度任用職員が含まれております。括弧内の数字は、再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で、4名の増となっております。

184ページには、内訳として会計年度任用職員以外と会計年度任用職員とに分けて集計してございます。

次のページ以降につきましては記載のとおりですので、説明については省略をさせていただきます。

以上、議案第15号 令和7年度一般会計予算について、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

40ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 会計管理費2,243万7,000円は、前年比142万9,000円の増でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、42ページにいきまして、節 4 共済費までは職員2名分の人件費でございます。

節10需用費の004印刷製本費20万円は、納入通知書及び現金支払証書等の印刷代、節11役

務費の004手数料301万円は、指定金融機関への公金取扱い手数料が主なもので、昨年10月1日より内国為替制度運営費が導入され、指定金融機関が行う公金収納事務等の経費負担が見直されまして、それまで無料であった公金支払いに係る振込手数料が有料化されることによる経費の増加が主な理由でございます。

節12委託料の8万5,000円は、会計士の金庫に係る保守点検と、その下の節13使用料及び賃借料2万7,000円は、公金支払いに係る事務のデータ伝送化に伴う経費でございます。

56ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費2,784万8,000円は、前年比30万円の減でございます。

節1報酬、002固定資産評価審査委員3名分で、003パートタイムの会計年度任用職員は1名分、節2の給料から節4の共済費は職員3名分とフルタイムの会計年度任用職員1名分でございます。

続きまして、58ページをお願いいたします。

目2賦課徴収費3,410万3,000円は、前年比588万円の増でございます。

節10需用費、004印刷製本費563万5,000円は、納税通知書等に係る印刷代で、税務システム標準化に伴いまして202万9,000円の増、節11役務費、004手数料のうち001口座振替手数料は、税関係の口座振替収納に係る各金融機関への手数料でございます。

節12委託料、001委託料2,514万2,000円は、前年比409万円の増で、システム標準化に伴う改修に係るものが主なものでございます。

次のページ、60ページをお願いいたします。

012固定資産台帳等基礎資料整備業務894万3,000円は、土砂災害警戒特別区域等の対象区で抽出業務委託などで55万円の増でございます。

節13使用料及び賃借料、001使用料は24万5,000円の増で、新たに一金融機関が伝送サービスによる口座振替システムに移行したことにより発生する費用が増えたものでございます。002賃借料は、家屋評価システムリース料が本年9月からのシステム標準化対応に伴い74万円の減でございます。

ページ飛びまして、90ページをお願いいたします。

款3民生費、上から3つ目ですが、項6電気ガス食料品等価格高騰重点支援費、目5定額減税支援金58万1,000円は前年度ゼロからの皆増で、令和7年度に行う個人住民税の定額減税控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有するものについて1万円を所得割から控除する

もので、システム改修に係る経費でございます。

以上、税務会計課関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係に关します歳出予算について御説明させていただきます。

60、61ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費3,536万6,000円で、109万5,000円の増です。節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、職員2名分でございます。

62、63ページをお願いいたします。

節12委託料は230万円の増、001住基システム電算保守委託料が81万1,000円の増、002戸籍情報システム電算保守委託料が132万3,000円の増、003住基ネットワークシステムハード保守委託料16万6,000円の増でございます。

節13使用料及び賃借料は660万8,000円の減、賃借料002住基戸籍総合システムハードリース料は671万1,000円の減となっております。

目2マイナンバーカード交付事務費は69万4,000円で2万7,000円の増。

節3職員手当等は職員の超過勤務手当、節10需用費は消耗品と印刷製本費、節11役務費はマイナンバーカードの通知に要する郵送料、節12委託料はマイナンバーカードの裏書印字を行うシステムの保守委託料でございます。

目3証明書コンビニ交付事業費233万6,000円で前年度並みでございます。節8旅費は研修会等の旅費、節12委託料はコンビニ交付システム保守管理委託料、節18負担金補助及び交付金はコンビニ交付に係る地方公共団体情報システム機構J-LISへの運営負担金でございます。

続きまして、68、69ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は7,251万7,000円で9万2,000円の増、節1報酬は、民生委員17名分の報酬、また、来年度民生委員の任期満了に伴いまして、新たに民生委員を選出するための推薦委員の報酬でございます。

節2給料、節3職員手当等、70、71ページをお願いいたします、節4共済費は、職員3名分及び会計年度任用職員1名分でございます。

節7報償費は、出産祝い金21名分で、前年度と同額を計上しております。

節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会等への負担金で40万8,000円の増となっております。負担金の004社会福祉協議会への負担金が40万円の増、その他は前年度並みでございます。

72、73ページをお願いいたします。

節27繰出金は、国保特別会計へ繰り出すもので、前年比151万6,000円の減でございます。

目2障害者福祉費は1億5,142万9,000円で400万3,000円の増、節10需用費は障害福祉福祉医療等の受給者等の費用で、31万1,000円の増でございます。

節11役務費、節12委託料は前年度並みでございます。

節18負担金補助及び交付金は19万3,000円の減で、負担金、001障害者介護給付費審査会負担金が48万2,000円の減、002相談支援事業負担金が29万6,000円の増、その他は前年度並みでございます。

74、75ページをお願いいたします。

節19扶助費は382万9,000円の増でございます。003障害者日常生活用具給付事業は12万円の減、005厚生医療給付事業は27万8,000円の増、008介護給付訓練等給与費は309万6,000円の増、015訪問入浴サービス事業は60万5,000円の増、その他は前年度並みでいずれも令和6年度実績に基づく見込みでございます。

目3老人福祉費は、2億7,947万円で948万2,000円の増、節1報酬は、介護保険事業計画、老人福祉計画策定委員10名分の報酬でございます。

節7報償費は、高齢者祝い金63名分でございます。

節10需用費4万2,000円の増で、消耗品費は、日常生活圏域ニーズ調査の用紙、封筒代等9万5,000円の増、燃料費はくつろぎの湯の灯油代で4万3,000円の減でございます。

節12委託料は618万3,000円の増で、001くつろぎの湯管理委託料は247万4,000円の増、002老人センター管理委託料は185万7,000円の増でございます。004高齢者生活福祉センター運営委託料は45万円の増、005配食サービス委託料は63万円の増、006後期高齢者医療電算委託料は67万8,000円の増、76、77ページをお願いいたします、007後期高齢者健診委託料は9万4,000円の増でございます。

節13使用料及び賃借料は、後期高齢者医療総合システム使用料とサーバーの賃借料で118万4,000円の増でございます。

節18負担金補助及び交付金は290万8,000円の増で、負担金003長野県後期高齢者医療広域連合負担金は271万8,000円の増、補助金003人間ドック等補助金は20万5,000円増となっております。

おります。そのほかは前年度並みでございます。

節19扶助費は241万9,000円の減で、001老人保護措置費が261万9,000円の減、004高齢者補聴器購入費補助事業は20万円の増、あとは前年度並みでございます。

節27繰出金は143万3,000円の増で、001介護保険特別会計が162万8,000円の増、002後期高齢者医療特別会計が19万5,000円の減でございます。

目4地域包括支援センター費は2,621万3,000円で269万9,000円の減でございます。節1報酬は会計年度任用職員2名分、節2給料、節3職員手当等、78、79ページをお願いいたします、節4共済費は職員2名分でございます。

節12委託料は前年度並みでございます。

節18負担金補助及び交付金は3万8,000円の増で、006研修会負担金3万8,000円は認知症地域支援推進員研修受講料でございます。

目5国民年金費、目6人権対策費は前年度並みでございます。

80、81ページをお願いいたします。

目7地域少子化対策強化事業費は102万9,000円で12万円の減、節18負担金補助及び交付金は上田地域定住自立圏結婚交流会に係る負担金と結婚新生活支援事業90万円でございます。これは、新たに結婚生活をスタートするに当たりまして、住宅の取得費用、リフォーム費用等を助成する国の事業でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は60万4,000円で181万3,000円の減、節12委託料は002児童手当制度改正に係るシステム委託料は、令和6年度で事業が終了したために192万7,000円の減となっております。

目2児童措置費は9,900万1,000円で2,193万6,000円の増です。

節12扶助費、001児童手当は制度改正によりまして2,538万円の増、002乳幼児児童医療給付費は福祉医療費窓口負担無償化に伴う費用で344万4,000円の減です。いずれも令和6年度実績に基づく見込みでございます。

82、83ページをお願いいたします。

目3母子父子福祉費は318万円で31万2,000円の増、節19扶助費は母子、父子家庭の親の福祉医療費窓口負担無償化分で31万2,000円の増、令和6年度実績に基づく見込みでございます。

ページ飛びますが、90、91ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は7,253万6,000円で322万5,000円の

減、節 1 報酬は衛生委員12名分、保健補導員42名分、健康寿命延伸プロジェクト委員 8 名分等でございます。

節 2 給料、節 3 職員手当等、92、93ページをお願いいたします、節 4 共済費は職員 5 名分でございます。

節 7 報償費は弁護士相談の費用、節10需用費は 4 万 4, 000 円の減、001 消耗品費は12 万 9, 000 円の増、005 光熱水費は保健センターの電気料で 8 万 7, 000 円の減、その他は前年度並みとなっております。

節11役務費は 5 万 7, 000 円の減、節12委託料は95万 5, 000 円の増でございます。

94、95ページをお願いいたします。

委託料のうち、017 健康管理システム委託料が114万 2, 000 円の増、026 健診事務委託料が16 万円の増となっており、その他は前年度並みでございます。

節13使用料及び賃借料は20万 2, 000 円の減、003 健診ツール使用料が20万 2, 000 円の減となっております。

節18負担金補助及び交付金は前年度並みでございます。

96、97ページをお願いいたします。

目 2 予防費は1, 603 万 2, 000 円で404万 2, 000 円の増でございます。節10需用費は 7 万 6, 000 円の増、節12委託料は予防接種に係る委託料で278万 7, 000 円の増でございます。

節18負担金補助及び交付金は117万 9, 000 円の増で、003 带状疱疹ワクチン接種補助金を新規で121万円計上いたしました。

目 3 環境衛生費は1, 075 万 1, 000 円で、21万 3, 000 円の増で前年度並みでございます。

98、99ページをお願いいたします。

目 4 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費は314万 6, 000 円で12万 7, 000 円の増、節 1 報酬は会計年度任用職員分、節7報償費は健康づくり講演会の講師謝金、節12委託料はレクリエーション指導委託料でいずれも前年度並み、節17備品購入費は34万 1, 000 円の増で、食べ物の模型購入費に係る増額でございます。

項 2 清掃費、目 1 じんかい処理費は4, 818 万 5, 000 円で255万 6, 000 円の減、節10需用費、001 消耗品費は35万 1, 000 円の増、これはごみ袋の単価の値上がりによるものでございます。

節11役務費は68万 5, 000 円の増、ごみ収集運搬費の値上げによるものでございます。

節12委託料、節13使用料及び賃借料は前年度並み、節17備品購入費はごみステーション購入費用分で 7 万 7, 000 円の増、節18負担金補助及び交付金は355万 9, 000 円の減、これは

001クリーンセンター負担金が10万7,000円の減、002ごみ処理広域化推進費負担金が327万円の減、003焼却灰処理リサイクル事業負担金が18万2,000円減になっているものでございます。

目2し尿処理費は1,175万5,000円で64万9,000円の増、節18負担金補助及び交付金、負担金001し尿処理施設運営経費負担金が63万7,000円の減によるものでございます。

以上、令和7年度青木村一般会計予算の住民福祉課関係の予算について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

開会は13時で。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（松澤正登君） それでは、引き続き会議を再開いたします。

稲垣建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、建設農林課の歳出予算について御説明させていただきます。

100ページをお願いいたします。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費8,532万2,000円につきましては、節1報酬では会計年度任用職員0.5人分、節2給料から節4共済費までは職員1名分の人件費として計上しております。

節18負担金補助及び交付金7,500万円につきましては500万円の増、簡易水道事業会計負担金を計上しております。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬299万3,000円は、委員16名分の報酬でございます。

102ページをお願いします。

目2農業総務費、節1報酬では会計年度任用職員2名分、節2給料等では職員3名分、会計年度任用職員地域農業マネジャー1名分を計上しております。

飛びまして、106ページをお願いいたします。

目 3 農業振興費、節12委託料、002農業支援センター委託料308万7,000円につきましては、農機レンタル用の常用草刈り機 1 台分の購入費用を含めて計上しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、004花卉・野菜・果樹等栽培施設補助金140万円では、ビニールハウス、ブドウ棚施設設置等に係る費用の20%補助を予定しております。007生産調整推進協力タチアカネ補助金880万円につきましては、水田活用直接支払交付金の産地交付金につきまして、国からの配分額が減少した場合の農家補填分として計上しております。010獣害予防施設設置事業補助金121万6,000円は、大規模獣害防止柵設置に係る経費の50%を補助するものでございます。016遊休荒廃農地対策事業補助金20万円は、遊休荒廃農地の解消に要する経費として10アール当たり 4 万円を補助するものでございます。018堆肥活用事業補助金 8 万4,000円では、販売農家が堆肥を購入する際の30%、上限 3 万円を補助するものでございます。003交付金、001中山間地域等直接支払交付金1,288万6,000円では、21集落分への交付金を計上しております。003多面的機能支払交付金1,062万7,000円につきましては、農地維持422万1,000円、資源向上640万6,000円を 6 組織に交付するものでございます。005環境保全型農業直接支払交付金28万2,000円につきましては、有機農業に取り組む組織に対して10アール当たり 1 万2,000円を交付するものでございます。

108ページをお願いします。

目 5 農地費、節12委託料36万3,000円の調査設計委託料と、節14工事請負費302万5,000円につきましては、村単の当郷地区中村水路改修工事分として計上しております。

目 6 生産調整推進対策費、節18負担金補助及び交付金の001負担金150万1,000円は、農業再生協議会への事務負担金として計上しております。

目 8 国土調査費、節 1 報酬340万7,000円につきましては、会計年度任用職員 2 名分、節 2 給料等では職員 1 名分を計上しております。

110ページをお願いします。

節12委託料、001国土調査業務委託料500万円では、一筆地測量、地積図修正業務委託、分筆図面作成業務委託、公図管理システム保守管理業務委託料等を計上しております。

112ページをお願いします。

項 2 林業費、目 2 林業振興費、節12委託料、001委託料、001地域林政アドバイザー業務委託料250万円は、森林経営計画の指導、間伐等の施業現場の調査を委託しております。

114ページをお願いします。

002国庫補助事業委託料、001保全松林健全化整備事業委託料4,112万5,000円につしまし

では、春駆除、秋駆除で計1,250立方メートル分を、002樹幹注入事業142万円では大法寺周辺で50本分を予定しております。003県費補助事業委託料、001松林健全推進事業、伐倒駆除1,575万円につきましては、春駆除、秋駆除で計500立方メートル分を予定しております。005森林環境譲与税事業委託料、001松くい被害拡大防止事業1,118万6,000円では、340立方メートル分の伐倒駆除を、002ライフライン等保全対策事業250万円では、中部電力と連携しながら、村道沿線の電線等に覆いかぶさっている危険木の伐採事業として計上しております。004松くい虫伐倒燻蒸植林再生事業委託50万円は、伐倒燻蒸した山林に抵抗性アカマツを植林する事業として計上いたしました。

節17備品購入費、002有害鳥獣駆除機材39万4,000円につきましては、くくりわな30基、捕獲おり5基を予定しております。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002森林造成事業補助金184万円につきましては、査定経費の10%を村がかさ上げ補助するものでございます。003樹種転換事業補助金683万1,000円は、査定経費の30%を村がかさ上げ補助するもので、アカマツから広葉樹等へ樹種転換する前の作業として約6ヘクタールを地ごしらえするものでございます。004薪・ペレットストーブ購入補助金30万円は、5万円を上限に購入補助をするもので、薪ストーブ、ペレットストーブそれぞれ3件分を見込んで計上いたしております。

飛びまして、126ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節1報酬につきましては会計年度任用職員1名分、節2給料等では職員2名分、会計年度任用職員1名分を計上しております。

130ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002住宅用雨水貯留施設設置補助金5万円は、購入設置に関する費用の3分の2を補助するもので、上限補助額は100リットル以上500リットル未満で2万5,000円の2件分を計上しております。

目2公共下水道費、節1報酬につきましては会計年度任用職員0.5人分、節2給料等につきましては下水道事業職員1名分を計上しております。

節18負担金補助及び交付金1億4,135万円につきましては、3,505万3,000円の減、公共下水道事業会計への補助金となります。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬35万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものでございます。

節10需用費、修繕料1,900万円では、村道の道路修繕、舗装、道路排水修繕費を計上して

おります。

132ページをお願いします。

節13使用料及び賃借料50万円につきましては、各地区で御協力をいただいております材料支給事業等の重機借上料等を見込んでおります。

節14工事請負費2,500万円につきましては、村道道路改良工事費等を計上しております。

節15原材料費200万円は、材料支給事業に伴う碎石生コン等が主なものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料等につきましては、職員1名分でございます。

134ページをお願いします。

節14工事請負費800万円につきましては、村道当郷国道北5号線の舗装工事分として計上しております。

目3橋梁維持費、節14工事請負費4,000万円につきましては、夫神区の夫神橋、青木区の落合橋、入奈良本の浦田橋の3橋に係る橋梁補修工事分として計上いたしました。

飛びまして、178ページをお願いいたします。

款10災害復旧費につきましては、頭出しとして計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げました。

○議長（松澤正登君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課歳出予算について、御説明させていただきます。

114、115ページを御覧ください。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費は、前年度比134万2,000円の増で2,402万6,000円、職員3名分の人件費の増が主な要因となります。

116ページ、117ページをお願いします。

目2商工業振興費は、前年度比20万3,000円の減額で3,488万1,000円。節18負担金補助及び交付金、002補助金1,661万7,000円は、016商工業振興奨励金前年度実績から見込んでおります。025地域活性化事業補助金20万円は、商工会が他市町村商工会等との連携交流を深めるに当たり支援をするものです。

118ページ、119ページ。

目3観光費は、前年度比252万5,000円の減額で1,490万4,000円。節12委託料のトレッキングコース整備委託料、節14工事請負費の皆減が主な要因です。

120ページ、121ページを御覧ください。

目 4 昆虫資料館費は、前年度比143万9,000円の減額で1,156万9,000円、主な要因は、会計年度任用職員、パートタイム人件費の減額によります。

122、123ページを御覧ください。

目 5 移住定住促進費は、前年度比576万4,000円の増、3,142万3,000円とするもので、職員 1 名、会計年度任用職員 1 名分の人件費の増が主な要因です。

飛びます。126、127ページを御覧ください。

目 6 道の駅関連施設運営費は、前年度比328万2,000円の減額で1,914万円。節14工事請負費の皆減が主な要因です。節12委託料では、002道の駅関連施設管理委託料にレンタサイクル委託業務101万2,000円を新たに計上しております。

少し飛びます。134、135ページを御覧ください。

款 7 土木費、項 3 住宅費、目 1 住宅管理費、同じく目 2 住宅建設費は、前年同額で計上しております。

目 4 別荘事業費は、前年度比56万4,000円の増額で1,622万2,000円、会計年度任用職員等人件費の増が主な要因となります。

以上、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明申し上げます。

82ページから87ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 保育所費の予算総額は 1 億9,429万8,000円でございます。昨年度の当初予算より1,398万2,000円の増となっております。

82ページ、節 1 報酬から84ページ、節 4 共済費及び節 8 旅費までは、正規保育士12名、フルタイム10名、パートタイム12名、早朝延長保育士 4 名の見込みとなります。また、人件費等の合計で見ますと、前年度より1,314万9,000円の増となっております。これは、人件費ベア等による大幅な増加となっております。

節10需用費、006修繕料は、老朽化を迎えている園庭遊具の計画的修繕分と故障頻度が増えてきたファンヒーター順次交換、来年度は年長児 2 クラス分の 2 台となっております。007賄い材料費は、58万7,000円の増は、全ての賄い材料費の値上げに伴うものになります。

86ページ、87ページをお願いいたします。

節12委託料、006清掃委託料の23万6,000円の増は、あおきっこ広場草刈り・清掃を夏場の 5 月から10月までの間、シルバー人材へ通年委託したもの 5 万円ほどの増と、保育園周辺

駐車場における除雪委託料17万円ほど、ラポートへのおむつ処理委託料4万8,000円を008委託料よりこちらへ計上したのとなっております。

節13使用料及び賃借料の自動車借上料4万4,000円の増は、令和7年度年長児が10名増えることにより、思い出遠足で利用するバスが1台から2台への借上げとなるものです。

節17備品購入費214万円増の内訳は、老朽化した園児用机、園児用遊具のテーブル・椅子セットほか保育行政事務調査にて御指摘のあった給食室設置のブラストチラー1台と皮むき器1台、手洗い自動水栓1個となります。

節18負担金補助及び交付金、006通園バス負担金9万1,000円の減は、大幅なバス利用者減少によるものです。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 次、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、令和7年度の教育委員会関係の歳出予算について、御説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は、児童センターの関係の予算でございますが、586万7,000円の増になります。主なものは、89ページですけれども、節14工事請負費の増で、児童センターの遊戯室、小さな体育館のところ、あの遊戯室の空調工事を予定しています。これをすることで、夏休み中も涼しい体育館で存分に遊ぶことが可能になると考えております。

飛びまして、142ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、2万1,000円の増です。節1の報酬の教育委員につきましては、毎年4名分を計上させてもらっております。

続いて、目2事務局費でございますが、280万1,000円の増になっております。職員の人事異動に伴う増でございます。

続きまして、146ページ、目3教育指導費は2,367万2,000円の増になっております。増額の要因は、節18負担金及び交付金の増で、その中の001負担金の中の002給食費負担金として、小中学校の児童・生徒の給食費負担金をここに計上してございます。同じく給食費補助として、同じページの002補助金の007給食費補助としてある中身は、青木保育園以外の幼稚園等に通っている幼児のための給食費の補助となります。令和6年度まではコロナ交付金で対応していたため、総務費で対応しておりましたが、令和7年度から教育指導費で対応す

ることにしました。

149ページですけれども、節19扶助費では、準要保護就学援助費、小学校で22名分、中学校で12名分を見込んであります。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、1,965万2,000円の増となっております。増額の主な要因は、153ページの節14工事請負費としてLEDの未設置部分の工事費と、節17備品購入費の002管理備品として、来年度は小学校の児童が使用する全てのタブレットを新しく買い換えるための費用になります。さらに、タブレットの収納棚や附属部品も購入する予定であります。なお、今回のタブレットの買換えにつきましては、長野県が一括して購入するという県の共同調達で対応することになっています。また、備品購入費では、給食室の食品瞬間冷凍調理器も購入する予定であります。

なお、節1の報酬、節2の給料では、前年と同様に支援員7名、理科専科1名、常勤の講師1名分を予定しております。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、2,318万8,000円の増でございます。増額の主な要因は、小学校と同様に、159ページの節14工事請負費としてLEDの未設置部分の工事費と、節17備品購入費の002管理備品として生徒が使用する全てのタブレットを新しく買い換えるための費用になります。タブレットの収納棚や附属部品も購入する予定であります。中学校のタブレット購入も、県の共同調達で対応することになっております。

節2給与では、今年度と同様に体育と理科と英語の講師を配置する予定であります。

158ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費については、例年どおりでございます。

目2公民館費は、12万1,000円の増になっております。来年度は村民体育祭の年になりますので、節1報酬の中に、主治医とスポーツ推進員の皆さんへの1日分の報酬を計上してあります。

次に、162ページ、目3文化会館費は、82万8,000円の増でございます。165ページに書いてある節17備品購入費として、拡大印刷機、ポスタープリンターを購入する予定であります。

次に、164ページの文化財保護費であります。3万7,000円の減額になっております。節12委託料に埋蔵文化財試掘調査委託料を計上してあります。節18負担金補助及び交付金として、豊受神社の改修補助金を計上してあります。

同じく目5青少年健全育成費は、87万1,000円の増になっております。節1報酬では、部活動の地域移行を見据えて、部活動指導員報酬を増額してあります。来年度は男女のバレー

ボール部の休日の部活動を地域の指導者に移行していく予定であります。また、イル部活として、ヒップホップ部を中体連の大会以降に設けていきたいと計画しております。

166ページ、目6美術館費は943万3,000円の増になっております。

169ページ、節14工事請負費として、美術館のロビーに空調設備を設置するものであります。

168ページの目7図書館費は、1,995万9,000円の減になっております。減額の主な要因は、昨年度、図書館の空調設備の設置工事と渉外のLED化工事が完了したことによります。昨年ですね。昨年度ではなくて昨年に完了したことによります。

節2給料には、来年度からフルタイムの会計年度任用職員を2名雇用し、図書館運営の充実を図ります。

173ページの節17負担金補助及び交付金の増は、来年度、図書館システムの更新が予定されているため、その費用になります。

172ページ、目8歴史文化資料館は、11万3,000円を増額してあります。これは、節10需用費として、パンフレットの印刷と排煙窓の修繕を予定しております。

目9民俗資料館費については、特別申し上げることはありません。

174ページ、目10五島慶太未来創造館費ですが、70万8,000円の増になっております。今年の4月には、慶太伝が出版され、開館5周年を迎えます。5年という節目を迎え、五島慶太と小林一三展、青木村の古墳時代など、企画展を計画的に実施していく予定であります。

次に、176ページ、項5保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、特にここは申し上げることはございません。

目2体育施設費ですが、5,054万3,000円の減で、今年度行った総合グラウンド照明LED化工事、テニスコートの照明LED化工事、村営プールの管理棟の屋根の改修工事が終了したことによる減でございます。

以上、教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第19、議案第16号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

193ページをお願いいたします。

議案第16号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計予算。

令和7年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億991万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

200、201ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は8,331万4,000円で、407万2,000円の減でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 その他補助金は318万2,000円で、318万1,000円の増でございます。子ども・子育て支援金制度に係る支出の回収分に伴う増でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金は3億7,621万4,000円で、3,685万4,000円の減でございます。

節1 保険給付費交付金（普通交付金）は3,292万円の減、医療費に係る県からの交付金でございます。

202、203ページをお願いいたします。

節2 保険給付費交付金（特別交付金）は393万4,000円の減でございます。001保険料努力支援分127万7,000円の減、002特別調整交付金261万2,000円の減によるものでございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、3,084万3,000円で、151万6,000円の減でございます。

節1 保険基盤安定繰入分、保険税軽減分は83万6,000円の減、節2 保険基盤安定繰入金、保険者支援分は30万2,000円の減、節6 財政安定化支援事業繰入金は30万2,000円の減等によるものでございます。

項2 基金繰入金、目1 基金繰入金は120万円で、20万円の減でございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は1,469万1,000円で、80万9,000円の減でございます。

す。前年度からの繰越金でございます。

204、205ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は572万9,000円で、222万9,000円の増でございます。節10需用費は46万3,000円の増で、限度額認定証等のシステム用紙の購入に係る増でございます。節12委託料は167万1,000円の増で、001国保連合会委託料40万1,000円の増、002電算委託料127万円の増で、昨年度実施いたしましたシステム改修が終了し約175万円の減になりましたが、新たに来年度、子ども・子育て支援金制度システム改修費318万1,000円が増になったことによるものでございます。

目2国民健康保険団体連合会負担金は、前年度並みでございます。

項2徴税費、目1賦課徴収費は389万2,000円で、58万8,000円の増でございます。節10需用費110万5,000円の増で、納税通知書の用紙代等の増によるものでございます。節12委託料25万4,000円で、60万円の減でございます。令和6年度に実施いたしました産前産後保険料免除に係る国保連合会への委託がなくなったことによるものでございます。

項3運営協議会費、目1運営協議会費は4万4,000円で、4万4,000円の減でございます。国保運営協議会の開催回数を2回から1回に変更したことによるものでございます。

款2保険給付費、項1療養給付費、目1一般被保険者療養給付費は、被保険者の診療報酬費で3億1,040万7,000円で、2,946万2,000円の減でございます。県の積算資料に基づく金額でございます。

目2一般被保険者療養費は317万4,000円で、12万6,000円の減でございます。被保険者の補装具等の療養費で、これも県の積算資料に基づくものでございます。

206、207ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は5,435万9,000円で、314万1,000円の減となっております。高額医療費に係る療養費で、県の積算資料に基づいた金額でございます。

目2一般被保険者高額介護合算療養費は20万円で、10万円の減でございます。医療、介護の両方を利用する世帯が高額な支払額になった場合の療養費で、実績による見込みでございます。

項3移送費から項7結核精神諸費までは、前年度並みでございます。

款3国民健康保険事業費納付金、208、209ページをお願いいたします。

項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分は7,769万6,000円で、513万2,000円

の減。

項 2 後期高齢者支援金等分、目 1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は2,694万5,000円で、347万5,000円の減。

項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分は831万4,000円で、121万5,000円の減でございます。いずれも県の積算に基づきまして、国保の財政運営主体である県に納める負担金でございます。

款 4 保険事業費、項 1 保険事業費、目 1 保健衛生普及費は、人間ドック等検診補助金で、前年度並みでございます。

項 2 特定健康審査等事業費、目 1 特定健康審査等事業費は465万2,000円で、31万8,000円の減でございます。特定健診、特定保健指導等に係る経費でございます。節12委託料は、特定健診の委託料で、30万3,000円の減となっております。

項 3 ヘルスアップ事業費、目 1 生活習慣病予防対策費は337万7,000円で、14万7,000円の減でございます。節 1 報酬は、会計年度任用職員の報酬。

210、211ページをお願いいたします。

節10需用費は5万6,000円の減、節12委託料は、健康づくり教室、検診結果のデータ作成等委託料で、4万9,000円の増でございます。

目 2 生活習慣病等重症化予防対策費は76万1,000円で、前年度並みでございます。

目 3 重複・頻回受診者等に対する対策費、目 4 健康教育費も前年度並みでございます。

款 5 諸支出金、212、213ページの款 6 予備費につきましても、前年度並みとなっております。

以上、令和 7 年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第 17 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第20、議案第17号 令和 7 年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

215ページをお願いいたします。

議案第17号 令和7年度青木村介護保険特別会計予算。

令和7年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,731万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、222、223ページをお願いいたします。

2 歳入

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は1億2,459万5,000円で、461万円の増となっております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は9,360万円で、82万5,000円の増でございます。令和6年度の実績見込みによります。

項2国庫補助金、目1調整交付金は3,197万6,000円で、117万8,000円の減。

目2地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は286万5,000円で、1万4,000円の減。

目3地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は95万7,000円で、2万8,000円の減。それぞれ令和6年度の実績見込みによります。

目4保険者機能強化推進交付金、目5介護保険保険者努力支援交付金は前年度並みでございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金は1億4,608万円で、170万3,000円の増でございます。介護給付費の27%相当分で、令和6年度実績による見込みでございます。

224、225ページをお願いいたします。

目2地域支援事業支援交付金は386万8,000円で、1万9,000円の減でございます。地域支援事業の27%相当分で、令和6年度実績による見込みでございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は8,223万8,000円で、122万6,000円の増でございます。給付費のうち施設分17.5%、居宅分12.5%を計上してございます。令和6年度実績によるものでございます。

項3県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）は179万

1,000円で、9,000円の減。

目2地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は47万9,000円で、1万4,000円の減、いずれも令和6年度実績による見込みでございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金は6,763万1,000円で、79万円の増でございます。保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

目2地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）は179万1,000円で、9,000円の減でございます。地域支援事業介護予防日常生活支援総合事業の12.5%を繰り入れるものでございます。

目3地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外の地域支援）は47万9,000円で、1万4,000円の減、包括的支援・任意事業分の19.25%を繰り入れるものでございます。いずれも令和6年度実績による見込みでございます。

目4その他一般会計繰入金は3,006万1,000円で、120万4,000円の増でございます。事務費等の繰入金でございます。

目5低所得者保険料軽減繰入金は479万9,000円で、34万3,000円の減、低所得者の保険料軽減分を繰り入れるもので、令和6年度実績による見込みでございます。

226、227ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1介護支払準備基金繰入金は200万円で、基金への繰入金でございます。

228、229ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は305万2,000円で、54万3,000円の減でございます。節10需用費70万円の増、節11役務費11万円の増、節12委託料135万3,000円の減となっております。

項2介護認定審査会費、目1認定審査会共同設置等負担金は1,278万1,000円で、208万8,000円の増でございます。上田地域広域連合に負担金として支払うものでございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費は1億8,720万9,000円で、351万8,000円の減でございます。要介護1から5の在宅サービスの給付費に係るもので、令和6年度実績による見込みでございます。

230、231ページをお願いいたします。

目3地域密着型介護サービス給付費は3,239万8,000円で、124万9,000円の増でございます。

す。認知症グループホームの給付費に係るもので、令和6年度実績による見込みでございます。

目5施設介護サービス給付費は2億6,249万6,000円で、824万1,000円の増でございます。老人福祉施設等の施設サービスの給付費に係るもので、令和6年度実績に係る見込みでございます。

232、233ページをお願いいたします。

目7居宅介護福祉用具購入費は、前年度並みでございます。

目8居宅介護住宅改修費は70万円で、28万円の増でございます。

目9居宅介護サービス計画給付費は2,242万7,000円で、17万3,000円の増でございます。要介護者の計画作成費用になり、令和6年度実績による見込みでございます。

234、235ページをお願いいたします。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護サービス給付費は1,212万5,000円で、12万6,000円の減でございます。要支援1、2の方の在宅サービス費で、デイケア、福祉用具貸与、ショートステイ等に係るもので、令和6年度実績による見込みでございます。

目5介護予防福祉用具購入費は18万1,000円の増、目6介護予防住宅改修費は40万円で、30万円の増で、令和6年度の実績によるものでございます。

目7介護予防サービス計画給付費は245万1,000円で、1万9,000円の減でございます。要支援の方のプラン策定費用で、令和6年度実績によるものでございます。

236、237ページをお願いいたします。

項3その他諸費、目1審査支払手数料は前年並みでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費は1,341万5,000円で、78万円の増でございます。介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に、所得に応じて給付されるサービスでございます。令和6年度実績による見込みでございます。

238、239ページをお願いいたします。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費は1,708万9,000円で、182万4,000円の減でございます。要介護者の施設の食事代、部屋代の減額分でございます。令和6年度実績による見込みでございます。

項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費は180万円で、前年度並みでございます。

240、241ページをお願いいたします。

款5地域支援事業、項1介護予防生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サービス事業費、第1号訪問通所生活支援事業は1,609万円で、14万5,000円の増でございます。令和6年度実績による見込みでございます。

目2介護予防ケアマネジメント事業費は137万7,000円で、3万1,000円の減、こちらも令和6年度実績による見込みでございます。

242、243ページをお願いいたします。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、節7報償費は、介護予防事業に係る講師等謝金でございます。

項3包括的支援事業任意事業費、目2権利擁護事業費は74万3,000円で、6万8,000円の減でございます。節12委託料、成年後見センター運営事業費が6万8,000円の減となっております。

目3包括的継続的ケアマネジメント支援事業費106万8,000円で、8万7,000円の減。節10需用費3万3,000円の減、節11役務費2万3,000円の減となっております。

244、245ページをお願いいたします。

目4任意事業費は824万2,000円で、15万3,000円の減でございます。節12委託料は、介護予防地域支え合い事業として、外出支援サービス事業、緊急通報体制等整備事業、訪問理美容サービス事業費を計上してございます。令和6年度実績による見込みでございます。

節18負担金補助及び交付金は、紙おむつ補助金55万円、節19扶助費は、寝たきり認知症老人介護慰労金230万円を見込んでおります。いずれも前年度並みでございます。

以上、令和7年度青木村介護保険特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第21、議案第18号 令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

249ページをお願いいたします。

議案第18号 令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計予算。

令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,501万1,000円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、256、257ページをお願いいたします。

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料は4,500万1,000円で、320万6,000円の増。

目 2 普通徴収保険料は2,216万3,000円で、157万7,000円の増となっております。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金は1,784万3,000円で、19万5,000円の減となっております。

258、259ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は8,500万8,000円で、458万8,000円の増でございます。徴収した保険料と保険基盤安定繰入金を合算して、後期高齢者医療広域連合に負担金として納付するものでございます。

以上、令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたしました。

◎議案第 19 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第22、議案第19号 令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第19号 令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

(総則)

第1条 令和7年度青木村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数、2,066戸。

(2) 年間総配水量、54万1,000立方メートル。

(3) 一日平均配水量、1,482立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、配水施設費、1億5,440万円。

内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益1億9,243万9,000円、第1項営業収益8,769万8,000円、第2項営業外収益1億474万1,000円。

支出

第1款水道事業費用1億8,248万円、第1項営業費用1億6,987万8,000円、第2項営業外費用1,250万2,000円、第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,699万円は、損益勘定留保資金2,295万4,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,403万6,000円で補填するものとする。)

2ページを御覧ください。

収入

第1款資本的収入1億9,141万円、第1項企業債1億1,940万円、第2項負担金及び分担金1万円、第3項補助金7,200万円。

支出

第1款資本的支出2億2,840万円、第1項建設改良費1億5,440万円、第2項企業債償還金7,400万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額1億1,940万円。起債の方法、証書借入又は証券発

行。利率年３％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った場合においては当該見直し後の利率）。償還の方法、公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（一時借入金）

第６条 一時借入金の限度額は、５,０００万円と定める。

（予定支出の各項目の経費の流用）

第７条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）同一款内における各項の間の流用。

３ページをお願いします。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）人件費等負担金、１,０３２万２,０００円。

（他会計からの補助金）

第９条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、７,５００万円である。

令和７年３月４日提出、青木村長、北村政夫。

１３ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

第１款水道事業収益、項１営業収益、目１水道使用料８,７１２万円、前年度対比２２０万円の減、マイナス２.５％で計上しております。家庭内利用が多くを占めており、前年度の実績見込みから計上いたしました。

項２営業外収益、目１他会計補助金３,８００万円、７９０万円の増として計上しました。一般会計からの補助金でございます。

目２長期前受金戻入６,６７４万円につきましては、将来にわたって利用する資産を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一

括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

14ページをお願いいたします。

支出について、主なものを申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節17委託料は、新規としまして浄水場の管理委託料として550万円、原水水質検査委託料242万円、草刈り及び植栽管理委託料224万1,000円が主なものでございます。節20修繕費110万円、浄水場等の施設修繕費を見込んでおります。

目2配水及び給水費、節17委託料は、浄水水質検査委託料335万5,000円、節20修繕費1,100万円は、水道本管止水栓等修繕、量水器取替費用として見込んでおります。

目3総係費、節17委託料は、電算委託料165万円、検針委託料165万円、15ページへまいりまして、水道管路台帳更新業務委託料220万円が主なものでございます。節31負担金、人件費等負担金1,032万2,000円は、職員1名、会計年度任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目4減価償却費1億643万9,000円は、構築物減価償却費7,751万6,000円、190万7,000円の減、機械及び装置減価償却費2,365万8,000円、234万5,000円の増が主なものでございます。

項2営業外費用1,250万2,000円につきましては、目1支払利息及び企業債取扱諸費1,000万円の起債利息分が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債1億1,940万円、項3補助金、目1国庫補助金3,500万円につきましては、補助率3分の1で導水管の布設替工事等に充当するものでございます。

目2他会計補助金3,700万円、290万円の減につきましては、元金償還充当手当他会計補助金を計上しております。

支出について主なものを申し上げます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設費、節17委託料1,500万円は、水道管布設替工事を行うための実施設計委託料として、節33工事請負費1億3,940万円につきましては、入田沢弘法地籍と中村地区における導水管布設替工事、当郷区岡石地籍における送水管布設替工事、村松区配水管布設替工事費として計上いたしました。

項 2 目 1 企業債償還金7,400万円、580万円の減につきましては、水道事業債の元金償還金として計上しております。

以上、令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

◎議案第 2 0 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第23、議案第20号 令和 7 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第20号 令和 7 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

（総則）

第 1 条 令和 7 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理区域内人口、4,050人。

（2）年間処理水量、32万5,900立方メートル。

（3）一日平均処理水量、893立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、イ．下水道管布設替工事2,000円、ロ．処理場建設改良工事398万2,000円。

内容については、後ほど御説明申し上げます。

（収益的收入及び支出）

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款下水道事業収益 2 億1,406万4,000円、第 1 項営業収益6,943万9,000円、第 2 項営業外収益 1 億4,462万5,000円。

支出

第1款下水道事業費用2億1,217万6,000円、第1項営業費用1億9,809万2,000円、第2項営業外費用1,398万4,000円、第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額882万8,000円は、損益勘定留保資金846万6,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額36万2,000円で補填するものとする。)

2ページを御覧ください。

収入

第1款資本的収入1億3,506万6,000円、第1項下水道費分担金215万1,000円、第2項他会計補助金1億3,291万5,000円。

支出

第1款資本的支出1億4,389万4,000円、第1項建設改良費398万4,000円、第2項企業債償還金1億3,991万円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金、666万円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助を受ける額は、1億4,634万4,000円である。

令和7年3月4日提出、青木村長、北村政夫。

10ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款 1 下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料6,940万7,000円、前年度実績等から前年度当初より下減した額を計上しており、家庭内利用が主なものでございます。

項 2 営業外収益、目 1 他会計補助金1,342万9,000円、831万円の減につきましては、償還金利子分に充当するものでございます。

目 2 長期前受金戻入 1 億3,119万6,000円、前年度同額につきましては、節 4 国庫補助金 4,502万2,000円、節 5 他会計補助金、企業債元金充当他会計補助金6,947万2,000円が主なものでございます。将来にわたって利用する資産を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上するものでございます。

11ページをお願いいたします。

支出について、主なものを申し上げます。

款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 環境費、節17委託料、下水道本管清掃・点検業務委託料120万3,000円は、延長 1 キロメートルを予定しております。

目 2 処理場費4,007万5,000円、291万3,000円の増につきましては、節13光熱水費934万8,000円は、133万2,000円の増、節17委託料、処理場維持管理委託料1,188万円、脱水汚泥処理業務委託料702万9,000円が主なものでございます。

節20修繕費599万5,000円につきましては、浄化センター電気設備として操作盤、電流計、機械設備として薬品タンク、攪拌機、ポンプ場空気抜き弁等の修繕を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

目 3 総係費、節17委託料、電算処理委託料150万3,000円につきましては、料金システム並びに企業会計システムに係るもので、その他委託料55万円につきましては、企業会計の予算決算処理業務などを専門的な事務処理指導を委託し、運用を図るものでございます。

節31負担金、人件費等負担金666万円につきましては、職員 1 名、会計年度任用職員0.5 人分を見込んでおります。

目 4 減価償却費 1 億4,281万7,000円は、70万4,000円の増につきましては、構築物減価償却費50万円の増が要因でございます。

項 2 営業外費用1,398万4,000円、343万円の減につきましては、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費起債利息分の減少が主な要因でございます。

14ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款 1 資本的収入、項 1 目 1 下水道費分担金215万円は、5 戸分の受益者分担金を見込んで計上しております。

項 2 補助金、目 1 他会計補助金 1 億3,291万5,000円につきましては、元金償還充当手当他会計補助金を計上しております。

15ページをお願いいたします。

支出について主なものを申し上げます。

款 1 資本的支出、項 1 建設改良費、目 1 管路建設改良費2,000円につきましては、受託工事が発生した場合の予算を頭出し計上しております。

目 2 処理場建設改良費、節33工事請負費398万2,000円につきましては、浄化センター内の曝気装置修繕工事及びマンホールポンプ改修工事費として計上しております。

項 2 目 1 企業債償還金 1 億3,991万円、2,031万円の減につきましては、下水道事業債元金償還金として計上しております。

以上、令和 7 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

◎発議第 1 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第24、発議第 1 号 青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛計三議員。

○9 番（沓掛計三君） 発議第 1 号 青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例案でございます。

地方自治法第112条の規定により、青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 4 日提出、提出者、青木村議会議員、沓掛計三、同、平林幸一、同、宮下壽章、同、坂井弘、同、松本淳英。

この条例案につきましては、全員協議会等でも説明してありますので、下記の提出理由をもって提案させていただきます。

提出理由。

この条例は地方自治法（第92条2の関係）により、今まで規制されていましたが議員個人と村との請負契約が、昨今の地方議会議員の成り手不足への対応のため、年間300万円まで除外されたことに伴い制定するものでございます。この条例によって議員が請負の内容を議長に公表することで透明性を確保するとともに、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的といたします。

以上をもって、発議第1号について説明させていただきました。

裏面の附則につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行し、令和6年4月1日の属する会計年度以後において支払いを受ける請負について適用するということであります。以上でございます。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第25、請願第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正に関する請願についてを議題とし、紹介議員の説明を求めます。

坂井弘議員。

○5番（坂井 弘君） 請願第1号 再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正に関する請願について、提案をいたします。

請願書を朗読し、提案といたします。

請願提出期日、2025年2月19日。

青木村議会議長、松澤正登殿。

請求者、長野県上田市中央西二丁目3番17号花岡ビル206、滝澤修一法律事務所、日本国民救援会上小支部支部長、弁護士、滝澤修一。

紹介議員、坂井弘、塩澤敏樹、宮入隆通。

再審法（刑事訴訟法の再審規定）の速やかな改正に関する請願。

請願の趣旨。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。冤罪により、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生を全て失ってしまいます。死刑の確定判決の静岡・袴田事件は、昨年ようやく再審公判において無罪が確定しましたが、逮捕から既に58年余が経過しており、その人生は取り返しがつきません。長野県内でも、元諏訪市職員Yさんは、やってもいない窃盗事件の

犯人にされ、職を失った上に服役を余儀なくされ、服役を終えた現在、再審請求に向けて取り組んでいます。

再審は、人権擁護の理念に基づいて、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を迅速に救済することを目的とする制度です。

ところが、現実には、冤罪被害者の救済が遅々として進んでいません。その原因は、決して各事件固有の問題ではなく、現在の再審制度自身の問題、すなわち現行刑事訴訟法施行76年を経た今もなお、同法における再審に関する規定が僅か19条しか存在しないという、現行の再審制度が抱える制度的・構造的問題があるからです。

とりわけ、以下の点が問題です。

その一つは、検察が捜査段階で集めた証拠を開示しないことです。無罪となった再審事件での新証拠が、実は当初から検察が持っていたものであったケースも多くみられます。再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかです。平成28年の刑事訴訟法の改正の附則には、政府はこの法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められています。

次に、再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって、冤罪被害者の救済が長期化し、極めて深刻な状況となっていることです。検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてその主張を行う機会が保障されているのですから、再審請求手続の長期化を招く再審開始決定に対する検察官の不服申立ては禁止すべきです。

さらに、再審請求事件の審理に関する手続規定が事実上なく、その運用が裁判官の裁量に委ねられているため、再審格差とも呼ばれる状況が生まれています。再審請求審の手続を整備する必要があります。

以上のような再審制度の改正の必要性和緊急性については、日本弁護士連合会や長野県弁護士会が、令和5年に、再審法改正の早期実現を求める総会決議を挙げていることなどからも明らかと言うべきです。国会においても超党派の議員連盟が設立され、国会議員の過半数が加入するに至っており、改正の必要性は広く認められています。

以上の趣旨から、本請願を採択いただき、地方自治法第99条に基づく意見書を政府機関に提出していただけるようお願い申し上げます。

請願項目。

冤罪被害者を一刻も早く救済するために、以下の内容を盛り込んだ再審法（刑事訴訟法の

再審規定)を速やかに改正すること。

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審請求審における公正な手続を整備すること。

以上。

本請願に関しては、既に議員参加の学習会をもち、請願者の滝澤修一弁護士による説明を受けてきたところです。したがって、本請願の趣旨並びに請願項目につきましては、議員の皆さん、十分御承知のことと思います。

本請願と同様の趣旨の請願が、さきの12月県会でも採択されており、また県下の大多数の市町村議会で採択をされております。また、国会議員の過半数が加入する超党派の議員連盟による再審法改正提案が準備されているところであり、現在開会中の通常国会に議員提案される運びとなっています。

本議会において本請願を採択し、国に意見書を送付することは、こうした国会の動きを加速させ、再審法改正に大きく寄与するものとなることを確信します。全員一致で本請願を採択いただきますようお願いし、提案いたします。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第26、陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題といたします。片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） 陳情第1号につきまして、陳情書の朗読をもって説明とさせていただきます。

2025年2月5日、青木村議会議長、松澤正登様。

上小築労働組合連合議長、土屋稔。連絡先、上田市上田原1142－7。

「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情の趣旨。

物価高騰が続き、住民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、

契約など非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者は深刻です。また、価格転嫁ができず、人材確保に苦しむ中小業者、観光業、農林水産業の経営にも打撃を与えています。

住民の暮らしを守るためには、賃上げの動きを加速させ、国民の消費購買力を高め、経済の好循環を作る必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,163円、長野県では998円、最も低い県では951円に過ぎず、毎日8時間働いても月14万円から17万円（税込み）と最低賃金法第9条第3項の労働者の健康で文化的な生活を確保することはできません。長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で165円、年収で約30万円もの格差となります。賃金引上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の1,500円以上への大幅引上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっています。

さきに行われた衆議院解散総選挙でも、主要政党の多くが最低賃金1,500円を公約しており、政権与党である自民党（2020年代に）、公明党（5年間で）も目標達成年度を示すなど、最賃の大幅引上げは党派を超えた国民的課題となっております。

その一方で、最低賃金の地域格差と中小業者、観光業、農林水産業支援については、議論が進んでいません。前述の2点が後回しになれば、最賃引上げの恩恵を受けるのは都市部と大企業だけになってしまいます。

日本の最低賃金は、地域別であることが上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素、その地域の生計費と賃金、事業の支払能力を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状を基に最低賃金額が決められるため、低いままとなります。

私たちが行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費は、全国どこでも1,500円以上で、地域による大きな格差は認められません。昨今の物価高騰を受けての再調査では、1,800円を超える結果も出ています（さいたま市：時給1,826円、2024年10月発表）。これでは人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることができず、地方の人手不足は解消できません。構造的な欠陥と言えます。

地域格差とともに課題となっているのは、中小業者、観光業、農林水産業支援です。中小業者、観光業、農林水産業における最低賃金の引上げを円滑に実施するには、国による相応の財政出動を伴う抜本的な中小業者、観光業、農林水産業支援の強化が必要です。中小業者、観光業、農林水産業、下請けに関する取引の適正化、財政上、税制上及び金融上の支援措置、

その他の必要な措置を国に義務とする最賃法の改正が必要です。

以上の趣旨から、下記の項目の早期実現を求めます。貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
 2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円を実現すること。
 3. 政府は、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小業者、観光業、農林水産業への支援を国の義務とする条項を最低賃金法に設けること。
- 以上でございます。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第27、陳情第2号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書についてを議題といたします。片田議会事務局長より説明を願います。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） 陳情第2号につきましても、陳情書の朗読をもって説明とさせていただきます。

「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書。

2025年2月18日、青木村議会議長、松澤正登様。

陳情者住所、小県郡青木村大字村松1840番地。団体、青木村単組教職員組合。代表者名、柳沢武夫。

陳情事項。

学校の働き方改革推進のため、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出していただきたい。

- 1 教職員の負担軽減を図る観点から、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
- 2 教職員の配置・確保も含め、学校の働き方改革推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 3 長時間労働に歯止めをかけ、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図ること。

4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

陳情理由。

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。2024年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限が守られない状態のまま放置されています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める、2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当ての見直しなど、給特法改正案の提出をしております。

学校の働き方改革の前進を図る観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要です。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定、実施すべきです。2019年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえたさらなる施策の実施が欠かせません。

以上を踏まえ、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

以上でございます。

◎令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）及び令和7

年度青木村社会福祉協議会会計予算の報告

○議長（松澤正登君） 続きまして、日程の議案にはありませんが、令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び令和7年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

最初に、令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）。

令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,938万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出、青木村社会福祉協議会長、若林喜信。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金を171万5,000円追加し453万1,000円とするもので、節1繰越金の増によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費を38万5,000円追加し479万7,000円とするもので、節1報酬31万1,000円の増は会計年度任用職員分、節10需用費2万3,000円の増は公用車の修繕料、節26公課費5万1,000円の増は自動車重量税分でございます。

款2事業費、項5老人センター費、目1老人センター費を61万8,000円追加し、1,148万3,000円とするもので、節1報酬9万円、節3職員手当等40万円は会計年度任用職員分、節10需用費12万8,000円の増は、女子トイレ及び火災報知器の修繕料でございます。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費を71万2,000円追加し1,938万4,000円とするもので、節10需用費71万2,000円の増はくつろぎの湯のボイラー等の修繕料の増によるものでございます。

以上、令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について、御説明いたしました。

続きまして、令和7年度青木村社会福祉協議会会計予算について、御説明申し上げます。

令和7年度青木村社会福祉協議会会計予算。

令和7年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,038万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年3月4日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、若林喜信。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2 歳入

款1補助金、項1村補助金、目1村補助金は468万7,000円で、40万円の増となっております。

款2配分金、項1配分金、目1配分金ですが、赤い羽根及び歳末助け合い共同募金より約80%が配分されるもので、前年度並みになっております。

款3事業委託金、項1村委託金、目1村委託金は3,018万2,000円で、433万1,000円の増でございます。老人センターとくつろぎの湯の村からの委託分でございます。

款4使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料は、くつろぎの湯の入浴料と、項2手数料、目1手数料は自動販売機の手数料で、前年度並みとなっております。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は80万円で、100万円の減。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入はコピー機の使用料等で、前年度並みとなっております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費、目1事務費は282万円で、57万6,000円の減。節1報酬は、理事、評議員と監事、会計年度任用職員分。節10需用費4万8,000円の減。節11役務費4万1,000円の減。節12委託料75万1,000円の増。節13使用料及び賃借料6万2,000円の増。

12、13ページをお願いいたします。

節17備品購入費が4万2,000円の増となっております。

款2事業費、項1援護費、目1援護費125万8,000円で、5万7,000円の増。節19扶助費は、両親片親のない家庭慰問金、フードバンク食糧支援事業、経済的困窮者生理用品無償配布事業でございます。

項3助成金、目1助成金は85万円で、10万円の減。これは前年度、ボランティアの会が解散し、ボランティアグループへと活動主体が変更となり、補助額が減額になったためでございます。

項4心配ごと相談事業費、目1心配ごと相談事業費は、前年度並みとなっております。

14、15ページをお願いいたします。

項5老人センター費、目1老人センター費は1,272万2,000円で、185万7,000円の増。節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、老人センター会計年度任用職員分でございます。節10需用費は43万4,000円の増。男子トイレの修繕料、カーテン・カーペット等の更新等による費用の増でございます。

16、17ページをお願いいたします。

項7福祉ふれあい事業費、目1福祉ふれあい事業費は15万1,000円で、4万6,000円の増。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費は2,114万6,000円で、247万4,000円の増。節1報酬、節2給料、節3職員手当等、節4共済費は、くつろぎの湯の会計年度任用職員分でございます。

18、19ページをお願いいたします。

節10需用費は、前年度より154万6,000円の増となっております。光熱水費が77万円の増、修繕料が79万円の増となっております。その他は前年度並みでございます。

項9地域支え合い事業費、目1地域支え合い事業費は前年度並みでございます。

20、21ページをお願いいたします。

項10結婚推進事業費、目1結婚推進事業費は前年度並みとなっております。節1報酬は結婚相談員分、節18負担金補助及び交付金10万円は、研修会等負担金及び長野県マッチングシステム登録への補助金でございます。

以上、令和7年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時48分

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）

（第 2 号）

令和7年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年3月6日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	9 番	沓 掛 計 三 君
10 番	居 鶴 貞 美 君		

欠席議員（1名）

8 番	宮 下 壽 章 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長 兼建設係長	稲 垣 和 美 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	高 柳 則 男 君
商工観光 移住課長 兼推進防 災副官	小 林 義 昌 君	総務企画課 企画財政係長	金 井 大 介 君

住民福祉課
保健衛生係長

上原加代君

住民福祉課
課長補佐係長

早乙女 敦君

商工観光課
移住観光係長

宮澤俊博君

教育委員会
教育係長

奈良本 いずみ君

総務企画課
総務係長

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局 長

片田幸男

事務局 員

依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

なお、8番、宮下壽章議員により、本日の会議について欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦勞さまです。

傍聴席の皆様にお知らせをいたします。

本日の一般質問はもとよりですが、11日及び12日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴をいただければ幸いです。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 本日は、令和7年第1回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。

6人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質問の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 沓 掛 計 三 君

○議長（松澤正登君） 9番、沓掛計三議員。

〔9番 沓掛計三君 登壇〕

○9番（沓掛計三君） それでは、議席番号9番、沓掛計三でございます。

一問一答方式で答弁をお願いいたしたいと思います。

それでは、今回質問につきましては、人・農地プランから地域計画についてということでございます。

この計画は3月までに作成が義務づけられ、10年後の農地の利用を目標として農業懇談会が実施され、村の地域農業の現状や課題について定義されております。また、将来の在り方の水田事業については、集団転作による麦、大豆、タチアカネソバや野菜・果樹等の特産物や高収入作物を推進することとあります。

また、農地の集約等を基本とした農地利用を進めることと、その中で私はこれらの目標を達成するのに必要な措置としての畑地の基盤整備事業への取組について御質問いたします。

この文書では、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下奈良本の原地籍及び沓掛の宮沢地籍の傾斜地等の土地条件の悪い山間地の畑作地域において農業生産法人の進出を促進しながら、農地の大区画化等基盤整備を検討していくとあります。

それでは、質問に入らせていただきます。

この原地区の事業については、数年前発案されましたが、条件が整わないということの判断から断念された経過がございます。この断念された経過についてお聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

原地区の経過についてでありますけれども、私が村長になりまして初めて原地区行ったときのことをよく覚えておりますけれども、大変青木村にはなかなかないような白い畑地が広がり、また風光の明媚なところでございました。

そして、もう一つは土質が非常によくて、スコップですくっても土砂が一つも出てこないような、青木村ではすばらしい優良農地であったというふうに思っております。

そういう状況の中でありまして、非常に農道が狭く、それから水です、大雨などにより掘られたような箇所があって、地権者の方は高齢化して、一部で野菜を作っている程度で大きくは耕作されていませんでしたけれども、この原地区を優良農地にしたいという私は

村長になって以来の思いがずっと続いておりました。

経過についてでありますけれども、ぜひここを何とかしたい、できれば民活でやりたいなという思いが強かったわけであります。いろいろ県内はもちろん、関東、東京辺りにアンテナを張っておりましたら、日本の有数の大手のコンビニが農場を探しているという情報がありましたので、その本社まで行ってしかるべき人にお会いさせていただきました。

その条件が結果、合わなかったんですけれども、地元の人が20歳代、30歳代の人が農業すること、それから、土づくりにその会社の方針によって3年間そういったことを、土づくりもしてほしいというようなことがありましたけれども、なかなか20代、30代の農業者がいないということで断念をいたしました。

それからもう一つは、千曲川ワインバレーを先導している東御市にある有名なワイン醸造所にも打診しましたが、東御で基軸を置いてやっているということで、これもうまくいきませんでした。それから、国内でも有数の酒造会社をお願いをいたしまして、少しルートがあったもんですから、しかるべき人に来ていただきまして、現地を見ていただいたり、土砂を持ち帰って分析までしていただきました。

しかし、会社の方針として、温暖化ということで、長野県を飛び越して北海道で事業展開をしたいということで、これもうまくいきませんでした。

いろいろやってみましたけれども、今の状況でございます。

そういう中ではありますけれども、機械作業受託組合などをお願いをして今までやっております。

それから、村外の農業生産者法人、いわゆる民間でありますけれども、ここにもお願いをいたしまして、今一部についてタチアカネの栽培地として活用していただいております。

今後農道を整備するとか、地権者の境界を確認をするとか、こういったことをしていきたいというふうに思っております。

経過については以上でございます。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） いろいろなことを模索してみたようでございますけれども、その中にもありますが、今回この地域計画、いろいろなことをやった中で、この原地区を挙げた理由について、また、断念した一因とも聞いているけれども、先ほど言いましたけれども、多くの方が中で個人的ないろいろな問題が起こって耕作してきたと。

また、当時の耕作者については、この状況としては高齢化してきていると。そういうとこ

ろにも荒廃農地がかなり増えてきています。

あわせて、現在の状況等をお聞きするとともに、これもあれなんですから、2月に行われた農業センサス、対象戸数の状況と5年前の対象戸数の状況、まだ本格的なもの出ないと思いますけれども、分かる範囲で結構ですけれども、私も地元で聞きましたら農業の調査の対象戸数が非常に少なかったような気がします。この辺含めた中で、今後のこの土地の課題とかそういうものについてこれからお聞きしたいと思います。

じゃ、お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず、この原地籍の現状でございますけれども、村内でも優良な畑地帯であるというふう
に認識をしております。

しかしながら、地権者の高齢化が進行しておりまして、一部の農地が荒廃化してしまっ
ておりました。御案内のとおり、村では平成23年度から26年度の4年間に国の補助事業を導
入いたしまして、地権者の御努力等もいただく中で、伐根等約4.7ヘクタール実施をしまし
て、荒廃農地の一部が解消されたところでございます。

しかし、新たな担い手が確保されなければ、再び荒廃が懸念されるところでございます。

先ほど北村村長からの答弁にもございましたとおり、様々な方々、方面への働きかけを試
みてまいりましたが、残念ながら新たな担い手の確保にはめどが立っていないような状況で
ございまして、機械作業受託組合の皆様等へお願いをして一部耕作していただいているのが
現状ということになっております。

現在策定中の地域計画にこの原地籍を挙げた理由につきましては、この地域計画の前身で
あります人・農地プランの中におきましても、対象地区における中心経営体への農地の集約
化に関する方針というものを実現するための必要な取組に関する方針としまして、基盤整備
への取組方針の中で、現在の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、下奈良本集
落原地籍及び沓掛集落宮沢地籍の傾斜地等で、土地条件が悪い山間地の畑作地帯において、
農業生産法人等の進出を促進しながら、農地の大規格化、汎用化等の基盤整備を検討してい
くというふうに明記をしております。村としても重要な畑地として今後10年間営農の維持
に、継続のために担い手農業者の確保を模索し、また要望に応え地権者の理解に寄り添いな
がら費用対効果や補助事業の検討など総合的に勘案した結果、やはりこの原地籍というもの
の基盤整備を将来的にしていく必要があるだろうということから、今回の計画についても引

き続き明文化をさせていただいたものでございます。

農林業センサスの状況でございますけれども、5年前、2020年のときの調査対象は145経営体でございました。今回2025年の調査対象は100経営体ということでございまして、5年前と比べて45経営体のマナイス、率にして31%減少というような状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 分かりました。

いろいろ模索してもらうとともに、現状としては荒廃していると。農業センサスの話なんですけれども、農業やっている方がこれからどんどん個人的には減っている方が非常に多くなっている。そうすると集団化しなくてはいけない、まだ移行していかなくてはいけないということなんで、この計画を挙げた理由については、今言われたようなことだということ理解いたしました。

次に、原地籍については、約6ヘクタールから7ヘクタールあるかと思います。土質が良いと聞いていますし、大規模集約化するための基盤整備の方法等今回この計画に挙がってきた中では、その方法まで検討して挙げてきたのかどうか、この点についてお聞きします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） まず、原地籍の状況ですが、農地が約6ヘクタール、林地を含めると計約8ヘクタールございます。土質につきましては村長からもありましたとおり、褐色森林土という土質で、野菜とか果樹等の栽培に適していると。また、作土が深く、比較的石が少ない稀有な土壌であるというふうに言えるかと思います。

短期的な取組としまして、まず、農道の整備を考えております。わだちが深くなり、コンバインの通行に支障を来すような場所、あるいは収穫をしたソバをクレコンで収集できるような2トントラックが通行可能なようにするための部分的な拡幅、また、待避所、回転場の確保策等も考えられます。

農地につきましては、水田については圃場整備が完了しておりますけれども、畑地につきましては、現状不整形で傾斜があったり起伏がある農地がほとんどであるため、圃場整備が必要であると考えられますが、この地区は集落の上にあるため、工事施工においては水処理が課題になってくるものと思われます。

現在も湧水の影響があるかと思われそうですが、一部に湿った畑地等もございます。水は豊富な地域であります、圃場整備などの工事によりまして水みちが変わったり、思わぬところ

で出水するおそれもありますので、工事については慎重な判断が求められるものというふう
に認識をしております。

畑地につきましては、村単の補助事業の遊休荒廃農地対策事業を御活用いただいて、部分
的に遊休荒廃化している農地の整備、除石、伐根などの経費の補助を受ける方法も当面の対
応としては考えられるのではないかとというふうに考えております。

中長期的な観点からいきますと、大規模集約するための基盤整備の方法では、現在の分散
錯圃の農地を担い手が効率的に作業しやすいように、畦畔の一部を除去するなどの簡易的な
国庫補助事業、圃場整備が有効であると考えておりますが、事業の実施には、議員御存じの
とおり、地権者、耕作者等地元の皆さんの御意向、御理解、御協力も得て進める必要がござ
います。また、財源確保、費用対効果の観点からも、そうした調整を含めて今後検討してま
いる必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） いろいろな諸問題があるようでございますけれども、計画を入れてや
っていければということでございます。

今の現状、私どもあそこに上がりますもんで現状を見ていますと、荒野化が急速に進んで
きているというのが現状だと思います。竹林化や、また林地化しているイメージも多くなっ
ています。この地域は本当に急速な基盤整備等をやらなければいけないかと思っています。

基盤整備についても、危険とかそういう問題ではなくて、もっと大幅な、大きな基盤整備
を考えていかなければ駄目なような気がするもんで、ここら辺についてはどのように基盤整
備の内容についてやっていかれるのか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 先ほども少し触れましたとおり、現状では有機農
業に取り組まれる皆さん、あるいは地元の地権者の皆さんによる野菜や大豆等の栽培に加え
て、機械作業受託組合の皆さん、また村外の農業法人の皆さんによる一定のまとまりの中で、
タチアカネソバの栽培等を行っていただいているところでございます。

しかし、議員御指摘のとおり、これら担い手の皆さんも高齢化が進んでおりまして、この
ままでは一部の農地は荒廃化が懸念されるところでございます。このため、村では荒廃農地
の拡大を防ぐために、毎年担い手組織からの御要望をお聞きしながらコンバイン等大型機械
が移動可能な農道の拡幅整備、あるいは農道にはみ出た竹や木の枝の伐採などを行ってきて

いるところでございます。

荒廃農地を防ぐための基盤整備事業というものは有効な手段であるというふうに認識をしておりますが、仮に国の補助事業で対応する場合には、費用対効果が見込まれる営農計画の樹立と、また担い手への農地集積・集約化が事業採択の要件となってまいります。ソバだけでは収益性が低いため、採択は望めません。そこで、国の補助事業で対応するためには、ソバと野菜等を1年2作の輪作体系による、例えば営農計画を樹立しまして、経済性の追求というものも必要になってまいります。

その場合、誰が営農計画を実行するのか、また、国の補助事業完了後、3年間の目標達成報告等も義務づけられているという中で、基盤整備事業は大変有効な策であるかと思いますが、どの作物を誰が、どのくらいの面積を、どのくらいの期間借り受ける、あるいは担っていただけるのか、受け手の確保も含めて検討しなければならない問題であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 分かりました。

多分、今課長言われたように、最初から誰が作るのか、誰がどうやるのかではなくて、まず村としてあそこをどうするのかという考え方をまず持たなければ駄目だと思うんです。それが経済効果等当然あります。ある程度の基盤整備をしてしまえば、村松のアイリスですかね、アイリスのときにやったように、アイリスのときも基盤整備したおかげでアイリスが撤退しても、その後ブドウでやっていただいたと。

それで、中に個人的に、あそこについても私も記憶あるんですけども、個人的にどうしても農地をやりたいという人については、端のほうと言っては失礼ですけども、ど真ん中じゃないんですけども、それはちゃんと分割してそちらのほうで耕作してもらったということでございます。

最終的には、その方たちもほとんど手放してはきておりますけれども、初めから駄目ではなく、やる、どうやったらできるのかという方向で考えていってもらいたいと思うんです。経済効果は当然あります。国からのいわゆる経済効果。それは当然ありますけれども、全てがそこに集約するわけじゃないと思うんです。まずやらなければ駄目だろうという感じがします。

それじゃ、次いきますけれども、現状のままの状態では、今言ったように小規模な荒廃地

が点在しています。これからどんどんそういうふうになっていってしまうのではないかと思います。

そうになってしまえば、農業法人の担い手の受け手が、受け手といいですか、そういう人たちがとか、なくなってしまう、どんどんなくなっていってしまいます。そのようになった場合の対策、あそこの土地の絶えず全体的な今後の対策についてをお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 小規模な荒廃農地が点在しておりますと、受け手の作業効率というものは当然低下してまいります。受け手が原地籍でこれからも継続して利用していただく前提としては、やはり耕作地を担い手の皆さんに集積・集約することが、経営安定には必須であるというふうに認識をしております。

現状、議員御指摘のとおり、耕作農地の周辺に遊休荒廃農地が点在しておりますが、多くの農地はまだ耕作が継続されておりまして、中山間直接支払事業、あるいは環境保全型農業直接支払事業にも取り組まれている農地もございまして、受託組合の皆さんや村外の農業法人の皆さんもタチアカネソバを作付していただいております、当面は営農継続が図られるものというふうに理解をしております。

村では、今後受け手が作業をしやすい環境を整備するために、農業法人と現在現地を確認し、課題を共有する中で解決に向けた検討会というものを、今年に入ってから2回ほど現地を含めて開催をしているところでございます。

その中では、2月には既に1件の地権者から農地の賃借の御了解をいただいて、集約化することができたところでございます。また、今月末には一部の農道の拡幅整備と竹林や畑地を覆う枝の伐採作業等行う予定にしております。来年以降の農地利用の在り方について、今後とも関係団体の皆様と検討する中で、農地への集約・集積を取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今やろうとしていること分かります。やろうとしているの分かりますが、細かいことをやっても、あそこは全体的な農地にはならないと思います、もう。どんどん分割した荒れ地になっていくと思います。そんなことで、根本的にもう少し考えていただければと思います。

あと、集団化することによって、入奈良本牧場です、周辺部全部網で囲っております。事

によって、それ獣害対策です、それもやられている、それでやってあります。

今度は原地籍でやりますと、各耕作者がいますと、各耕作者ごとに獣害対策をしなくちゃいけない、電気柵を張らなくちゃいけないと、そうなるとかかなりの労力、また経費が必要になってきます。

各個人でなく、あそこを全体を整備してしまえば、経費や労力の削減、特に獣害対策が全部一括してできると、これ牧場がそうなんですけれども、できるということです、ぜひともこういう獣害対策の立場からしても、あそこをできないかどうか御検討願えますか、この辺についても。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 議員お見込みのとおり、集約化することによりまして、周辺を全部囲うことができますので、防護柵の設置経費あるいは労力を軽減するという観点からは効果的な鳥獣被害防止策が講じられるというふうに考えております。

村といたしましても、集約化の可能性について、地元、地権者、担い手農業者等関係の皆様と意見交換、情報共有する中で、基盤整備事業のこととセットでこの獣害対策についても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今本当に獣害対策、やらなければあそこも鹿出て駄目です。駄目ですけれども、今みたいな方法で全部囲ってしまう。そうでなければ個々にやっていくと経費がすごい経費がかかります。その都度、電柵でやりますと、毎年撤収、またつけなけりゃいけない、この作業を毎年繰り返さなくちゃいけないわけですけども、牧場みたいなのをやった場合は、全部を囲ってしまえば、もうそれでもうずっとやらなくて、壊れた部分だけ直せばいいという。ですから、こういう経済的効果といいますか、労力の効果も非常に大きいもので、どんな企業が入ってこようが、誰がやろうが、これはそういう方向にもっていかねりゃ駄目だと思っております。

次に、大規模集団化による基盤整備についてでございますけれども、ちょっと村松のオオウエです、あその地籍のことですけども、県の土地開発公社でちょっと大きくなりましたけれども、用地を全て回収し、基盤整備は村でできないかということです。

これについては、どうしても村の土地開発公社ではできません。定款上できないので、これについては、農業開発公社だったら農地から農地という買上げができるかと思えますけれ

ども。県の農地開発公社も決まった相手でなければなかなか手をつけないという、また、今大分事業縮小してきているのか分かりませんが、なかなかやってくれない部分があるかと思います。

そんなことでやってくると、ですから、あそこについては、竹内製作所の用地、これについては土地開発公社がやりました。農地から宅地ということだもんで。多分あそこは多くの筆数があったが全部一筆化したと思います。それからやったかと思いますが、整理したかと思います。

ですから、もしあその地籍にいくんであれば、現在の国土調査もぼつぼつ中挟、下奈良本地籍のほうへ入っていきますけれども、あそこは農地ですので、確実に国土調査が入ると思います。林地でない限りは国土調査が入ると思いますもんで、もし地籍調査全てやるんだったら、この国土調査を先行して、あの地籍つけて入れてやれば、全体のものが全部把握でき、個人の持っているものが全て把握できると思います。

ですから、そのような何らかの方法を取る方法を考えていただけないかなということで、今言った県の農業開発公社とか村の、そのまま県の開発公社のほうで基盤整備してもらっても結構なんですけれども、それによってやってもらえればということでございます。

この辺についてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） まず、御指摘のありました竹内製作所の登記等の形態につきましては、議員からのお話のとおり村の土地開発公社が造成事業を行い、その後竹内製作所様のほうへ売却するに当たりまして、同社からの御要望を受けて二十数筆あった農地を一筆に合筆登記をして売却したという経過でございます。

御質問の基盤整備事業を県の農業開発公社等で買収してできないかという御質問に対する答弁でございますが、農地を集約化して基盤整備を行うことは、村の特産であるタチアカネソバの収量増加策、また、村の優良農地を後世に残していくという観点からも大変重要であるというふうに認識をしております。

県の農業開発公社による農地収監管理事業を活用することは、農地の出し手が安心して預けられるのみならず、受け手の担い手農家にとっても集積・集約が図られ、経営発展が見込めることから、農地の適正利用が図られるものと考えております。

この農地中間管理事業を利用するためには、1つとして、地権者の相続登記が完了していること、2つとして、地域計画に位置づけをされた担い手に集積をされているということが

条件となつてまいります。それには取りまとめをお願いする地元の役員さん等の御尽力、御協力、また、地権者の御理解等がなければできないというふうに考えております。

議員からもありましたとおり、ファンキーシャトーのワインブドウ団地を整備したときのように、地権者と受け手となる担い手農業者の間に中間管理機構である県の農業開発公社に入っていただき、農地の貸し借りや売買を行うことは大変有効な手段でございます。基盤整備事業についても、当時は農山漁村活性化プロジェクト事業によりまして国・県の補助を受けながら実施しておりますので、同様の補助事業を活用した基盤整備は可能であるものと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 国土調査の前倒しというのはできますか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 国土調査の現在の進捗状況につきましては、これまで御案内のとおり、平成6年から当郷区から順次、村松区、田沢区と経て、現在中村区を実施しております。こちらまだ数年完了までかかる見込みでございますが、その後順番では中挾区、下奈良本区というふうに順次入っていく流れでございますが、仮にここを大規模な基盤整備事業、公共事業としてということになれば、地元等の御理解を得た中で、優先的に公共事業ということで国土調査をやるということは、技術的には可能でございますという答弁で御了解いただければと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） いろいろな方法があると思いますので、模索してもらえればと思います。

これはちょっとまた違いますけれども、原地籍であれば、牧場も上下合わせると約10ヘクタールぐらいあります。本当に花の咲いたときはきれいです、上から見ていくと。ですけれども、今みたいに原地籍であれば、それほど遠くないですから、そばまつり等花が咲いたときはあそこが一面に見られるとすれば非常にきれいになります。

ですから、観光等についてもかなり適している場所ではないかなという感じで思っております。この点についても考えられるかどうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 議員からの御提案のとおり、原地籍は村長からもありましたが、大変眺望もよく、また立地的にも近い場所に位置しておりまして、整備することによりまして、観光面での利活用も見込めるのではないかといった期待が膨らみます。

それには周辺道路の整備、また、駐車場の整備など観光客また地元住民への配慮した環境整備というものも新たに必要になってくる可能性もございます。

現在、滝川浄水場の下と瀧仙寺さんの下の2か所から原地籍に道路として行くことは可能でございますが、村道、林道の改良となりますと、道路の環境整備だけでもかなり高額な投資というものも必要になってまいります。

この基盤整備を仮に実施するとなりますれば、観光面でも相当な期待が高まることから、今回は貴重な御提案として受け止めをさせていただければと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 今道路の件も出ましたもので、道路の件なんですけれども、今どうしても滝川ダムの下、そちらのほうからの道路ということを重点的にいろいろ検討された経過もあるようでございますけれども、あそこは砂防河川、かなり橋渡すにもうるさいです。ですから、反対に八ツ沢のほうから、山のほうから入り込んでいって回ることもできます。ですから、道路については私どもでなくて、農業の耕作者であればそんなに舗装してくれとかそういうことでなくて、幅員さえある程度あれば、後は碎石で十分な道路は結構な、冬場行くわけでないですし。

ですから、そこら辺含めて、今後道路についても検討していただければと思います。

次に、農地の集約化ができれば、ソバ以外の農産物の栽培の法人等も手をつけてくるんじゃないかと思います。これらについても、村としてはもしソバじゃ付加価値もつけられない中で、ソバの単価は安いですから、付加価値をつけられないから撤退するということであっても、高原野菜とかそういうものでも可能になってくるんじゃないかと思うんです。

ですから、そこら辺のところも、先ほど村長さんのほうから言われたように、ブドウとかいろいろなものを模索したけれども、なかなかうまくいかなかったというけれども、今後については、もしそういう整備さえ整えれば必ず法人は出てくると思います。やりたいという人。ですから、ソバのみをあまり考えずにあそこはやっていただければと思いますが、この点についてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 議員からもお話ありましたとおり、この原地籍の農地を仮に集約をして、基盤整備事業を行うということになりますれば、村としてはタチアカネソバの栽培を経営の柱に据えつつも、今後野菜など様々な農作物の栽培の可能性が広がるものと考えております。

それにつきましても、担い手の確保がやはり重要になってまいりますので、現在の皆様に加えて、様々な法人等の皆様にも働きかけをする中で、引き続き担い手の確保・育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 分かりました。

次に、先ほどもちょっと出ていますけれども、かん水対策という水の対策ですけれども、どんな作物でも水というのはかなり必要になってくるかと思います。これがこの地籍については、上部に滝川ダムから八ツ沢のほうへ行く、地籍へ行く用水路が上部に走っています。ですから、あそこをちゃんと整備してしまえば、縦に全部かん水施設が下せるようになるかと思います。

水道水とは違いますもんで、冬場は止めてしまうとかそういうことがありますから、そんなに深く入れる必要もないと。通常のかん水でいいわけですが、とともに、これができるかどうかは別ですけれども、あそこには夫神の配水池区送水管も敷設されております。水道の水使っていいのかというと、またいろいろな問題が出てくるかと思いますが、非常にかん水に対する利便性というのは非常にいいところです。

ですから、いろいろな作物をやってもそれはできるんじゃないかと思いますが、今のかん水対策についてはどのような感じを持っていますか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 議員からの御指摘のあったとおり、水の便については大変より場所であるというふうに認識をさせていただきます。今後この原地籍の営農計画と併せまして、かん水対策についても検討してまいりたいと考えております。

現在もこの原地籍では、水田で水道作付をしていらっしゃる農業者の方もおりますし、また、農業用水路も活用されておりますので、水の便というのは大変よいものと理解をさせていただきます。

農地とともに水路の維持管理という点でも、この原地籍における農業は大変重要であると

思いまして、セットでこれから考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） いろいろな方面から考えていただければと思います。

今村では、次に村では村松と当郷地籍の農地への企業誘致を進めて村の活性化を図ってきています。この事業は、今後も村が存続していくためには絶対必要な事業であると私は考えております。

相対してですけれども、農地法から見ると多分本来転用された農地面積は他に確保していく必要があるというのが、農振からの観点から出てくるかと思います。

これには今荒廃化しているような農地を集約・再生していくためにも、原地区の基盤整備等で、あのまま放っておいたら荒廃化していった農地でなくなる可能性ありますもので、こちら辺のところで確保していくことも必要ではないかという考え方持っております。

これについてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 杓掛議員の御質問、私は全く同じように考えてございます。

竹内製作所が出てきたときに6ヘクタールの農地が宅地になったわけでありますので、同面積を遊休農地あるいは荒廃農地を整備したいという考えでやっておりました。結果として宮沢と原で3ヘクタールでございましたけれども、もう少しやらなければならないというふうに思っております。

稲垣課長の答弁とダブりますけれども、重ねて私からも答弁させていただきたいと思いますが、原地区は非常に冒頭の答弁でも申し上げましたように、眺望もよくて立地条件もいいということで、観光の面からも非常に期待できる、あるいはやり方によっては相当な場所になるというふうに思っております。

私は前々から農業というのは村の基幹産業であるというふうに申し上げましたけれども、荒廃地の解消や有効利用などによりまして、農業の生産力を強化いたしまして、農業者の所得向上には欠かせないことでございます。

基盤整備によります農地の集約を検討しながら、中山間地の遊休荒廃地のそれもある農地について、中山間直接支払事業や集落・地域による保全管理、水田活用直接支払交付金事業の水田対策の継続、こんなことを確保しながら農地の受入れの確保、人材育成、組織化、こういったことを関係の皆さんと一生懸命やっていかなければならないというふうに思ってお

ります。

重ねてでありますけれども、近傍には沓掛温泉があり、リフレッシュパークがあり、大変こういったところと連携しながら環境整備をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今村長さんが言われたように、やったときはどこかへ確保していかなくちゃいけないという。これから青木村として、またそういうような企業誘致等やっていく場合には、確実にこういう農地の農振法から言うと、その農地が必要になってくるんです。これ、今、金かかるのか、そういう問題でなくて、ある程度の面積確保的なものはこういうふうにやっていかなければ、今度は企業誘致のほうでも詰まってくる気がするんですけども。そこら辺のところも含めて、これから御検討していただければと思いますけれども。

次に、この資金についてですけれども、これは私の本当に個人的な考え方でございます。資金についても、あそこ全部買っちゃってくださいと。6ヘクタール全部買っちゃってくださいと。畑地ですから買っても2,500万円、2,000万円くらい、2,500万円か、全部買ってくださいと。

これだけけれども、さっき言いました県の農地開発公社に買ってもらうと。それか、どうしても駄目でしたら長期借用を考えると。そのようなことで何とか資金的にもクリアしていくことできるんじゃないかと思っておりますけれども、これはかなり無責任な話ですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） まず、この基盤整備事業実施するとなった場合にですけれども、必ず検討しなければならない事項の一つとして、先ほども申し上げましたとおり、基盤整備後に長期間にわたり安定的に営農していただける担い手を確保するということが大事だというふうに承知をしてございます。

その担い手、あるいは担い手候補の皆様との話合い、協議等を通じて買収なのか、あるいは長期借入等検討していくものになるというふうに認識をしてございます。

地元負担金が少ない国などの補助事業につきましては、先ほども少し触れましたが、免責要件や目標案件などクリアすべき問題がたくさんありまして、受け手の農業者との調整も必要になってまいります。補助対象外の整備事業につきましては、村単予算での事業もございしますが、村の財政状況とも兼ね合いもございします。

ただいま国のほうで検討されております新たな対策というものの補助事業のメニューの中を注視して、村としてもどのような手段で整備していくのがベストなのかということを検討

してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 今言われていることは分かります。分かりますけれども、もしソバであるんだったら、今言った坂北でやっている、築北村でやっている企業さんもありますし、青木村の機械化受託組合でもやっているじゃないですか。この程度の面積だったらそれはもう可能です、やっていくことは。整備さえしていただければ可能です。ですから、誰かがいなければというのは、もう見つけなければというそういう考え方はなくて、もういるという話の中で物事を進めなければ、もう駄目なような気がします。

それと、長期借入といいますか、もし長期借入、購入しておいて長期借入、何年かに分割してでもいいから売り渡していくような方法というのものもあるかと思います。それは一時的には村が取得しておいて、村が取得と言いますか、あれしておいて、一時的に借入れの返済をしていくというような方法もあるかと思います。

ですから、後はできるという方法で考えてもらいたいというのが私の意見です。

この事業、今手をつけても全ての問題を解決しながら完全に完成するまでには数年かかると思います。先ほど言いました土地の問題、地主との問題、いろいろな工事関係の問題、そうやっていくと数年かかると思います。事業主については数千万円かかるんじゃないかと私は組んでいます。土地購入して、あと道路整備していくのに全部でやれば数千万円ぐらいかかると思っています。これらについては、当然、継続事業的なものですから、一度に全部出せということではなくてやっていかれるんじゃないかと思います。

国の補助事業が利用できればよいのですが、できなくても企業誘致に、これは村長さんに言っているのか分からないけれども、企業誘致により優良農地を減らして得た村税の単年度分の半分ぐらい、要するに数千万円ですね、これぐらいを大型農地の整備事業のほうへ投資していただけないかと。これは私の意見で村長さんに気に食わないかなと思うかも知れないですけども、全部、単年度分ですから、単年度分ぐらいはこちらのほうへ投資してもいいんじゃないかなという考え方を持っています。この点についてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 冒頭申し上げましたように、農業というのは今までとまた違った環境になりまして、非常に大事な、大切な時期になってきております。農業というよりは食の絶対量の確保が課題になりつつあるというふうに認識しております。前々から申し上げまして

いるとおり、農業は村の大きな基幹産業であります。そういうことで、農業も一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

そういう中ではありますけれども、今回企業誘致により大変税収が増えた、この一昨年9月から操業を開始したことによりまして、また、企業のいろいろの税収が増えたということで、何とか今年は予算編成ができたわけでございます。冒頭も議会でも御説明しましたように、国の基準に基づきます人件費が相当伸びておりますし、村民の命に直結します医療福祉、社会保障など、安全・安心な村民の暮らしを最優先をさせなければなりません。それから子供たちへの投資、それから公共施設の維持管理、それから上下水道のライフラインなどの課題、こういったことで全体のバランスを取った予算編成をしてきたところでございます。

今御提案いただきましたような考え方も一つの方法でありますし、農業に関する基本的な考え方の中で実現していくためには、沓掛議員の御提案も、御質問も当然そういう考え方もあるという認識をしているところでございます。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） このことは財政的な問題ですので、私から言うと、先ほど言いましたように、数年かかるという中で全てを単年度で、全てをこの事業にということではなくて、数年間の間に投資してもらい、いろいろな事業費がかかると思いますもので、数年間の間で投資してもらえればということでございますので、これについては、ここら辺にしておきます。

青木村のソバ栽培地域は牧場以外には水田転作でございます。決してソバの転作には水田は適していないです。昨年は3分の1ほどしか収穫できない状況であり、多くの消費者にも御迷惑かけるとともに、生産者にも痛手でありました。

今後タチアカネソバを特産物として提供していくには、安定した収穫ができる畑地での栽培が必要になります。牧場についても、今年度牧場内にある林地が点在していたわけですが、その整備によって約1.5ヘクタールほど耕作できるようになりました。また、本当に作業効率もよくなってきております。

このようにして、やはり大きく整備しなければ駄目だと思うんです。ですから今後そんなことで、今後、水田活用交付金も今度は5年に一度も水張りが2027年度から対象にしないということでございます。連作障害等を避ける対策はしていかなくちやいけないのは、これはやっていかなくちやいけないことなんですけれども、今度国のほうでも今度は畑地への支援も検討してきているようです、この制度の中で。ですから、ぜひともこの事業を実施いた

だいていただければと思いますけれども、この点についてお答え願えますか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私が12年前に村長にさせていただいたときに、何人かの人から歳入を増やしたければ投資しなければ歳入は増えないよということをよく言われました。これをずっと肝に銘じてきましたけれども、青木村の財政は御案内のと通りの状況でございますから、そうたくさんの投資はできなかったわけでございます。

そうは言いながらも、道の駅ですとか企業誘致ですとか投資をした結果、御案内のとおりになって、非常にそう言われたとおりだなというふうに実感しております。

おかげさまでタチアカネソバも本当に、先日の寒ざらし蕎麦ではありませんけれども、大変ブランド化をしております。昨年いろいろ関係の担い手の皆さんに大変な御努力いただきながら、対前年度比で4割にも満たないような収入しかなかったわけで、いろいろなところの不義理を果たした結果としてなっております。

そういう中でありますけれども、機械化組合の皆さんとか農業を現場でやっている皆さんとタチアカネの増産するための、今いろいろ御指摘を、十何項目にわりまして御質問いただきました。御提案いただきましたことを肝に銘じてしっかりやっていかなければならないというふうに思っております。

令和9年度からになります、新たな国の政策をフル活用いたしまして、担い手農業者により農業経営が継続できるようなことも、国の制度を活用して一体的に考えてまいりたいというふうに思っております。

最近の米の値段の上昇とか、多くの食料の値上げ、そういったことに加えましてトランプ大統領の就任によりまして、国際関係の不安定によります食料があります。食料自給率が38%の日本にとりましても、タチアカネのみならず食料の増産というのは大きな課題であると思っております。

今後私もいろいろな会議や党を通しまして、国・県に対しまして農業の発展あるいは農家の収入安定にぜひ村の柱となるよう発言をしてみたいと思っております。

結びになりますけれども、杓掛計三議員には村の農業に関して長い間、機械作業受託組合の役員も含めまして、大変御尽力いただきましたこと感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） ありがとうございました。

今日は大分しつこい質問いたしましたの誠に申し訳ないとしないですけれども、お聞かせさせていただきました。

村としてもタチアカネソバ栽培を農業の重要な産業であり、また、観光産業、今後の道の駅の運営等に必要であると位置づけるなら、この案件に対して積極的に対応していただくようお願いいたします。

ちょっと、これについては通告してはございませんから、別の案件なんですけれども、私から村長さんに最終的なお願いとして、私の公約に挙げてきました国道143号青木峠新トンネルの本工事着工、完成をぜひとも村長さんに成し遂げていただきたいということをお願いしておきます。ちょっとこれイレギュラーになりますけれどもお願いしたいと思います。

私からこれでもって最後の一般質問であります。長い間一般質問やらせていただきまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 9番、沓掛計三議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 続いて1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして2項目、青木村の財政状況について、食料価格上昇と農業政策について質問いたします。

それぞれ一括での質問とさせていただきます。

まず初めに、青木村の財政状況について質問いたします。

令和7年度の予算が提出されました。改めまして当村の財政状況をどのようにお考えであるか質問いたします。

最初に自主財源についてです。

財政運営の自主性を示す財政力指数について、当村は令和5年度0.22とありました。令

和6年度予算においては村税が1億円強増加する形で歳入が組まれており、令和7年度予算においても歳入の増加が見込まれることから、同指数は今後3年かけて上昇していくものと推計されます。長野県の町村平均0.32や、より実勢を示す中央値の0.26と同水準になることも試算されるわけであります。

長年にわたる企業誘致の努力が結実化したわけであります。今後も自主財源についてはさらに増加することが期待されますが、当村として自主財源、財政力指数を今後どのように見通しているのか答弁をお願いします。

次に、当村において今後必要とされる大規模事業について質問いたします。

文化会館や小中学校等公共施設の建て替え、上下水道設備の更新など、額の大きい事業がいずれ必要になることが予想されます。現在必要と考えられている大規模事業としてどのようなものがあるのか、また、おおよその事業規模がどのようなものであるのか答弁をお願いいたします。

当村の歳出の状況を見ますと、人件費の構成比率が22%と他の自治体に比べて高い特徴があります。当村のラスパイレス指数は、令和6年92.7に一時的に低下し、結果として長野県の町村平均の95.6より低い値となっております。しかし、令和5年までは95.9まで上昇しており、今後も基調としては上昇が続くものと考えられます。

ラスパイレス指数が低いことは、村民の立場からしますと、少ない人件費、税金で行政が営まれていることになり、喜ばしいことになります。しかし、長い目で見た場合、給料と人員の質には相関があることは否定できません。労働力人口の比率が低下する中で、今後さらに人手不足が進むことが予想されます。

当村における職員の給与水準について、どのように考えているのか、ここもとの新卒や中途採用の応募の状況等を踏まえて答弁をお願いいたします。

また、当村の歳出では、物件費の割合も19.4%と高い特徴があります。この物件費に含まれる委託料電算費について質問いたします。

委託料として電算費が大きいことは、システム投資により少ない行政職員により、より多くの多様な業務ができていることの裏返しであり、業務の効率化が進んでいる証左でもあります。しかし、電算システムについては、一旦導入すると業者を変更することが難しいという特徴があります。加えて正確性や緊急性を要する事業でもあります。

これらのことから、電算費については、委託料を抑制する原理が働きにくいことが挙げられます。今後も電算委託料は増加していくと考えられますが、その適正な管理について、当

村としてどう対応していくのか答弁をお願いいたします。

以上になります。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 松本議員から青木村の財政状況について御質問いただきました。

私から1点目、2点目について答弁をさせていただきます。

まず、1点目の財政についてでございますけれども、村民の皆さんあるいは議員の皆さんから様々な御要望をいただきますが、そのほとんどが財源が必要なもの、それがなければ実現しないものが多々あるわけでございます。村長にさせていただいた当初から、私は金のなる木という表現で自主財源の確保について、そして国・県などの財政支援について、そして民間の力、応援をいただく、こういったことを基本に財政確保に努めてまいりました。

一番効果のあったのは、そして早期に現れるのは、企業誘致によることは竹内製作所の誘致の例でよく分かるわけでございます。そういう中でありますけれども、青木村は8割が山林でございまして、平地が少ないために、工場と言いましょうか、そういったところの適地が少ないというのが悩みでもあるわけでございます。

そういう中で自主財源の確保について、何点かやってきたことを答弁とさせていただきたいと思いますが、まず1点目として、空き工場、いわゆる工場があるんだけど十分な活用していないところ、あるいは今閉鎖している、そういうような工場の活用するというところで、既に幾つかの実績はありますけれども、そんなことをさせていただいてまいりました。

それから、狭い敷地の中でも、高付加のある企業を誘致したいという考えを持ってやってまいりました。

2点目といたしまして、道の駅のさらなる活性化についてでございます。

御案内のとおり、たくさんの方が来て、村の観光の中心地になっておりますけれども、さらなる発展。

それからもう一つは、観光の活性化についてということで、田沢・沓掛温泉、大法寺などに観光客としてたくさんの企業客を誘致する、こういうことにも取り組んでまいりました。

4点目といたしまして、ふるさと納税の活用、5点目といたしまして、少し先になるかもしれませんが、市ノ沢のトンネルの開通を目指しました。様々な既に土地が動いたり、竹内製作所もそのうちの1つでありますけれども、そういったこともやってきております。

それからもう一つは、国道143号の沿道サービスです。こういったことも今後可能性とし

て出てくるかと思います。

それから、先ほどの杓掛議員の中でも答弁させていただきましたように農業の推進、それから8項目といたしまして、高額所得者、移住者を増やす、特に高額所得者に来ていただくということにも努めてまいりました。

それから、商工会のメンバーの皆さんの活性化、こんなことを考えながら自主財源の確保に努め、そして財政力指数の向上に努めてきたところでございます。

2点目の大規模事業となる公共施設についてでありますけれども、村では公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、5年ごとに見直し、あるいは方向性の議論を行っているところでございます。

今村の公共施設等総合管理計画の中では、改修型による長寿命化によりまして文化会館、総合体育館などは60年を目安に使用する計画となっておりますが、こういったことにあわせて、耐震化工事あるいは空調設備、照明のLED化の大型投資をして機能内容の充実、そしてその長寿命化を図っているところでございます。

現計画の中で、大型の改修計画あるいは建築等の予定はございません。次回の計画の見直しが令和8年中となっておりますので、その際の調査の結果を踏まえまして、ただいま御質問いただいた件は検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、実際の建て替えを行うという場合になった場合には、補助金や有利な起債を投入することは必須の条件になるんですけれども、今国がこういったことに対する補助とか交付金の考え方というのは、今ある複数の施設の統合をすることが基本となっておりますので、今後そういうことになった場合には、今申し上げましたような国の基本的な考え方の中で検討していく必要があるというふうに思っております。

それから、もう一つ大規模な事業としては、上下水道があるわけでありまして、10か年計画の中で更新あるいは耐震化、特に管路などの工事に着手しております。それぞれが10億円、上水道で8億円です、それで10か年計画を立てて施工しておりますし、下水道についても相当の額の更新費用を見込んでいるところでございます。

また、今後起債を充てて実施していくことになるわけでありまして、交付金・補助金のほかにです、そういった返還についても長期にわたりますことから、財政的な手当が必要になるという課題を持っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから３点目と４点目について御答弁を申し上げたいと思います。

まず、３点目に御質問いただきました職員の給与水準についてどんな風に考えているかということ、また、ここもとの応募の状況等も踏まえてという御質問でございました。

ラスパイレス指数についてなんでございますけれども、計算方法なんですけれども、職員の中、全体五十数名いるわけなんですけれども、その中から税務の職員ですとか、企業会計の職員ですとか、保育士さんとか保健師さんとか、協議会関係の職員とか、そういった職員を除外した本当に一般の行政職員を対象に、国と比較して計算されるというものでございます。

実際に今申し上げた職員を除いた、今現状ですと35人で計算しておるような状況でございます。これを経験年数ごとで金額ベースで比較していくということで算出されるものでございます。

当村の場合は、分母となる職員数が少ないものですから、１名の例えば人事異動で数字が変化したりというようなことがありますし、中途採用の職員も一定数おりますことから、数値については、毎年度変動の要因があるということをまず申し上げておきたいと思います。

給与については、国・県に準じた形で条例を整備して運用しておりますので、県内の同規模町村と比較して著しく給与水準が低いということはないというふうに認識をしておりますが、本村を含む小規模自治体においては、大学を例えば出ている初級公務員として採用されているところが多かったりですとか、給料表も６級制で運用しています。同じ給料表なんですけれども、６級までのところしか使っていないということなんです。運用している町村がほとんどでございます。上級職での採用あるいは９級制、８級制の給与表を採用している県ですとか市の職員と比較した際には、おのずとラスパイレス指数も含めた数字というのは低くなってくるというふうな状況でございます。

採用試験の応募の状況につきましては、幸い現状は新卒あるいは中途も含めて複数の応募をいただいておりますけれども、一方で村内出身者の応募が少なかったりですとか、今後専門職を含めまして、こちらが求めている人材の確保が厳しくなっていくことが予想されるところでございます。

給与面ももちろんですけれども、青木村で働きたいと思っていただけるような発信をする中で、優秀な人材の獲得に努めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、４番目の電算委託料の増加に対する適正な管理というような御質問でございまし

た。

電算業務委託料の増加につきましては、議員の御指摘のとおりでございます。課題についても御指摘のとおりでございます。数年前には県内の市町村のシステムの共同利用によって委託料の削減を図ろうというような動きがありまして、本村も当然そこに加入しようということで検討した経過がございますけれども、それによって本村で今できている仕組みに合わせてカスタマイズをしていくと、結果的に今より高いものになってしまったりですとか、逆にそこは諦めると今より不便になってしまうとか、そんなようなことが予想されましたことから、当時は加入を見送った経過がございます。

一方で、今現在国が進めていますシステムの標準化、共通化、こちらがスタートしているわけでございますけれども、いずれも導入に際しましては国の国費100%の支援で導入を進められるわけでございますけれども、以後のランニングコストにつきましては、かなりの費用を市町村が負担していくことになりますので、この辺が大きな課題であるというふうに認識をしております。

このランニングコストの増の要因の1つが、サーバー等のクラウドサービスです。こちらが大本では最近買収等がかなり進んでおりまして、海外の大手のアマゾンですとかマイクロソフトですとかグーグルとかの大手の企業に依存しておりますことから、使用料が為替に影響されるなどの不安定な要素がございます。この辺も今後の大きな行政課題になっていくものというふうに認識をしております。

今後国の進める標準化、共通化によりまして、基本的には今度はどの自治体でも国の仕様による同じサービスを提供するわけでございますので、このことが将来的にはコストダウンにつながっていくことを現時点では期待していると、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 自主財源について、その充実のためにたくさんの政策を取っていただいたこと、答弁いただきました。実際その成果が出てきているかと思います。財政力指数については、0.3程度まで上昇することが十分考えられます。

恐らく、今後数年を見た場合、長野県の市町村において財政力指数が最も改善する自治体の一つに青木村になることも考えられます。当村の魅力としてもっとこの財政力の変化についてPRをしてもよろしいかと思います。

ただ、一方において、当村においても各種インフラの更新時期を今後迎えます。何をどこ

までやるか、また、どのようにやるかによっても額が大きくなりますし、実際に額等を出してしまうと誤解も生みやすいものかと思います。

しかし、村民に対しては、自身が住む青木村で、将来どのような事業が必要であり、どの程度の税金が必要になるかをきちんと開示していくことが大切かと思います。これらのことが開示されることで、村民の行政に対する関心も高まり、理解の深まりにもつながると思います。

今後も折に触れて、大規模事業の見通しについて開示をいただけたらと思うところがございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 続きまして、2項目め、食料価格上昇と農業政策について質問いたします。

政府備蓄米の放出が決定されるほど米価が高止まりしていることだけではなく、米以外の様々な食品において価格が上昇して久しくなります。この背景には様々な要因がありますが、間接的に影響を与えているものとして、我が国の経済体質が円高デフレから円安インフレに変化していることが挙げられます。

市場開放により、海外から安い食料が入ってくる脅威は過去のものとなり、海外から入ってくるものは相応に値段がするので、国内産の食料品の価格も高止まりしやすい状況にあります。

このような環境下において学校給食費も上昇すると予想されます。給食費については、今後国による手当が期待されるものの、議会としても責任を持って考える必要がある課題であります。

質問となりますが、現在当村の児童1人当たりの給食費は周辺自治体と比べてどのような水準にありますでしょうか。また、給食の質という視点においてはどのような評価をしていますでしょうか、質問いたします。

次に、上昇が懸念される給食費について、村内の食材を用いることが一つの解決策になる可能性があります。村内の食材を用いれば、輸送費や中間マージンがない分だけ食料価格を抑えることが、食材価格を抑えることができるとともに、村内の農業の活性化にもつながります。村内の食材を用いる動きは、現在どのような状況になっているか質問いたします。

最後の質問としまして、農業における輸出について質問いたします。

過去に比べて円安が常態化しやすい状況においては、従来以上に農業の輸出に商機が出て

きております。長野県の農畜産物の輸出も令和5年に前年比23%増の24億8,000万円と統計開始以来最大となりました。それでも中国における輸入規制がある中での実績であり、今後この数値がさらに増えていくことが十分に期待されます。

当村においては、米やダリアについてはその可能性が期待されます。従来以上に農作物の輸出が商機をもたらす環境になったことを踏まえ、県の輸出政策などをもっと活用し、当村においても農業製品の輸出の機会を探るのは理にかなったものと考えられますが、当村の対応について答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私のほうからは2点についてお話し申し上げます。

まず、1人当たりの給食費は周辺自治体と比べての水準、それから質についてであります。青木小学校は低学年が325円、高学年が345円、青木中学校は390円であります。長和町でいうと、長門小学校が295円、高学年は320円、依田窪中学校が370円で、20円程度来年度は値上げをする予定だと聞いております。

上田市では、低学年が310円、高学年が330円、中学校が370円で、来年度は10円程度の値上げを考えているそうであります。東御市は低学年が308円、高学年が329円、中学校が364円あります。来年度の値上げ分は、町が補助する予定だと聞いております。多少の差はありますが、300円の前半が低学年、それから、300円の後半部分が中学校部分ということになっていると思います。

内容についてですが、青木村は自校給食であることから、手作りをモットーにして、気持ちの籠もった給食にしてもらっております。さらに、最近では、恵方巻として太巻きを用意したり、バイキング給食やひな祭り給食、七夕給食など、行事給食を充実させたりと青木村ならではの対応をしております。

一方で、センター給食にした場合は、作業量を一定にするという視点から、使う食材に制限がかけられることもあるということでもあります。そのような意味からも、青木村の体制は大変に高い水準にあるものと考えております。

次に、2点目の村内の食材を用いることについてであります。お話のように村内の農産物を使うことは、食の安全という意味でも、また、仕入値段が安くできるという利点からも大いに進めていきたいと考えております。

現在は、村内のブルーヴィー有限会社が最も多くの野菜を提供してくれていますが、提供していただける方が少ないということが大きな問題であると考えています。より多くの方から食材を購入していきたいと思っていますが、安定的に供給してもらえる仕組みづくりが必要になると考えています。

現在は、J A青木から農産物を多く購入するようにしております。

私からは以上であります。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

〔建設農林課長兼建設係長 稲垣和美君 登壇〕

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、私からは3点目の輸出関連に関する御質問について答弁をさせていただきます。

現在、村内で輸出を行っている農業者は把握をしてございませんが、周辺では東御市で米の輸出をやっている法人がございまして、仲間を募っており、研修会も実施しているというふうにお聞きをしております。

県の上田農業農村支援センターによりますと、上田管内で花卉の個人輸出を行っている農業者は現在おりませんが、市場へ出荷し、市場から輸出している農業者は1名いるというふうにお聞きをしております。

花、ダリアにつきましては、県によりますと花もち等が悪いため、輸出には向かない品種だというような指摘を受けておりますが、その一方で、青木村のダリアは非常に優秀で市場での評価も高いというふうにお聞きもしております。

長野県の動きでございますが、県では信州農畜産物の輸出拡大に向けて基本方針というものを含めまして、2027年度の県産の農畜産物の輸出額を28億円にすることを目標にしまして、令和5年度から海外で稼ぐ長野農産物輸出拡大事業というものをスタートさせ、その中でも重点品目をブドウ、米、花卉とし、輸出重点国を台湾、香港、シンガポール、アメリカとして、県の産業労働部、観光部、農政部、林務部、営業局が部局横断的な体制で取り組むというふうにしてございます。

村といたしましても、周辺の先進事例をまとめまして、また、県と情報共有、連携しながら輸出関連事業として、本村農業者の皆さんが取り組めるようなメニューの把握に努めて、また、その中で農業者の皆さんに御紹介をする中で一緒に取組を前進させていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 農業製品の輸出について質問させていただきました。

実際に生産されている方とお話をしても、全く現在では輸出というような認識はございません。これらを実現するには、相当の努力や時間がかかるものだと思います。

しかし、今ありましたダリアについては、既に村内で生産された花が、市場を通して結果的に海外の方に落札されて、輸出されている事例はそれなりにあるそうです。今までは雲をつかむような話だったものが、状況も経済環境の変化によって、少しずつ実施してみる価値のあるものに加える可能性が高まっている政策に変わりつつあります。

円安の定着により、製造業においては国内工場の拡大を図っております。サービス業においては海外からの訪日客の急増に沸いております。

暗い話が目立った農業においても、今後これらが経済環境の変化が大きな成長の機会となる可能性も出てきております。長い目で見た政策も一つの方向性として産業育成に努めていただけたらと思います。

次に、給食費でございますが、今いただいた数字を見る限り、青木村の給食費のほうが、少し今の現時点では高いような印象も受けるところでございます。これは、その分質がいい給食を提供しているものと理解することもできます。

実際のところ、他の自治体が他の自治体内の直接調達をどうしているとか、また、一括方式にして、どのぐらい費用が浮いているのかと、これらの調査を今後ますますするべきときになって来たかと思います。青木村のよりよい給食の質の充実と一方での費用の削減、両方より良いバランスをつくるためにも、今後他の自治体との調査との比較等を進めていただけたらと思うところでございます。

私からの質問は以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど、1点目の財政力のところで、総括のときに財政力が恐らく0.3になって改善されると、そういういったことをもっともっとPRしたらというお話ありましたので、それについて答弁をさせていただきたいと思うんですけれども、昨年暮れに県の青木村の財政力について、県庁から指導監査がありました。

その際に、1年間の青木村の財政力がこれだけ改善したということは、非常に特異的なことだということで、総務省にモデルとして、特記事項として報告したというお話を聞いております。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 大変いい話を聞くことができました。恐らくまだまだ改善すると思います。引き続きPRをしていただけたらと思ったものでございます。

私からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 松本議員の質問が終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

10時35分開会をお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（松澤正登君） それでは再開いたします。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（松澤正登君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、大項目2つ、一問一答にて質問しますので、御答弁よろしく願いいたします。

まず、長野県でも単独世帯の増加率顕著で、全世帯に占める単独世帯の割合は2015年の27.9%から2040年には33.4%まで上昇します。特に、単独世帯のうち65歳以上が占める割合は2015年の39.2%から2040年には51.9%と半数を超え、75歳以上で22.8%から31.1%まで上昇し、独り暮らし世帯の高齢化が一層進むと予想されています。

中でも、独り暮らしの認知症高齢者の特有の課題としては次のようなものが上げられます。

認知症の進行に伴い、日常生活の動作や家事に支障が生じるようになりますが、こうした困難に自力で対処することが難しく、生活の質の低下や事故やトラブルのリスクが高まりま

す。また、家族や友人、地域とのつながりが断たれやすく、孤立や孤独感を感じることがあります。こうした状況は認知症の進行を加速させるリスクもあります。さらに介護や医療などの支援につながりにくくなることもあります。ほかにも消費者被害に遭いやすくなったり、孤独死の危険性が高まったりなど、多くの課題があると言われています。

そこで、独り暮らしで認知症になっても、安心して地域の中で暮らしていけるような取組が必要であります。まず、独り暮らしの後期高齢者の方の把握と、その中で認知症高齢者についてどのように実態を村は把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

独り暮らし高齢者の方と認知症高齢者の方の把握につきましては、基本的には村の地域包括支援センターで定期的に高齢者世帯の戸別訪問を行っております。その中で把握する方法と、あとは民生委員さん、地域の民生委員さんによります独居の高齢者または高齢者世帯等を訪問することによって得られた情報を、地域包括支援センター等で共有することによって把握することもできます。それ以外にも、地域の住民の皆様からも情報等を得まして、認知症の疑いのある方の実態把握、早期発見に努めております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 把握されているところで、どのぐらいの方がいらっしゃるという数値的なものはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 詳細な数字については今ちょっと把握しておりませんので、後ほど回答したいと思います。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく申し上げます。

今後、団塊の世代が後期高齢者になると、先ほど述べたように、高齢者の孤独、孤立問題はさらに深刻化し、特殊詐欺等の犯罪に巻き込まれたり、孤独死のような悲劇が生み出されたりと社会不安にもつながります。まさに全世代に共通した課題とも言えます。そこで、村として今把握していくと言われましたが、独り暮らしの認知症高齢者の特有の課題に対するために、村はどのように取り組んでいるのか、お伺いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 認知症高齢者の方に対しましては、本人、そして家族の方などと相談の上、介護保険サービスの提供、あるいは安心して生活が送れますよう、配食サービスや緊急通報サービスなどの提供をしているところでございます。

また、ケアマネの皆さん、あるいはかかりつけ医の先生と連携いたしまして、治療が必要な方に対するサポートも行っているところでございます。村では物忘れ相談会、あるいは認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方や家族を見守る支援を要請する、認知症サポーター養成講座などを行いまして、こういった方々に対する支援事業も実施しているところでございます。

また、認知症予防のための取組といたしまして、地区介護予防教室及び脳と体のストレッチ教室、お口の健康相談等の事業を実施いたしまして、認知症の高齢者の特有の課題に対する解決に取り組んでいるところでございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 自分も認知症サポーター養成講座を何回か受けさせていただいてきていますが、村ではどのような方が受けているのか、役職、一般の方たちにはなかなか受けるあれはない感じですか、どのような方が受けているか、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今、認知症サポーター養成講座の件でよろしいでしょうか。

認知症サポーター養成講座につきましては、村民の方は誰でも受けることが可能でございます。今までは多分消防団の方ですとか、あるいは中学校のほうに行きまして子供たちにも行った経緯もありますし、基本的にはそういった興味のある方、志のある方はどなたでも受けることが可能でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

今、先ほども村長の御答弁にあったように、地域の方たちがそのようなことをできればいいということで、誰でも受けられるようになっているので、地域への啓発もこれからもまたよろしくお願いしたいと思います。

御答弁にありましたように、いろいろな面で認知症の方のサポートといたしますか、されているということが分かりましたが、次に、高齢者の独り暮らし世帯が増加することで、深刻な問題の一つなのが健康管理と緊急時の対応であります。先ほど健康管理についてのいろいろと御答弁いただきましたが、緊急時の対応、先ほど器具、何かあったときに通報できる

サービスというのがありましたが、単に独り暮らしの高齢者が増えることで孤独死も増える可能性が高まります。なぜなら独居世帯により発見が遅れるからであります。

そこで、そんな高齢者の見守りについてですが、村が進めている情報通信ネットワーク等高機能化により、今は、これからは各家庭で村からの情報や学校の行事、道路や河川の状況等の確認ができるようなテレビが見られるようになりますが、そこでこのサービスでの高齢者の見守りをどのように行う予定があるのか、お伺いします。

○議長（松澤正登君） 塩澤課長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、高齢者の見守りについて、青木ネットワークで可能な機能などについて御回答を申し上げます。

青木ネットワークでは、新しいテレビ、新しい情報電話に加えて、スマートフォンによる情報伝達手段、この３点セットを基本にしております。これに加えまして指定避難所と高齢者など情報の入手が困難な方に対しまして、スマートフォンと同様にＳＩＭを内蔵した音声告知端末、通称になりますが、あおき安心スピーカーの設置を予定しているところでございます。このあおき安心スピーカーにつきましては、従来の情報電話と同様にＪアラート、火災などの緊急情報に加えて、定時放送やお悔やみ情報など、村からのお知らせを音声と文字で受け取ることができる端末となっております。

このあおき安心スピーカーには情報を受け取ったかどうかという確認ボタンがございまして、役場にて一括で各端末が確認ボタンが押されたかどうかというログというか、記録が取れる仕組みになっております。これによって、ある程度安否等などの見守りが可能ではないかということで、住民福祉課を中心に運用に向けて検討しているところでございます。

これに加えてですが、インターネットにつながったテレビというものが前提になるんですけれども、あおきチャンネルをその日につけたかどうかということスマートフォン専用のアプリを活用して、可能になります。こちらはテレビとスマートフォンのアプリの一対一の仕組みになりますので、行政の活用というよりは、遠方にお住まいの御家族と独り暮らしをされている方の運用になろうかと想定しております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○２番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

こちらから、村から出た情報を見たかどうかという確認ですということであります。同時に、スマートフォンのアプリにおいては、加入者と遠方にいるなり村内に住んでいる親戚

との関係で情報が得られるということですね、入らなければいけない、そういうことができるということをお聞きしました。ありがとうございます。

先ほどもこういう人たちの見守りというのが、一番は地域の人たちや地区にお住まいの民生児童委員さん、包括支援の方たちとそれから地域での回りの方たちの見守りというのが大変、とても大切だと思いますが、それに加えて提案をしたいということで、I o Tを活用した単身高齢者見守りについて提案をさせていただきたいと思います。

近年、I o T家電が注目されています。I o Tはインターネット・オブ・シングスの略で日本語で物のインターネットと言います。これまでインターネットに接続されているのはパソコンや携帯電話などの通信機器がほとんどでした。しかし、最近はスピーカーや照明、各種家電、自動車、腕時計、町なかの信号など、身の回りにあるあらゆるものがインターネットにつながるようになっていきます。I o Tによって、物がインターネットにつながると、遠隔で物の状態を把握したり、操作、制御を行ったりすることができます。

単身高齢者の見守りという観点からも一例を挙げますと、例えばトイレの電球をI o T対応のものに替え、点灯、消灯が一定期間行われないと、コールセンターに通知が届く。コールセンターが緊急連絡先に安否確認を行う。確認できない場合は登録した連絡者に連絡する。このような仕組みをつくることができます。電球は中に先ほどもありましたS I M、ここのS I Mを内蔵しているため、W i - F iなどを別途導入する必要がなく、電池交換も不要と言えます。今後、今申し上げた一例ですが、このような事実は間違いなく、行政、人の暮らし、それらを大きく変えていくと思います。

そこで、先ほどのスマートフォンのアプリだけではなくて、今後I o Tを活用した単身高齢者の見守り対策に今回の高機能化促進事業の中でもできないか、村でも研究していただきたいと思いますが、お考えをお聞きます。

○議長（松澤正登君） 塩澤担当課長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、I o Tを活用しました見守りについて、御回答を申し上げます。

I o Tにつきましては、議員おっしゃられるとおり、高齢者をはじめとしたお1人でお住まいの方のリスクを軽減させる手段として有効であるということは承知しております。高齢者等の見守りにつきましては、行政で行う部分と御家族や御家族に委託された事業者が行う部分があるかというふうに考えております。行政で行う部分につきましては、村民がより安価でインターネット等を活用できる環境を整えること、インフラ整備が現段階では中心で

はないかというふうに考えており、今回の青木ネットワーク整備に伴いまして、インターネットを提供する事業者が複数できることによって、よりお得で安価な形でインターネットが導入できる環境が整うこととなりますので、そちらを御利用いただいてI o T等を活用いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 各家庭対応でやっていったほうがいいじゃないかという御回答かと思いますが、これから検討していただきたいということですが、事業者からの情報提供や他の自治体での導入状況なども参考にいただき、便利性或費用対効果なども考慮して今後の見守り対策の向上に生かせるように、今でも検討していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、ひきこもりについてであります。ひきこもりは様々な要因により仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅に引き籠もっている状態を言います。その状態は様々で、家から出られない人もいれば、図書館、コンビニに行くなど、他者と交わらない形で外出をしている人もいます。それ自体が問題や疾病を意味するものではありませんが、当事者は自尊感情を失ったり、生きる勇気や意欲を失ったりする場合も少なくなく、長期に引き籠もることによって心身に悪影響を及ぼすおそれや社会的孤立、経済的な困窮につながる可能性があります。犯罪等にもそのような要因が掲げられるという事例もあります。

ひきこもりの状態にある人は全国に146万人いると、2020年度に行われた内閣府の調査で分かりました。50人に1人が引き籠もらざるを得ない状態であり、そのうち半数が中高年層です。ひきこもりが長期化、高齢化していることにより当事者や家族が抱える悩みも医療、介護、所得、就労など、多岐にわたっています。当事者や家族が孤立してしまわないよう切れ目のない支援につなげていくためにも、安心して相談し、支援を受けられることが大切です。ひきこもりは誰にでも起こり得ることで、特別なことではないという理解を社会全体で進め、当事者や家族の状態に応じてその声にじっくりと耳を傾け、継続した相談支援等を行うことが必要であります。

そこで、村ではひきこもりについてどのように捉え、ひきこもり状態にある人の実態についてどこまで把握されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

ひきこもりにつきましては、基本的に議員の御質問にもありましたとおり、学校への登校、アルバイト、仕事といった外部との交流を避け、原則6か月以上にわたって家庭にとどまっている状態等と認識しております。小学校、中学校等、学校に在籍している間はある程度把握はできるんですけれども、学校を卒業してしまいますと、本人ですとか家族がひきこもりについて基本的に触れたがらない、触れてほしくないと思っているケースが非常に多いです。そのために、そういった方につきましては社会とのつながりが途絶えてしまっているため、その実態の把握ははっきり言って難しいというふうに考えております。ですので、家族からの個別の相談ですとか、あるいは民生委員さん等の情報等によって個別に判断せざるを得ないのが状況であります。全体の把握はなかなか難しいんですけれども、家族からの相談等によって村として支援を行っているケースが村内にも何件かはございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

大変把握が難しく、地域の方からの情報提供、当事者、または御家族からの相談等で把握するしかないという状態のようでございますが、大変、ということは村でも何件かはあるし、村でも把握し切れないところで何人かいるというふうに捉えてよろしいかと思います。引き籠もるきっかけやその背景は様々であります。リストラとパワハラ、職場のいじめなど、人間関係に傷つき、追い込まれ、そこに疾病、貧困、虐待などが加わり、困難が多様化複雑化しています。そんな中で、村ではひきこもり状態にある当事者や家族に行っている具体的な村の支援について、まずお伺いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

ひきこもりをしている方の支援につきましては、先ほど答弁しましたように、学校に在籍している間は担任の先生ですとか養護教諭等によって家庭訪問等によりまして、本人、あるいは家族への支援が行えますが、学校を卒業してしまいますと、繰り返しになりますけれども、ひきこもりに触れてほしくないという考えから、本人や家族から相談やSOSが出にくく、支援を拒むということもあり、なかなか支援の手が入りにくいというのが現状でございます。

私、以前、仕事で若者等のひきこもり支援を行っている団体の皆様方と意見交換をしたこ

とありますが、その中でもやはりそういった支援を行っている方でも、長期間にわたって引き籠もっている方のひきこもりの解消は大変難しく、非常に困難であるということを皆さん異口同音に申しておりました。このため、長期間のひきこもりになる前に、ひきこもりを解消する対応を行う必要があると認識しております。

解決策としましては、村としましては、窓口を設置し、本人、家族等からの相談、ＳＯＳが出された場合には、関係機関ですとか、関係機関等と支援会議を開催し、本人への対応を検討するとともに、必要に応じましては、専門機関または医療につなげる等の対応を行う支援を行っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○２番（塩澤敏樹君） 長引けば長引くほど難しくなっていくんだと思います。早めの相談支援ということが大切になってくると思います。ですから早いうちからそういう人たちの情報をキャッチするということが大切になるかと思います。今、村のほうでも窓口の設置と言いましたが、今回出された命を支える青木村自殺対策計画の悩み相談機関についてのアンケートの中を見ますと、悩み相談機関で知っているものとして、アンケートの中では、役場の住民福祉課で行う長野いのちの電話、住民福祉課と長野いのちの電話が一番多くアンケートで出てきていますが、知らないと答えた方は男性の60%、女性は33.1%が最も多くなっています。だから相談窓口を知らない方がほとんどというアンケートの結果だと思います。また、引き籠もっている本人が動けない中、動き出すのは家族となります。しかし、その家族が70代、80代となると、インターネットを使うことができない、出向くことが困難な方も多くいらっしゃると思います。御家族も含めた高齢者のひきこもりの人数に合わせて、相談窓口の広報手段も充実させることが重要ではないでしょうか。

そこで、今後の課題として、本人や家族が安心して不安を話せる場の提供、家族の受皿としての公的相談窓口の拡充と、本人、家族支援をどのように考えているのか、今、家で悩まれている方たちが相談できる体制を取るにはどうしたらいいか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

ひきこもりをしている方への支援につきましては、先ほどの答弁のように、解決策といたしまして相談窓口を設置し、本人、家族からの相談、ＳＯＳが出された場合に、関係機関等と支援会議を開催し、対応を検討するということが原則になります。この相談窓口ですけれ

ども、基本的には村の窓口以外にも県の保健福祉事務所、または県の精神保健福祉センター内に設置されております長野県ひきこもり支援センター、また民間の支援団体、電話等による、これは相談窓口も入っております。また、民間のひきこもり等の支援に関する団体の連携調整を行っております子ども・若者支援サポートネット、様々な相談窓口、支援機関等がございます。

村としてはこれらの相談窓口や支援機関等と連携し、ひきこもりしている方に支援を行ってまいりたいと考えております。先ほど議員の質問の中に、相談窓口について、どこに相談していいかわからないという方が非常に多いという御指摘ございました。基本的には、今申し上げましたような専門的な支援機関というのは、なかなか住民の皆さんは把握できないというところがありますので、何かあったときにはまず身近である村の相談窓口相談をさせていただきたいということを広報等、広報不足ということもありますので、広報等していきたいと思っております。

また、村の相談窓口から、専門的な支援機関ですとか、あるいは必要な医療があれば、そういう医療のほうにつなげるような支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ひきこもりが決して悪いものではない。病気でもないということを、本人も家族も地域の皆さんも分かってもらうことが大切なのかなと、一つ思います。

早期の相談に向けて、相談しやすい窓口というものをつくっていただきたい。これまでもひきこもりは個人の問題、家族の問題とされていましたが、単純に窓口紹介だけで支援につながることは難しいと思います。家族の身の回りの課題からひきこもりの課題に支援をうまくつなげていくことの伝え方、つなげ方を工夫していく必要があるのではないのでしょうか。

そういった方たちを支えていくのは地域の力だと思います。地域に住む我々にとっても、そういった高齢者や先ほどの独居の方たち、ひきこもりの方たちを地域がどのように見守っていくかということを、そして支えていくかということが今後の課題となるんじゃないかと思っています。村としても地域の方々へのそのような啓発をぜひともこれからもしていただきたいとお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、お願いいたします。令和5年の6月議会でも質問しましたが、村の天然記念物についてであります。

沓掛地区の野生サトイモ、大法寺のカヤノキ、阿鳥川神社のしだれ桜、日吉神社の大杉、

馬場市神社のケヤキ、西禅寺のカヤ、光明寺跡の熊野杉があります。ほかには、阿鳥川の甌穴、滝山連山のブナ群落などがありますが、初めに、それぞれの保全措置が今どのように行われているか、お伺いいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 文化財の保全の内容でございますが、これまでも毎年必要な対応をしてきてまいりました。具体的には馬場市神社のケヤキの枝落とし、阿鳥川神社のしだれ桜の枝落とし、西禅寺のカヤの枝落としと芯止めのように、危険防止ですとか保全のための事業でございます。中でも県の文化財となっている沓掛区の野生サトイモの整備事業は最も大きなものでございました。記録をしたところがこの一覧表であります。これは平成19年からありますが、こういういろいろな多岐にわたって実施しているという現状でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

指定されたのが、昭和62年に指定されています。阿鳥川神社のしだれ桜はその後であります。全てがほとんど40年近くたっています。光明寺跡の熊野杉については火災があったりして燃えて、中も燃えて、その後の点検がどうなっているのか分からないような状態ですが、枝が落ちてくると点検するような形になっていますので、毎年確認していただき、それぞれもう大変老木等にもなってきているかと思っておりますので、見ていただきたいと、残していただくような保全をこれからもお願いしたいと思っております。

村で指定した天然記念物について、例えばさっきも言いました中挟の光明寺跡の熊野杉についても地元の住民も知らない人がほとんどであり、中挟を知っている人でも何で天然記念物なのか分からない。つまり天然記念物、それは植物学的にも希少であるとか、地域の歴史や文化を今に伝えるものとして大切に保護されていかなければならないものだと思います。そのためにも以前も要望しましたが、天然記念物の説明看板についてですが、阿鳥川神社は平成14年にできたためなのか、23年前であります。説明看板があります。他の天然記念物には説明看板がありません。名前だけという日吉神社と馬場市神社にはありますが、他のものにはなぜ大切なのかというものが無いので、それらの天然記念物には地域の歴史や文化を今に伝えるものであります。そこでそれぞれの天然記念物に説明看板の設置を再度要望しますが、お考えをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在も村松の風穴、それから阿鳥川神社のしだれ桜、沓掛の野生サ

トイモ等については案内看板が設置されております。現在、沓掛の野生サトイモについて静岡大学の先生が研究対象として研究をしております、含まれているシュウ酸の値を測定したところ、縄文時代には芋だけではなくて、茎も食用にしていたのではないかと報告を受けています。学会での発表が3月に行われるとのことで、その後、説明板を改定する必要が出てくれば、改定したいと考えています。

一方で、光明寺の熊野杉や馬場市神社のケヤキ、西禅寺のカヤなどは個人所有となっております、説明板については所有者の合意が必要であるという理由から掲示されていないものと思われます。これまでも個人所有のものに関して例えばニュース等で紹介された場合、多くの人を知るところとなると一気に大勢が押しかけてきて、所有者が大変迷惑になったという苦情を受けているという話もお聞きしております。前回もお話したように、文化財専門審議員と毎年文化財についてはパトロールを実施しております、これからも修繕ですとか、案内板の設置など、必要と思われるところは対応してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 個人の土地にあるものについてはということであります。大法寺のカヤについても前は何かそんなようなものが何となくあったような気がするんですが、それがいつの間にかなくなって、何年かなくなっているようです。光明寺跡の杉は塩澤家のと書いてあるので、我がお寺のお墓のなんですが、全然書いていただくと大変うれしいですが、地域の歴史やどうしてそこにあったのか、伝承はいろいろ書いてあります。杉が熊野杉については通る旅人がそれを目安に歩いてきたんだとか、昔から伝承があるわけで、そういうものをどうにか伝えていただきたい。いろいろなものがあります。

ですから、所有がどうかではなく、村としてどうにかその人と話をさせていただいて、なぜなったのかということを経験の方にどうしても伝えていただけるのがいいかと思います。西禅寺のカヤなんていうのも、本当に行ってみただけでは本当にこれが天然記念物かと本当になっているような状態であります。ですので、もう一度状態を見ていただくことと、説明看板をぜひつけていただきたいと思います。

天然記念物というのは、それぞれ地域の自然全体や自然とつながりの深い文化を守ることにつながると考えています。そのために指定されたんだと思いますので、天然記念物を守るためには地域の方々の関心と協力が必要不可欠であります。これは大切に守っていくものだというものをどうにか表示していただきたい。天然記念物は地域の宝として大切にしていこうという気持ちを育むような取組をぜひともお願いしたいと要望します。お願いします。

次に、自然の関係であります、国蝶でありますオオムラサキについてですが、1957年日本昆虫学会でオオムラサキは国蝶として選ばれました。これは国内でとても広く存在し、美しかったためです。しかし、現在は2006年の環境省レッドリストで準絶滅危惧種として指定されています。今は多くの団体が保全活動に取り組んでいるので、当面は完全絶滅とはほど遠いオオムラサキですが、その自然下で絶対数が徐々に減少し、減少傾向にあるのは環境省の調査からも明らかになっています。山梨県の北斗市には大きなNPO法人が運営するオオムラサキセンターがありますし、埼玉県嵐山町にも北斗市ほどではありませんが、大きなオオムラサキの森活動センターというのがあり、その嵐山町のオオムラサキの森活動センターの周辺の保護地で活動するのはボランティア団体が活動しています。嵐山町が管理運営をしている施設で、周りでボランティアの方たちが村の整備とかいろいろ行っているというようであります。施設には管理に必要な道具を整備しているほかに、観察に必要な器具や標本等の資料を保管する機能も備えているようであります。

青木村では、以前にあった国蝶オオムラサキを守る会から改名した自然を守る会が今オオムラサキの保護活動を行っています。そこで、信州昆虫資料館に青木村で以前から大切にしている、いろいろなところでオオムラサキのマークがついているものがあります。アオキノコちゃんが持っているものとかあったりしますが、そのようなオオムラサキの保護施設を設置し、この中でオオムラサキを飼育して、幼虫が葉っぱを食べるエノキや成虫が樹液を吸いに来るクヌギの木が生え、季節ごとに姿が変化するオオムラサキを観察でき、野外では見つけることが難しい卵や小さな幼虫も確実に見るように、昆虫資料館とボランティアの皆さんで保護活動をしていくことを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） オオムラサキの保護活動に当たられている方、また自然を守る会の皆様には日頃の活動に関し、深い敬意を改めて表させていただきます。

ただいま議員の御提案にありました信州昆虫資料館に保護施設、観察施設を設けてみてはという御提案につきまして、昆虫資料館の所在地が標高1,000メートルに位置しているということ、またありのままの自然の生態を御覧いただきたいという運営する職員の思いもありますので、そこを踏まえて今後研究したいと思います。

既に、信州大学の学生や研究されている方からボランティアの申出もありまして、受け入れている現状もございます。自然に触れ合え、生きているチョウや虫が鑑賞できる魅力ある昆虫資料館に向けて、今後も運営する職員の考えを踏まえて研究したいというふうに思っ

おります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

小中学生もオオムラサキの成長を見ながら自然の勉強もできる、そんな施設ができればいいと考えています。せっかく昆虫資料館があるのですから、それと付随した施設もぜひとも御検討いただきたいと思います。オオムラサキが生息するためには、様々な種類の木が入り混じった生き物の豊かな雑木林がなくてはなりません。里山環境の保全と観光教育の拡大を目指して、オオムラサキを保護していく活動をぜひお願いしたいと思います。

今、昆虫資料館の周り、整備されています。同じようにそこにボランティアの方が入ってやっているような状態ですので、せっかくそうやってきているので、これからもそのことを守っていけるような活動ができればと思っています。

地域の自然を守りながら、活用する地域づくりを広めることが大切だと考えています。観光的にも旅行者の多くは自然景観を楽しみたいや独自の食文化に触れたいなど、その地域ならではの体験を求めています。地域の文化は、それぞれの自然環境に適応しながら地域間の交流を通じて形成されてきたことから、自然と文化は深い関係性を持っており、それが地域の独自性になっています。そしてその独自性こそが他地域と区別する上で重要な要素となります。青木村ならではの取組をこれからも考えていただくことをお願いし、質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 2番、塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたり質問いたします。

1点目、上下水道埋設管の安全管理、並びに更新の見通しについて質問いたします。

本年1月28日に発生した埼玉県八潮市における下水道管損壊による道路陥没事故は、全国を震撼させました。転落したトラックの運転手はいまだ安否不明のままであり、一日も早い救出が待たれます。その後も全国各地で陥没事故が相次ぎ、ライフラインの更新が喫緊の課題となっています。こうした状況を受け、村民の皆さんからは村内の上下水道の管渠の状況を心配する声が上がっています。

我が家の近隣の村道に昨年春先からくぼみが目立つようになり、秋になって一部に穴ができたため、建設農林課に保守点検を依頼しました。先月工事が行われ、仮の舗装が行われましたが、何らかの漏水による陥没が疑われるところです。また、本年1月末には青木バスターミナル付近の国道で水道管漏水による湧水が発生し、緊急工事を施していただいたことは記憶に新しいところです。

お聞きをいたします。青木村の上下水道管の全距離はそれぞれどのぐらいあり、材質並びに口径はどのようなか。また更新が必要な時期はいつか。更新期を過ぎている管路はどれぐらいあるのか、具体的に御説明ください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは御答弁申し上げます。

埋設管の実情につきましては、まず、上水道管につきまして配管の総延長が約100キロメートル、管の種類、管種はダクタイル鋳鉄管、塩化ビニール管、鋼管で、口径につきましては最大で直径200ミリメートル、最少で75ミリメートル、埋設の深さ、深度は管上約1メートルから1.2メートルという状況でございます。上水道管の法定耐用年数は40年となっております。そのうち約40％程度の管路が耐用年数を過ぎており、その延長距離は約40キロメートルという状況でございます。

一方、下水道管につきましては、総延長が約61キロメートル、管種につきましてはコンクリート管、硬質塩化ビニール管、鋼管でございまして、口径につきましては最大で直径800ミリメートル、最少で100ミリメートル、埋設の深度は管上約1.2メートルでございます。下水道管の耐用年数は50年でございますが、本村の下水道事業については平成2年度から始まっておりまして更新期を過ぎている管路はございません。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど村道の陥没や湧水発生の事例を申し述べましたが、このような上下水道の管渠の破損に伴う応急措置が必要な事例は村内で毎年どの程度発生し、どのような

な手当てを実施しているのか、お聞かせください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 上水道管につきましては、毎年数件、二、三件程度でございますが、の漏水が確認をされておりまして、専門業者への委託調査または職員によりまして漏水箇所を特定し、管の交換修理等を行ってございます。下水道管につきましては管渠からの漏水は現時点ではないものというふうに認識をしてございます。

管渠破損による陥没事故というのは上下水道管とも発生した事実はございませんが、漏水に起因して、先ほど議員からありましたとおり道路のへこみが生じたり、場合によっては穴が空いたりということもございますし、また水道の仕切弁の表函、あるいは下水道のマンホール周囲の沈降を確認した際には水道管等の修理に合わせて速やかに道路の復旧作業を行っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 上下水道の管渠の点検はどのように行っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 点検方法につきましては、まず上水道管につきましては流量の異常などを漏水確認する方法として、タブレットパソコンやスマートフォンに搭載している遠隔監視システムというものが入っておりまして、これを職員が携行することで常時監視を行っております。

下水道管につきましては、ます村内に6か所あるマンホールポンプにつきましては、浄化センターの管理委託業者が毎月2回、年で合計24回、目視及び検査機器による方法で点検を実施しております。幹線道路内下水道管につきましては、計画的に管路内を高圧洗浄車を使った堆積土砂、それから油脂分等の除去につきまして圧送清掃という方法で実施しまして、マンホール周り、管口の目視点検を業者点検委託によって実施をしております。これまでの清掃点検した結果では一部マンホールの鉄蓋の請け口部分の腐食やマンホール周りの道路の舗装のクラックが確認されておりますが、点検基準でいきますと、5年以内に補修が必要な箇所についての報告は受けておりません。今後も計画的に清掃点検を業者委託により実施してまいりたいと考えております。

また、上下水道管とも土木担当職員を中心に、職員が村内を巡視して道路パトロールを実施しておりまして、その際に先ほどの水道の仕切弁の表函、あるいは下水道のマンホール周

りなど、路面の異常等を確認した際には、担当職員へ速やかに連絡して復旧する体制を取っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 業者も交えて、十分な点検をしていただいているということで安心はしたところですが、陥没事故がたくさん起こっているという中では、今回の八潮市においてはドローンを挿入して映像で確認するというようなことが行われたり、宮城県仙台市では電磁波地中レーダーを搭載した車両を路面走行させて、地中の異常を調査するというも行われているというふうに聞いたところです。こうした最新の調査方法を用いることについてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 今、議員から御紹介のありました最新の調査方法については我々も承知をしております。ただ、先ほどまず言われたドローン等を飛ばすものについては大口径のもので、ドローンが管内を飛べるだけの大きさがないとできないということから、当村の管渠の直径ではそれは適していないという中で、実際にできる方法としますと、ラジコンで車輪がついた、あるいはキャタピラーがついた車が自走してそこで動画あるいはカメラを撮影して、管内を点検するという方法がありまして、そういったものは他市町村でも導入している事例がございますし、電磁波についても先進的な取組としては把握をしておりますので、今後費用等も含めてどのような方法が村にも取り入れられるのか、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村民が不安に感じているのは、村内の上下水道の管渠に限ったことではありません。お隣の上田市の道路も日常的に利用をしております。また県内の上下水道の状況、点検、管理はどのように行われているのでしょうか。把握できている範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 県下全般の状況については現時点で把握をしてございませんけれども、隣接する上田市と長和町の状況を確認しましたところ、上水道課については、2市町とも本村と同様に目視を中心とした方法で点検確認をしているというふうに

お聞きをしております。下水道管につきましては、上田市の下水道管については、直径600ミリメートル以上の管路については先ほど少し御紹介しましたラジコンによるカメラ調査を実施しておりまして、それ以外の点検方法については、2市町とも目視による点検であるというふうにお聞きをしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 上田市、長和町についてはお調べいただいたということですが、この2市町については異常等、早急に対応するようなことは起きていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 上田市のほうでは補修等が必要な場合には随時行っているということで、一定の老朽化に伴った補修は実施しているという経過があるということはお聞きしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今後とも八潮市のようなことが起こらないように、日常的な点検管理をお願いしたいというふうに思っております。

さて、平成29年3月に策定された青木村水道事業経営戦略がホームページ上で公開されております。ここでは水道管の更新について、「今後は老朽化した水道管・水道設備の場所を把握し、計画的に更新する必要があります。また、耐震化についても進んでいない状況です。概ね水道管路のうち耐震構造となっている部分は20%程度です。今後継続的に更新工事を行う必要があります。」として、平成38年、すなわち令和8年で、耐震適合率を40%にすることを目標に事業費を平準化して計画的に取り組みますと記されています。ここにうたわれております上水道の計画的な更新並びに平成38年、令和8年、来年ですが、で耐震適合率を40%にする計画はそれぞれどのように行われているのでしょうか。

本議会初日に提案された令和7年度予算案には、水道管布設替え工事4地区、1億3,940万円が計上されておりますが、この工事によって耐震適合率はどのぐらいに改善されるのでしょうか。お願いします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） この上水道管につきましては、今、議員からもあ

りましたとおり、現在簡易水道施設工事に係る10か年計画を策定した中で優先順位をつけて、まずは水道水源から貯水池、配水池まで引き込む導水管の耐震管の工事に着手しているところでございます。今後、幹線の配水管の布設替え耐震工事も順次着手してまいります、現在のこの10か年計画が完了した時点でも、全配管中の約10%程度の更新にとどまってしまうため、引き続き次期10か年更新計画を策定し、これを繰り返しながら布設替え工事を常時行っていく必要があるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 次期計画はいつできるんでしょう。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 現在の10か年計画が令和5年度から令和14年度までの10年間でございますので、これが終了する最終年の令和14年度のときに次期10か年計画を策定して、また令和15年度からの10か年計画を立てた中で更新をしていくという流れになります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本年度の布設替え工事によって、耐震適合率はどれくらいに上がるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 一、二%程度かと存じます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 40%、来年度目標ですが、それは達成されるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） ただいま申し上げましたとおり、10か年が完了しても10%程度ということで、当初の目標からは大きく下回った形の更新しかできないということになりますが、実は当初計画を立てたときに、かなりの大規模な工事費を投入した更新計画を立てたんですが、更新の計画を了承していただく県との調整の中で、県からの指導助言という中で、村のこの職員体制、また国・県からの補助金の充当率を考えると、言い方はあれですけども、身の丈に合った事業計画を立てなさいというようなアドバイスの中で見直しをした結果、今のような計画になったという経過でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 確認ですが、10%というのは耐震適合率が10%なのか、それとも更新した全部が10%なのか。どちらでしょう。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 必要な配管の更新が10%ということで、耐震管についての更新状況については現在手元にございませんが、先ほどの管の修理で申し上げました、例えばダクタイル鋳鉄管等については既に耐震化対応したものになっているという理解をしていただいてよろしいかと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、計画の40%ということについては既に達成されているというふうに理解できるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 今、こちらの数字、持ち合わせでございませんが、40%には到達してございません。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） また後ほど、正確な数字をお伺いできればと思います。

では、下水道についてはどうでしょうか。令和6年3月策定の青木村下水道事業経営戦略では、管渠について、「耐用年数である50年には達しておらず、現時点で老朽化している施設は少ないことから、当面改築の需要はないことが想定できます。しかし、初期に整備した管渠は、経営戦略計画期間内に管渠の老朽化が見え始める30年を経過するため、計画的な維持管理を行っていくことが必要です。」とされています。既に35年が経過しました。先ほどの課長の御答弁では、早急に手当てをしなければいけない状況のものはないというふうなことのようではありましたが、今後の更新計画についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 下水道管につきましては、先ほども御紹介しましたとおり、耐用年数は50年とされておりまして、村の下水道事業計画の中では管路については維持管理、補修として位置づけておりまして、更新計画は予定しておりませんが、先ほど

申し上げました下水道管の清掃、あるいは点検を実施する中で、補修だけでは対応できないものについては管路更新を実施、あるいは次期計画に反映することも含めて検討してまいりたいと考えております。

議員も御承知かと思えますけれども、先頃の新聞報道等によりますと、国、国土交通省ですが、こちらでは埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて設置をしました有識者委員会での意見を踏まえて、今後実施方法を固め、全国の自治体に対して下水道管の調査を要請したいというふうにしております。現時点の案では、陥没が発生しやすいのは、1つとして設置から40年程度が経過、2つとして直近の点検で腐食やひび割れが見つかった。3つとして周辺の地盤が弱いなどの条件に該当する管路としておりまして、調査方法につきましては、各自治体が計画を策定した上でマンホールからの対象道路の内部を目視やカメラ、あるいはドローンなどで確認するとしておりますので、今後、国・県の動向を注視しながら、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 上田長野地域水道事業広域化が検討されております。この3月には広域化についての方向性を出す予定でいた上田市上下水道審議会では、2月17日に行われた審議会において大半の委員がまだ賛否を判断できないでいるとして結論を持ち越しました。こうした上田長野地域水道事業広域化の動きを村としてはどのように把握されているのか。またこうした動きに対して村としてはどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上田長野地域水道の広域化の動きにつきましては、青木村は当事者ではございませんので、新聞等の報道による、そういう内容しか承知できませんが、県企業局と長野市、上田市、千曲市、坂城町、この4町で水道事業の統合を検討する任意の水道事業広域化協議会というのがありますので、その事務局へお尋ねをいたしました。目的としては人口減少による料金徴収の収入の減少、施設の老朽化などによる維持管理費の増加、人材の不足、頻発する大規模災害への対応、こういった課題がある。そのために将来を見据えてこういうことを検討しているというふうに伺っております。

さらには、水道の事業計画を立てて、災害に強い効率的で持続可能な広域的な水道にしたいということでございます。この実現のためには送水管の二重化、あるいは施設の耐震化などを行いまして、段階的な対応をしていきたいというお話でございました。

今、議員からお話ありましたように、2月17日に開催されました上田市の上下水道審議会

では水道事業統合の可否を審議中でありまして協議期間を延長して、4月1日以降も議論していきたいというふうに聞いております。

これは隣の町の大変重要な課題でもありますので、それと私も簡易水道の国・県の役員もさせていただいておりますので、この動向をしっかりと注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 注視するというふうなことでしかお答えいただけないという状況は分かります。そうではありますが、本村の今後の上下水道の在り方を見据えたとき、お隣の上田市の動向は本村の今後の上下水道の在り方を考える上で、多大な影響を及ぼすのではないかと思います。さきに取り上げました青木村水道事業経営戦略には、今後、給水人口の減少により、経営状況がさらに厳しくなることが予想されるため、近隣の事業体との広域連携について検討を進めてまいりますと記されています。また、青木村下水道機経営戦略には、長野県生活排水処理構想2022改定版では、青木村は上田ブロックに属しており、今後は同計画に基づき、汚泥処理の広域化等の可能性について検討しますと記されておりますが、下水道事業そのものの広域化については触れられていません。これらの経営戦略を踏まえ、青木村上下水道の将来的展望についてのお考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の上下水道を取り巻く環境は、御質問の中にもありましたように、給水人口の減少に伴う料金収入の減少、それから維持管理費、あるいは施設の老朽化に伴う対応、それから起債借入れに対する元利償還の支払い、技術者不足などの施設等の管理への対応、様々な課題を抱えているわけでございます。上下水道料金につきましては、公営企業としての収支バランス不足は一般会計から繰り出しをして精算をしております。補填をしております。そういうことをしながら、住民生活を守る観点からこういうことをしているわけでございます。

課長から答弁がありましたように、上水道の施設の更新につきましては簡易水道事業管路更新10か年計画を策定し、まずは重要な水源から導水管を布設替えするなど、国庫補助、あるいは支援金、起債などを活用いたしまして、計画的に事業を開始いたしております。

下水道の施設更新につきましては、下水道事業の計画を策定するなど、浄化センターの機器電気設備等計画的にオーバーホールをするなど長寿命化を図っているところでございます。施設の維持管理につきましては、下水道浄化センターにつきましては民間事業者へ委託をし

ておりますし、それから上水道の維持管理につきましては民間調査会社へ委託することにより、漏水箇所の早期発見、修繕につながる、こういったことで、収支バランスを取るための有収率の向上にも寄与させていきたいというふうに思っております。

念のためにちょっと申し上げておきたいんですが、今までの中で埼玉県八潮市の事故について多く取り上げられておりますので、私の知る限りの情報を少しお話しして答弁の一部にさせていただきたいと思いますが、私も地形的なことはよく分かりません。それから土質が信じられないようなヘドロという、例えば田んぼで言うと腰まで入って田植をする。稲は小さい船を引きながら苗を持って行ってやる。そういうような場所でありまして、ヘドロといって土質はもうこの辺では考えられないような中にあるわけであります。それから処理センターと一番上の幸手市まで、地図で測りますと50キロぐらいあるんです。青木村の場合は多分6キロぐらいかと思います。口径が全然違います。向こうは8メートルぐらいあるわけで、8メートル50だったですか、そういう中で0.3%、0.3%です。この勾配で測ってきて十何メートルになると、工事をするよりポンプアップをしてまた0.3%戻っていく、このとき攪拌されるわけなんですということで、それから口径が大きいと断面積、体積が大きいわけですから、空気に触れるということで、硫化水素の発生する原因がこことは全く違う状況だということを御理解いただければというふうに思います。本当に、ポンプアップして落とすときに攪拌されます。そういうことで青木村の場合、硫化水素の発生に限定していえば、青木村の場合とは全く状況が違うということをまず御理解いただければというふうに思っております。

水道は御案内のとおり、低廉な水の供給、それから生活環境の改善、下水道は公衆衛生の向上と公共用水の水質保全、こういったことを目的としておるわけでございますので、持続可能な安定した上下水道の経営を目指して引き続き取り組んでまいります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

以上で、1点目の質問を終わります。

議長、申し訳ありませんが、ちょっとここは暑いんです、物すごく、皆さんどうなのか、少し暖房を切っていただき、皆さんの状況によりますけれども、そこだけちょっと申し上げて、すみません。

では続けます。

2点目です。学校教育に関する諸課題、学校給食費無償制度化、不登校生対応、制服通学

かばんの刷新について質問をいたします。

最初に、学校給食費無償化の制度化についてです。国の地方創生交付金によらない独自財源確保による学校給食費無償化制度がこの4月より発足します。制度発足に当たり青木村保育料等軽減事業補助金交付要綱を令和6年4月1日付で、また青木村小中学校給食費無償化及び給付金交付要綱を本年4月1日付で制定するよう整備していただいたわけではありますが、これら絵の要綱を条例化することなく、要綱として整備した理由をお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 条例は市民に義務を課し、または市民の権利を制限するために必要なものというふうに承知しております。一方で給食費無償化の実施については、そのような制限は必要ないと判断したために、運用法を定めた要綱で十分実施できると考えました。調べたところですが、近隣では条例ではなく、要綱によって近くの坂城とか立科町とか、実施しているというふうに承知していますので、まずは要綱で行いながら考えていくことになるうかと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村は、小中学校給食費無償化及び給付金交付要綱第2条1項2号では、無償化について、村内の小中学校等に就学する児童生徒の保護者に対する学校給食費を無償とすることを言うと言われ、さらに同3号では、給付金について、村外の小中学校等に就学する児童生徒の保護者に対する学校給食費相当額を給付することを言うと言われています。この2つの条項を読む限りでは、不登校のお子さんの給食費の扱いが見えてきません。どのように処理されるのでしょうか。また、これまでは具体的に処理されてきたのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 全く学校に行っていないということがはっきりしているお子さんについては、個別に給食費を補助してございます。この後もそのような考え方で行っていくつもりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 補助という言い方は、先ほどの無償化という言葉と給付金という言葉とのそういう言葉ではない形で出てきておりますけれども、要綱上はどういうことになるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際は、給付金の形としての扱いになると思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 全く登校していないお子さんについて今御答弁いただきましたが、登校し、登校できなくなったりとかという、そういうお子さんについてはどうなるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 全く来ないお子さん以外については、登校しておりますので、給食を食べてもらいたいという願いのほうが強いというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） では、登校できない期間についても給食を提供しているということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そうということになります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 欠食届による処理というのはできないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 欠食届をするということは、ある期間来ないということがはっきりした状態です。それが入院とかということになれば、もちろんそれは大事なことだと思うんですが、そうでなくて、来られるか来られないか分からないという状態だとすると、月7,000円程度の給食費が重要か、あるいは学校へ行こうという気持ちが重要かというふうに、どちらが重要かと考えると、それは学校へ来てほしいというふうに願うところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 病気給食停止の場合は、1週間ぐらいでも休食扱いというふうになるかと思うんですが、今のお考えですと、そうした病気以外であれば、つまり不登校ということが理由であれば継続ということだということによろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ぜひ学校に来てほしいという願いが強くあります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほどの第5条で、給付金の適用を受けようとするものは教育委員会が定めるところにより申請をしなければならないとされておりますが、この申請については保護者側から申し出なくとも教育委員会から申請を促す通知が発送され、漏れなく申請が行

われるという手順となっているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） そのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 青木村保育料等軽減事業補助金交付要綱第4条には、2号認定並びに3号認定の児童に係る軽減事業補助金、すなわち、保育園の副食費相当額を交付することがうたわれております。一方、一昨日、教育委員会から私の手元に届けられました青木村保育施設等給食費給付金交付要綱ですが、成文化されたものを私は初めて見せていただきましたが、こちらの要綱で対象にしているのは、1号認定となる幼稚園等に就園する幼児並びに青木村保育園以外の村内外の保育施設を利用する2号認定年齢の幼児、並びに同年齢の在宅児とされています。

ここで問題にしなければならないのは、青木村保育園以外の村内外の保育施設を利用する2号認定年齢の幼児について、青木村保育料等軽減事業補助金交付要綱と青木村保育施設等給食費給付金交付要綱の両方の要綱に読み込まれているように感じますが、一方では児童の入所する保育施設に対して補助金として交付され、一方では幼児の保護者に給付金として支給されることとなっています。矛盾していないのでしょうか。二重支払いになるということはないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 現在、走りながら文章をつくり対応しているというところが正直なところでございます。連絡調整が不十分だったなというところは感じておりますが、結果的には1号認定を受けた子供、それから保育認定を受けていない子供というくくりで教育委員会では対応してまいりたいと思いますので、その差はないというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 一昨日私のほうに渡されました要綱と今の内容が違っているんですが、今、走りながらというふうにおっしゃいましたけれども、ではその部について走りながら今修正をされるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） おっしゃるとおりであります。いろいろなところから御指摘をいただきながら、よりよいものをつくってまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この要綱の適用日も令和7年4月1日、あと1か月ないわけです。しかも施行でなく適用となっていると、この点についてもやや疑義が残るところですけれども、そうしたところも、走りながら修正を加えていっていらっしゃるのかなというふうと思うところですが、いかんせん1か月を切った中で、走りながらというのは、それはないでしょうと言わざるを得ません。前々から、もう昨年の秋、それ以前からこれをしっかりつくるようにということは申し述べてきました。今になってそのことが走りながらというのは、それはどうなのかと思いますが、そこまでにしておきます。矛盾や誤りのない要綱を、あと1か月ありませんから、しっかりと成文化し、順風満帆に制度の船出ができるようお願いをいたします。

続いて、不登校生の実情並びに支援策についてお尋ねします。

同じ趣旨の質問を私は23年6月議会でも行いました。その前年2022年度は青木小中学校における不登校生が大変多い状況でした。その後は減少し、落ち着いてきているという報告を教育長から何度もお聞きしてまいりましたが、このところまた増えつつあるのではないかと心配する声が村民から寄せられております。実情をお話してください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 30日以上欠席は小学校で現在6.7%、中学校で8.2%であります。しかし、100日以上欠席している児童生徒は小学校が2名、中学校が2名という状況でありまして、いずれも病気が原因ですとか、家庭の状況との関係もございまして、先生方は本当によくやっけていただいているというのが、本当に悩みは尽きないんですけれども、学校としてはよくやっけていただいているという感じはしております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、おおよその状況といいますか、原因等が分かったところですが、さらに不登校になっている原因、要因としてどんなことがあるのか、類型別に数をお示しいただくとともに、具体的な状況、もし公表できる範囲があれば、その範囲でお答えいただければと思います。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 心の不安ですとか、人間関係の悩み、生活リズムの乱れ、病気など、個々の児童生徒によって様々であります。またその複数の要因が絡んでいる様子も見えます。類型は実は難しいと考えているんですが、概略でまとめて見ますと、心の不安が4割程度、それから診断がついている病気が2割程度、それから対人関係の悩みが2割程度、あとは複

合理的な理由になるかなという、ちょっとざっくりしたところですが、そんな感じだと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど、不登校生の数的なことを聞きましたが、100日以上が2人、2人というふうにお聞きしましたが、30日以上というところでパーセントで言われたので、何人なのか、もしお分かりでしたらお願いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校が11人、中学校が7人であります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと各学年平均すれば2人ぐらいというふうな形でしょうか。こうした不登校になっているお子さん、日常はどのように過ごされているのでしょうか。また教育機関からの働きかけはどのようにされているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それも個々の子供さんによって異なります。子供さんたちは学校に行けなくなった場合、まず自分を責めるようになると考えています。しかし、不登校は決して問題ということではなくて、今、子供たちは将来に向けて自分の生き方を考えている大事な時間だと理解していくことが大事だと思っています。個々の子供も家族も学校も、寄り添う心情を最も大切にしてもらいたいというふうに考えています。そのようなときに大事なことは、子供が自ら自分の行動を決める力を育ててほしいということであり、周りからああしなさい、こうしなさいではなくて、一緒に横にいるよと言ってあげるその大事な時期であるため、心情的な支援を大切にしてもらいたいというふうに考えているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと、ほとんどの子はお家で過ごされているということでしょうか。つまり他の機関に通っているというか、そういうふうな対応をされている方はいらっしゃるでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ほとんどが家庭で過ごしていますが、1名、1件だけ小学校で他の機関に行っているお子さんがおられます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 具体的に言える範囲で結構ですが、上田市のということですか、それとも村内のということでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私が承知しているところでは上田市のであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 前回不登校について質問した際、私は学校以外の学びの場も活用し、そうした場合の経済的支援も行うよう要望をいたしました。その際の教育長の御答弁は、学校以外の学びの場を積極的に活用することは考えていないというものでした。しかし、この間、事態はむしろ積極的に活用することを推奨する方向に向かっています。国では一昨年3月、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを発表し、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保することを求めています。

県でも昨年4月不登校児童生徒等の多様な学びの場の確保充実を図るため、県内のフリースクール等、民間施設を認証し、財政支援等を実施する新種型フリースクール認証制度を創設しました。県教委のまとめによれば、市町村が設置することとされている不登校児童生徒を支援する教育支援センターは、令和6年3月現在48市町村で設置されています。残念ながら青木村は未設置、校内教育支援センターの設置校は令和5年度時点で小学校253校72.1%、中学校178校97.3%ですが、青木村は小中学校とも未設置です。

こうした状況をどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 上田市にあるような中間教室のような教育支援センターは青木村にはありません。しかし、青木小学校には、ほっとルームと名づけた中間教室を2年前から設置しており、支援員が付き添ってくれております。教育委員会として最も大切にしていることは、これは繰り返しになるんですけども、学校が子供たちの将来に責任を持って対応する立場でいてほしいということであります。その子の将来を見据えて、その子の思いを深く理解し、未来に向かって希望の持てる話が本人や保護者とできるようにすることが重要であると考えています。もちろん、シネマクラブのような存在があって、そこでエネルギーを充填して、また学校に戻ってきたという例も青木村にはございまして、その存在は大変に貴重であるとは思っています。それもあるんですけども、先ほど言ったように、学校にまず責任を持って対応してもらいたいというふうに思っている考えから、青木村に中間教室を積極的に設置しようということについては慎重に考えていきたいと思っています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 教育支援センターはないが、ほっとルームのような形でやっている、そうしたことを県の統計の中には反映されないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私もそれは不思議だったんですが、今度の調査があったときは、反映されることになると思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。

教育支援センターには不登校支援コーディネーターを配置している例が少なくありませんが、そうしたコーディネーターの役割を本村ではどのような方がどのように行っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 不適応支援という立場で、教頭先生が校内では中心となって支援会議を行うようにしているところであります。一方、村としても子供たちの育成にはみんなの気持ちを一つにして対応していきたいと考えておりまして、関係する方々で連絡会を2か月に1回行っております。そのコーディネーターは教育長、私が行っておりまして、すぐに対応できる態勢は整えているというふうに考えています。具体的には関係者にソーシャルワーカーですとか、たんとキッズあおきの理事長、児童相談所も来てくれておりまして、様々な専門家に入っていただいて対応を考えているところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほど述べましたCOCOLOプランではオンラインによる支援も重視し、その活用を呼びかけています。本村におけるオンラインによる不登校生支援はどのように行われているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校では欠席連絡があると、オンライン授業を希望しているか本人に聞いてみて、希望があれば授業を配信するということをしております。現在、ほぼ毎日オンライン授業を配信しているということでございます。小学校でも5年生でオンライン授業ができて、仲間と意見交換ができました。これからは希望があれば活用していきたいというふうに考えています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 不登校児童生徒等の多様な学びの場の確保充実を図ることを目的とした民間施設は近隣ではどのようなところがあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほど話をしましたうえだシネマクラブとか、だらっとというようなところ、幾つかあるということは承知していますが、全てについて教育委員会として把握しているわけではございません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本村在住の不登校のお子さんがそうした民間施設を利用されている事例、先ほど1名のみということでありましたが、不登校生のお子さんや保護者にそうした施設の紹介は行っているのでしょうか。あわせて、小中学校ではどのようにそうした紹介を行っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 民間施設の場合、学校と密接に連絡を取ってくれるところでないと、同一步調での指導が難しいと考えています。したがって、どこにでも行けばいいというわけではないというふうに考えています。また、安易にこのような施設があると保護者や子供に勧めた場合、保護者や子供は、自分たちが見捨てられたと考えることもあるということを認識する必要があるというふうに考えています。そういう繊細な問題であることを理解して対応すべきだと考えています。現在、小学生が1件上田市の施設に通っているのは先ほど申したとおりであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 繊細な指導を心がけて指導されているというところは理解をするところではありますが、官製の教育にどうしてもなじまないというお子さんが出てくることもあり得るかと思います。情報提供をより丁寧、広範に行うこと、身近なところで居場所づくりをすること、そうしたことも大事な取組ではないでしょうか。教育長の先ほど来の御答弁からすれば、やや姿勢は異なる部分がありますが、国や県の動向も踏まえて、そうしたことについても幅広い支援といいますか、環境を整えることも必要なのではないのでしょうか。公民館や図書館などを利用することも考えられます。情報提供も含めて、見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 基本的には、もう学校と教育委員会と一丸となって取り組んでいくという強い姿勢があるんですけども、実際、個々のお子さんの対応を含めて考えた場合、

どうしてもこの子はそうじゃないほうがいいのかというふうにみんなが思ったとすると、それも、そういう場合もあるかなとは思いますが。ですので、ここでつくりませんとははっきり言えないんですけれども、子供を一番中心にして丁寧な対応を考えていきたいというのは変わらないところでもあります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 他の取組にも学びながら、いろいろな方法があることを念頭に据えて対応をお願いしたいというふうに思います。

さて、昨年6月議会において、不登校のお子さんの健康診断についてお伺いをしました。教育長からは学校での一斉健診によらず、別日に青木診療所で内科健診を受けることができる。あわせて、歯科健診についても依頼予定であるとした旨の答弁がありました。本年の不登校生のうち青木診療所で内科健診を受けられたお子さんはどれぐらいいたのでしょうか。また未受診のままになっているお子さんはどれぐらいでしょうか。同様に歯科健診についての実績もお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 小学校は内科健診を受けられないお子さんが10名ありました。その後学校医で受診した子が3名、未受診が7名であります。歯科健診では受けられなかった子供が7名で、その後学校医で受けた子が3名、未受診は4名であります。

中学校では内科健診受けられなかったお子さんが2名ですが、その1名は主治医がおりまして定期的に病院へ通っておりますので、未受診は1名ということになると思います。それから歯科健診では2名が未受診で、いずれも学校の養護教諭から再度依頼の連絡が行くというふうに聞いています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 歯科医についても既に要請済みだということでありありがとうございました。しかしながら未受診の方が相当数いるという実情ではないかなと思います。こうした子供たちがいることについては今、養護教諭からというふうなお話ありましたが、しかしながらこれだけ年度末になって残っているという状況を教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） そのように考えますので、養護教諭は連絡をするというふうに聞いていますが、これは毎年のことですので、毎年未受診がないように対応してもらい

うに、お話はしていきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 前回、青木診療所以外の上田市の診療機関でも、不登校のお子さんが別日に健診を受けることができる体制を構築するよう申し上げました。そうしたことも念頭に改善を図っていただければありがたいと思います。

次に、中学校の制服並びに小学生の通学かばんについて取り上げます。

本年1月頃だったと思われますが、中学校の生徒昇降口にジェンダーレスの通学服の見本が展示されました。試着された子供さんからは大変着やすいと評判だったようです。保護者の中にはこの4月からは無理でも、来年からはジェンダーレス制服に切り替わるに違いないと大いに期待を持ったという方もいらっしゃるというお聞きしました。中学校におけるジェンダーレス制服に関するこれまでの取組、今後の方向性並びに教育長の見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 生徒会を中心にして制服を考える有志での委員会が今の制服について検討して代替案を提案しています。この案を全校に発表して、参観日に合わせて昇降口に掲示してございます。現在、職員室の前の廊下に今年行ってきた活動のまとめを掲示してあります。来年度は生活向上委員会が引き継ぎ、検討していくということになっています。

教育委員会としては生徒たちが自ら課題に気づき、解決に向けて話し合い、実践を重ねてきた活動を評価し、応援していきたいと考えています。学校でも来年度は、保護者や地域の方も巻き込んで、みんなが納得できる方向を検討するとお聞きしているので、できる協力はしてまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 子供たちの発想、主体的な取組を大事にして指導してられました中学校の先生方の御努力に敬意を表し、近い将来ジェンダーレス制服に切り替わっていくことを期待したいと思います。

さて、小学校の通学かばんはどうでしょうか。このことについても昨年3月議会において取り上げました。重く高価なランドセルを推奨するのではなく、軽く安価なリュックサック型を推奨してはどうかと。その際、教育長答弁は、ランドセルを背負って小学校に入学することに大きな喜びや夢を感じている子供たちや保護者もいる。教育委員会として通学リュックにしていくとは言いにくいとして、アンケートを取ってはどうかという提案に対しても、前向きな姿勢を示されませんでした。

しかし、今回の中学校のジェンダーレス制服の取組は子どもたちの学校生活をよりよい方向に改善するためには、まずそのためのアプローチ、第一歩を踏み出すことが重要であることを教えてくれています。性差で苦しむ生徒がいないよう、ジェンダーレス制服に切り替えたいという生徒会役員の願い、発想を大事にし、子供たちからも保護者からもアンケートを取り、一つ一つ取組を積み重ねてきたことが実現に結びつこうとしています。

小学校でのオリジナル優勝トロフィーの製作の実践も見事なものでした。まずは具体的な動きをつくることではないでしょうか。通学かばんに関するアンケートを実施する。それが第一歩ではないでしょうか。教育長の見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） トロフィーも子供たちからの声ですし、制服も子供たちからの声ということで、この話が子供たちや保護者から上がったとすれば、大いに応援していきたいと考えてるんですが、教育委員会から意図的にアンケートをするというのはちょっとどうかなと、やはり保護者からの要望が先にあるんだろうと思うんで、できるとすると、小学校のPTAの役員会等でちょっとそれを話題にさせていただいて、そこから話が進んでくれば、一緒に考えていくことはできるかなと考えています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 教育長から発信するつもりはないということですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私はどうも上意下達が苦手な立場で、下からの動きを待っているほうなので、そこら辺はしんしゃくいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 民意を酌み上げるということは上からではなくて、そのための土壌をつくるということじゃないでしょうか。そのことを教育長には期待をしたいというふうに思い、3点目の質問に移ります。

健康診断の改善並びに予防接種補助の拡大について質問をいたします。

来年度の健康診断の改善について伺います。

9月議会において、私は健康診断について幾つかの改善提案を行いました。健診の実施内容を検討する際に参考にするという住民福祉課長の力強い御答弁を伺いました。私は大きな期待を持って各家庭に配布された来年度の健康診断の案内を見ました。来年度から改善されることとなった内容はどんな点でしょうか。教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

来年度の健診実施につきましては、村で行っております集団健診以外の個別健診実施医療機関の拡大及び特定健診、脳ドック等の実施方法について一部見直しを行い、実施する予定でございます。ただ、集団健診の申込みにつきましては、申込みの期日が非常に早くて、回収が早いもので、そのときには、まだ記載ができておりませんでしたけれども、今後につきましては決まり次第、広報等行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。

個別健診の、そうしますと医療機関も拡大することかと思いますが、どれぐらい拡大できるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現在、特定健診の村で行っております集団健診以外の個別健診につきましては、厚生連の鹿教湯病院、1医療機関で実施しておりますけれども、来年度から村といたしましては長野県の医師会と契約を締結させまして、県の医師会で取りまとめを行っております県内の医療機関約700医療機関ございます。上田管内におきましても約70医療機関ございますが、こちらの医療機関で特定検診を受けることができるように、ただいま準備を進めております。

個々の医療機関が県の医師会との契約に基づき特定健診を実施する場合には、県の医師会に医療機関が特定健診の実施について申請を行う必要がございます。ただ、地元の青木診療所では今までこの申請を行っておりませんでした。そのために、このままでは村で例えば県の医師会と契約を締結したとしても、村の青木診療所のほうでは個別健診の受診ができない状況がございましたので、青木診療所のほうに県の医師会に特定健診の実施を申請してもらうように依頼を行いまして、診療所のほうでも検討していただいて、県の医師会に申請をしていただきました。これによりまして、先ほど申し上げましたように、県内の医療機関の中に青木診療所も入りますので、青木診療所を含めまして個別健診が県内の医療機関700、上田の管内で70医療機関、こちらのほうで受けることができるようになる予定でございます。

また、いつから実施するかにつきましては、現在診療所等々検討中ございまして、こちらでも詳細が決まり次第、また住民の皆様に広報等してまいりたいというふうに考えておりま

す。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 大きな前進が図られたというふうに思います。人間ドックと特定健診の併用というふうなことについても先ほど課長から御答弁がございましたが、これについて、もう少し具体的にお話してください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

現在、特定健診の無料受診と脳ドックの対象年齢は議員御存じのように、40歳から75歳までの5歳刻みで、同一の年齢になっております。ということは脳ドックと特定健診の無料検診が併用できないという形になっております。昨年9月議会で、議員より特定健診の無料対象年齢と脳ドックの対象年齢が同一なので重なった場合に、どちらかを選択するとどちらかは向こう4年間対象にならないと。これでは支障が出るので、併用受診ができないかという御質問をいただき、同一年において脳ドックと特定健診の併用は、1人に対しての助成額が多額になるため実施は難しい旨、9月議会で答弁したところでございます。

しかしその後、役場の中で令和7年度の特定健診等の内容を検討する中で、来年度からは脳ドック助成の今の5歳刻みの年齢につきましては廃止いたしまして、5年に1度補助対象とすると、ですから例えば60歳、65歳、70歳、75歳という決まり切った年齢ではなくて、5年間に1回であればどの年齢でも実施することができると。ですから、例えば66歳で脳ドックを受けた場合には、次に受けることができるのは71歳以降ということになります。これによりまして、特定健診の無料健診と脳ドックの助成年齢が重ならず、ずらして受診することができるようになります。

また、脳ドックと特定健診を同一の年齢で受けた方も中にはいらっしゃるかと思いますけれども、こういった方につきましては、脳ドックを行っている医療機関の中で、脳ドックと合わせて特定健診の内容の検査を行っている医療機関もございますので、そちらを受けていただくことも検討していただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 脳ドックの指定年齢の取り外し、特定健診無料の年との重なりをなくすということをしていただいたということについては、大いに感謝を申し上げます。しかし

ながら、両方受けたいということについては、両方できる医療機関で受けろという話で、両方は無理だというふうなお話かと思いますが、私ごとになりますが、今年私は脳ドック指定年齢の70歳でした。毎年人間ドックを受けてきましたが、今年はどうしようか随分迷いました。主治医からは胃カメラを毎年飲むように指示されています。しかし、脳ドックも受けたい。村の補助はどちらか一方、1万5,000円です。特定健診を併用できれば人間ドックを見合わせることも可能でした。

年度末、私はようやく決断しました。1年に一遍は内臓も見てほしい。5年に一遍しかないチャンスなんだから、回転の悪くなった頭の調子も点検したい。両方同時に受けることで経費が抑えられるメニューがあるのは、課長が今、そうしたらというふうに御紹介いただきましたけれども、私の調べたところでは厚生連のケイユ病院の人間ドックでした。人間ドック約4万円、オプションで脳のMR I、MR検査をつけ2万2,000円、計6万円余りです。しかしながら村の補助は人間ドックの1万5,000円切りとなります。

今回の改善によって、私のように、年度末まで思い悩む村民が少なくなるとは思いますが、先ほどの重複ということも考えていただきたいということを最後に申し述べておきたいと思っています。

続いて、带状疱疹ワクチン接種補助についてです。さきの12月議会で取り上げたことですが、今3月議会に提案された来年度予算案に、そのための経費が121万円計上されています。12月議会での御答弁を具体化し、予算化していただいたことに感謝申し上げます。

具体的な中身について御説明ください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

国では、令和7年4月より带状疱疹ワクチン接種を定期接種化いたします。これに伴いまして、定期接種の対象となります65歳以上の5歳刻みの年齢の対象者につきましては、自己負担を3割とし、残りの7割について、村で助成を行い、定期接種を実施いたします。併せて定期接種の対象にはなっておりません50歳以上の希望者につきましては、接種費用の約半額、上限1万1,000円といたしまして補助を実施いたします。

これによりまして、定期接種の対象者、65歳以上5歳刻みの対象者につきましては、2回接種が必要で有効期間が約10年間と言われております不活化ワクチンを接種した場合、1回の接種費用が2万2,000円とした場合に、2回接種が必要なので6,600円掛ける2回の1万3,200円で、また定期接種の対象となっていない50歳以上の希望者の方につきましては1万

1,000円掛ける2回分の2万2,000円で接種することができるようになっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 対象年齢65歳の方については7割と、そのほか希望者についてはということで今数字を挙げてもらいました。具体的にそうしたことができる形になってきたことを喜ばしいことだというふうに思います。

施行日はいつでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 国の带状疱疹ワクチンの定期接種化が令和7年の4月から始まりますので、4月1日から実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 121万円の想定接種者数はどれぐらいで見込んでいるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ちょっとこれは説明をしたいと思うんですけれども、121万円というのは、負担金、補助金という形で積算しておりますけれども、これは50歳以上の定期接種の対象になっていない希望者、ですから2回分で2万2,000円の自己負担が必要な方ですけれども、この方の分を約55人程度と見込んでおります。これ以外に定期接種の方につきましてはこちらのほうに入っておりませんので、同じ科目の中の委託料の中に定期接種の対象者分が算入されておまして、これが約70人分積算しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほどの人間ドックや特定健診等の改善、そしてまた今回の带状疱疹ワクチンの補助について、今後どのような周知徹底を図っていくのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

特定健診とドックの改善につきましては、詳細が決まり次第また広報等に掲載していきたいと思っております。带状疱疹ワクチンにつきましては令和7年の4月1日から実施予定になっておりますので、広報の4月号に間に合えば4月号に掲載したいと思っておりますけれども、それに例えば間に合わなかったとしましても、情報電話等で情報を提供したいと思っ

ております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 最後に、子供のインフルエンザ予防接種の補助について伺います。

65歳以上の高齢者を対象にしたインフルエンザ予防接種の定期接種は村からの補助によって500円で接種でき、補助対象接種期間は10月1日から翌年1月31日までとなっています。一方、6か月以上中学生までのインフルエンザ予防接種については村から3,000円の補助があり、補助対象接種期間が10月1日から12月31日までとなっています。この期間の相違はどのような理由によるものなのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それではお答えいたします。

子供のインフルエンザ接種補助対象期間につきましては、お子さんは学校等で集団生活を行い、人との接触が多いことからインフルエンザの流行期を迎える前にできるだけ早く接種をしていただきたいということで、12月末までとしております。また、65歳以上の高齢者につきましては1月31日としている理由につきましては、これは今年度から実はコロナワクチンの定期接種が10月から始まりまして、コロナワクチンの定期接種の接種期間が1月31日になっております。そういった関係から、接種を行う医療機関で高齢者のコロナワクチンとインフルエンザワクチンの対象期間が異なると、窓口で混乱等が起こるのではないかということをお考えして1月31日に統一しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 医療機関の混乱が起きないようにするには、子供のインフルエンザも同じく1月31日にしてはどうかと思ひながら、ちょっと申し述べますが、昨今コロナが流行し、インフルエンザ流行期と重なることがままあります。あるお子さんが12月にコロナに感染し、感染から一定期間を空けなければインフルエンザは予防接種ができず、接種が1月になってしまった。そのため、せっかくの補助が使えず、自費で接種しなければならなかったという事例が生まれました。こうした状況に鑑み、子供のインフルエンザ予防接種の補助対象期間、先ほど申し述べましたが、高齢者予防接種と同様1月31日までに期間延長することはできないでしょうか。

参考までに申し述べますが、お隣、長和町や麻績村、千曲市などは1月31日までとし、さ

らに山形村、塩尻市は2月28日まで、中野市は3月30日、飯山市は3月31日までとしています。いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

季節性インフルエンザのワクチン予防効果は、接種してから約2週間後から効果が出て約5か月間効果が続くと言われております。季節性インフルエンザの国内流行期が通常12月末から翌年3月までと言われている中で、これに備えて効果的な接種は一般的には10月から12月中旬頃と言われていること、また先ほど申し上げましたように、子供は学校等で集団生活を行い、人との接触等が多いことから、流行期までに接種してもらうようにということで12月末までとしております。

実際、高齢者のインフルエンザワクチンの接種につきましても1月末までというふうにしておりますけれども、多くの方は12月までに接種を済ましておりまして、実際1月に接種を受けた方というのはごく僅かでございます。それでも子供のワクチン接種を1月末まで延長することはできないかということであれば、事務的には延長することは可能ですので、今後検討いたしますが、しかし先ほどから申し上げておりますように、期間を延長したとしても、先ほども申し上げました理由によりまして流行期を迎える前の12月までにできるだけ早く接種をしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、課長おっしゃっていただいたことは私も同感です。12月までにとことは誰も思うところかと思えます。しかしながら、先ほど申し述べましたような、コロナに感染してできなかったという事例があるわけですが、そのことについては課長、どうお考えですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

そういったレアケースがあるとは私は把握していなかったもので、今初めてここで聞きまして、そういったケースもあるのかなというふうに思っておりますので、そういった方でどうしても12月までに接種できなかった方については、流行期も入っておりますけれども、1月に接種したとしても、3月までの流行期がありますので、ある程度の効果が期待できるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 検討いただけるという先ほどの御答弁ですので、ぜひそこは延長をお願いしたいと思います。

あわせて、子供の医療費窓口無料化は現在、高校生年齢までとなっています。子供のインフルエンザ予防接種の補助対象年齢もこれに合わせて、現在の中학생までとしている年齢を高校生年齢まで拡大することはできないでしょうか。私が調べることができた僅かな範囲でも、麻績村、旭村、塩尻市、千曲市などでは既に高校3年生までを対象にしています。お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） インフルエンザの対象補助の拡大についてでございますけれども、子供のインフルエンザ予防接種につきましては、御案内のとおり、予防接種法によりまして定期接種ではなくて任意の接種となっているわけでございます。村では、生後6か月から15歳までを対象に補助を行っております。インフルエンザに罹患しますと、高熱、あるいは寒気、全身のだるさ、そういった症状が現れまして、5日程度の隔離が必要になる。年によっては大流行する場合があります。特に子供、あるいは高齢者は重症化しやすいとも言われておりますので、対象年齢の拡大につきましては、村の財政状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

この子供のインフルエンザのことを導入する際には、中学3年生を優先的に最初取り入れたというふうな経緯があったと思います。それは受験するからだということだったと思うんです。そんな点では高校3年生も受験を控えるという時代になってきておりますので、その辺も含め、先ほどの村長の前向きな御答弁に期待を申し上げたいと思います。

以上、今回の一般質問では、村民の健康維持増進のために幾つかの政策改善をお約束いただきました。そのことに感謝を申し上げ、3点にわたりました私の一般質問、以上で終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 5番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

13時35分再開いたします。

休憩 午後 零時 3 3 分

再開 午後 1 時 3 5 分

○議長（松澤正登君） それでは、会議を再開いたします。

○議長（松澤正登君） 最初に、先ほど坂井議員のほうからの質問に対して、不足点ございましたので、担当課長のほうから回答を申し出ておりますので、それを許します。

稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、先ほど坂井議員からの一般質問の中の御質問でありました水道管路の耐震化率でございますが、この令和6年度末の時点で約31%の耐震化率という状況でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） すみません、先ほど塩澤議員のほうから質問ございました。独り暮らし高齢者の数と認知症高齢者の数について答弁させていただきます。

まず、独居の高齢者の方なんですけれども、ちょっと年齢が70歳以上となってしまいますけれども、70歳以上の方に限定しますと、約180人ほど独居の高齢者の方がいらっしゃいます。また、認知症の高齢者の方につきまして、こちらは75歳以上になるんですけれども、認知症の高齢者の方につきましては、260名ほどになります。

以上でございます。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） それでは、続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔４番 宮入隆通君 登壇〕

○４番（宮入隆通君） 議席番号４番、宮入隆通です。

本日はさきに通告しました公民館事業について、また、青木村の観光について、２点につきまして質問させていただきますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

それでは、公民館事業について伺いたいと思います。

青木村のように小さな自治体における公民館事業は、単なる場所の提供や行事を行うということにとどまらず、地域コミュニティの核となる役割を果たすべきであります。地域のつながりを育む場として公民館事業を捉えていくべきと私は考えています。青木村としての公民館事業とは、どのように考えているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 青木村が公民館を拠点として実施する地域住民向けの社会教育、文化振興活動のことであると考えております。公民館は地域の学びや交流の場として設置され、次のような活動が行われているわけであります。１つは、生涯学習の推進です。２つ目は、文化芸術活動の支援、３つ目が地域コミュニティの活性化、４つ目に防災、防犯活動の拠点という意味もあるかなと思っています。それから、５つ目に、子供、青少年の健全育成という立場も担っておると考えておりまして、行政としての公民館活動は、議員のお話のように、地域住民の学びと交流を支えるとともに、地域の課題解決やむらづくりにも貢献する大事な役割を担っていると考えています。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○４番（宮入隆通君） それでは、先ほど教育長から御説明いただいた点について、それぞれ伺っていききたいと思います。

語学やパソコン、料理教室などの学習講座や音楽、演劇、書道、絵画といった文化活動などを公民館で行っていると思うんですけども、住民が自主的に学び続ける機会を提供するこの生涯学習の推進は、現在どのように行われているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） ここに書かれている、ここが実は一番大事な組織なんですけれども、最も活発な生涯学習としては、住民の皆さんが自主的に集まって活動している生涯学習教室、生涯学習グループがあります。青木ギターマンドリン、青木村吹奏楽団、青木村陶芸愛好会、健康マージャン同好会のような文化系学習サークルが29教室、それからＡＢＣソフトボール、

太極拳同好会、パドル健康体操、健康吹き矢教室などのスポーツ・健康づくりサークルが18グループありまして、はっきり数を数えたわけではないんですけれども、延べ人数で言うと500人以上の人は何がしかの活動に参加していると思っています。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） このように、青木村では活発にそういった生涯活動推進をされていると思うんですけれども、子供から高齢者まで参加できるイベントなど、世代間交流の場を設けたり、移住者と地元住民が交わる、そういった機会をつくって地域に溶け込むきっかけをサポートするといった、地域住民の交流やむらづくりに寄与する地域コミュニティの活性化のために行っていることはありますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） むらづくりに寄与する最も大きな活動は、村民運動会と青木村文化祭があると考えています。コロナで3年間、大きな行事が全て中止になっていたために、コロナ後に再開するには、主事の皆さんをはじめとして大きな不安がありましたが、実際に行ってみると、久しぶりにみんなが集まって楽しかったという感想が聞かれたり、また地区によっては懇親会が盛大に開かれた地区もあったということで、いずれもやってよかったなと思っています。

文化祭でもコロナ禍と高齢化によって、神楽など地域の伝統芸能ができなくなるような話を伺っていたんですが、昨年、文化祭を実施したところ、8団体中7団体に出場いただき、ほっとしているところであります。

こういうように公民館活動として地域の多くの人に声をかけ、集ってもらったり発表してもらったりする場を設けることが重要だというふうに認識しております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 文化祭といったような、何かやはりそれを目的にして活動を頑張るみたいな、ただいつも練習しているということではなくて、何かそういった発表の場を行政側で準備してあげるということは、とても大事なことだと思っています。また、そういった伝統芸能の継続をするためにも、そういった目的を持った形のそういった場をやることで、今続けていただいている方の気持ちの維持というか、そういったこともあるかと思いますので、これからも継続的に行っていただきたいと思います。

青木村で住民福祉課で行っているような健康相談であるとか体操教室、認知症の予防講座、こういったことも、広く考えますと公民館事業の中の一つとも思えます。高齢者や子育て世

代向けの講座や健康づくりの支援を行う福祉、健康の向上のために行っているということはありませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

議員の御質問にありましたとおり、住民福祉課としては、直接公民館事業としての位置づけではないんですけれども、考え方によっては公民館事業の中の一つとも思えますので、やっている事業といたしましては、高齢者向けに行っている事業といたしましては、筋力アップ教室ですとか脳と体のストレッチ教室、地区介護予防教室等の介護予防事業、または男の料理教室等の講座を行っております。

また、子育て世代向けには、子供の褒め方やそれぞれの子供に合った具体的な関わり方などの講義や、親同士の交流を通して学ぶママパパ講座、こういったものを開催しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 追加で教育関係でお願いいたします。

健康づくりの支援としては、ダンスの会ですとか男の料理教室とか太極拳、健康スポーツ吹き矢教室等があつて、皆さん健康に強い意識をお持ちで、自主的に関わっておられます。

子育て世代に向けてなんですけれども、現在も実は児童センターには乳幼児が遊ぶ部屋が用意されており、子育て中の保護者が集まれるようにはなっていますが、コロナでわくわく広場がずっと中止になっていました。そこで、来年度は、この中止になっていたわくわく広場を再開したいと考えています。それで、多くの子育て中の保護者に集ってもらい、ママ友がいっぱいできて、お父さんもいますが、不安なく子育てを進めてもらいたいと、そういう企画を考えていこうと思っています。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 子育て向けの講座、住民福祉課でもやっていただいていますけれども、今教育長がおっしゃったように、どうしても子育て中、一人で育てているような形で孤独な感じを、そういったことで抱えてしまうようなお母さんたちもいますので、ぜひそういったことが解消できるような場というのを、公民館事業としてもぜひ行ってほしいなと思います。

続いて、伝統工芸や郷土料理作りなど、地元の知恵や技術を伝える地域講座もありますけれども、地域の歴史であるとか文化を学ぶ場の提供として、文化、伝統の継承のために行っていることはありますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 平成25年のことなんですけれども、生涯学習講座として1年間通して青木村の文化、歴史について連続して講演会、研修会を行い、その年の最後には、青木村検定を行って、青木村の文化を伝える語り部を育てようとしたことがありました。結果としては、語り部はそうそう簡単には育たなかったわけですが、公民館活動にはそのような使命があると考えています。

そのとき中心的な講師としてお願いしたのが、沓掛サダトさんでありました。今年はサダトさんが残された原稿を基に冊子を作成して、図書館や教育委員会で青木村の文化資料として大事にさせてもらっています。

そのような伝統文化の継承は大切にしていかなければいけないと考えております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはり伝えることというのが、こういう世の中というか、人と人とのつながりがだんだん若干薄れてきている中で、そういったものを残していくことが、やはり難しくなっていますので、そういったことを公民館事業として、そういったことを担っていくというか、そういうことをぜひ考えていただきたいと思いますし、先ほどお話しいただいた、そういった青木村検定とか、青木村検定をやるということは、青木村のことを相当学んでいただいた上で、どれだけ理解しているのかということをやったかと思うんですけれども、そういったデータというか資料はあるわけですから、それをどのように皆さんにまた伝えていくのか、そういったことを公民館のほうでもぜひ考えていただきたいと思います。

続きまして、農業であるとか空き家の問題など、よくこの議会の中でも話し合うそういった問題、地域固有の課題について、そういったものを地域の皆さんが話し合う場ということ、つまり、今ある地域課題の解決の拠点というものを公民館事業として行ったり、地域おこし協力隊であるとかNPO、また、これから青木村で起業を目指したい、そういった人々の交流会、こういったことを公民館は地域の内外のネットワークづくりの場として位置づけることもできると思います。

こういった活動をぜひ青木村の若い世代や女性の皆さんで盛り上げていってほしいと考えています。こういった若者や女性を中心とした活動ができる場としての公民館事業はあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 若者や女性を中心とした活動としては、例えばeスポーツなどの健康交流イベント、それから資格取得講座などのキャリア支援イベント、ヨガなどの健康美容イベント、議員御指摘の地域課題の解決に向けたイベントなどが考えられるのではないかなと思います。公民館活動として現在青木村として若者向けあるいは女性向けに特化した活動を計画していくかという、ちょっと現在のところでは難しいかなと思っております。様々な取組を公民館としては広く受け入れているので、どこか自主的にそういう運営していくような計画があれば、応援したいというふうに考えています。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはり公民館のことに携わっていただいている職員の方も、もちろん限られていますので、何でもかんでもどんどん増やしてやって企画するというのは、非常に難しいと思うんです。こういった実現できることは少ないのかもしれないんですけども、これは運営方法を工夫することで解決できるものもあるのではないのでしょうか。

直接的に職員の方が運営する直営でやる方式であるとか、地域の皆さん、自治会であるとか市民団体の方が管理運営する住民主体の運営の方法、また、NPO法人や民間団体が運営を担当するような指定管理者制度を設けてやっているようなところもございます。

今言ったように、なかなかやりたいけれどもできないような公民館事業に関しては、指定管理者制度みたいなものをつくって運営していただく、そういったことで、公民館事業の拡充を図る、そういったこと、今後こういった指定管理者制度を使ってNPOなどに担当させるような考え方は、将来的にはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実は今年の子育てフォーラムで講演をお願いしたのが、東御市にあるNPO法人のS a n y T O M Iで体操を教えている森山雅斗さんという爽やかな若者でありました。NHKのテレビ体操で体操のお兄さんをしながら、S a n y T O M Iにも所属し、保育園の年中から小学生を対象に運動スクールを展開しておられます。

例えば今、運動部活の地域化が進められていて、青木村でもまずはバレーボールの地域化を図っております。来年度は具体的に動き始めようと思っております。このように子供たちや地域のニーズに合った活動が、もし展開できるのであれば、お互いにウィン・ウィンの活動になるのであれば、こちらからも積極的にお願いしたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4 番（宮入隆通君） 今 S a n y T O M I の話があったかと思うんですけども、そういった実績のあるところ、また、できれば青木村の中でそういった地域のための活動であるとか N P O みたいなことを立ち上げていただくような、そういった人たちが出てきてもらえるといいと思うんですけども、そのためにもそういった活動をぜひ、まずはそういった S a n y T O M I さんにお世話になるとか、そういったところから始めていただけたらと思います。

やはり公民館というのは、地域の人がつながる場であったり、地域の課題を話し合う場、また地域の未来を創る場、そのためのプラットフォームとしてこれからの公民館を目指すべきではないでしょうか。これからの青木村を考えていく場を公民館事業としてどのように行っているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村の未来を考えるという立場で、公民館活動は地域住民が交流、それから学び協力するための拠点であるというのは、先ほどから考えているところであります。住民が集まって青木村の将来について話し合う場として、地域の課題解決を目的としたワークショップですとか郷土料理教室やデジタル教室など、子供から高齢者までが参加できる世代間交流イベントなどが考えられるなと思っています。

青木小学校で現在行っている A T タイムとか J T タイムと名づけた活動は、青木村について自分たちのできることを考える大変貴重な学びの場になっておりまして、その発表会に参加させてもらって、本当に感動でありました。青木村がこういうようにますます元気になるために、公民館活動として地域の人たちが自分たちで一層青木村を発展させていくような意識を高める活動を実施したいなと強く思っているんですが、実際どういう方法があるかということについては、今後検討してまいりたいなと考えているところであります。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4 番（宮入隆通君） やはり最終的には、地域の皆さんが自分たちの村を自分たちで創っていくという、そういう考え方で、自分たちのためにそういった活動をやっていくんだという、そういう流れができてくると、様々なやりたい人たちが出てきて、公民館活動が村のほうからこういうのをやってくれというのではなくて、自分たちでやりたいんですという、そういう流れが速くできるように、行政側としては促してあげるような、そういったことの期間というのが、最初は必要だとは思いますが、ぜひそういった人たちが出てくるようなイベントであるとか行事、これからまた検討していただけたらと思います。

続きまして、青木村の観光について伺います。

昨年2024年の訪日外国人数は年間3,600万人を超え、コロナ禍前の2019年を上回る過去最多を記録しました。国別の訪日客数では、韓国からの訪日客が中国を上回りトップとなったそうです。コロナ禍を経て、国内有数の観光地では訪日外国人でにぎわい、オーバーツーリズムの影響で、混雑であったりマナー問題、地価や物価の高騰、ごみ問題や騒音被害、自然環境や文化財への負荷の増加など、いいことばかりではなくて、多くの問題も出てきています。長野県内では、白馬エリアなどが同様の問題が出てきており、対応が迫られているところもございます。が出てきます。

このような状況下におきまして、本村ではどのようにインバウンド対応を進めているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お願いします。

訪日観光客数が大幅に増加したことによりまして、その光と影は、議員の説明があったとおりでございます。

当村では、外国人宿泊者数調査によりますと、コロナ前の令和元年には1,242名、平成29年には1,566名の宿泊者数がありました。昨年、令和5年は、2つの旅館で128名という調査結果が出ております。

昨年、観光庁の補助を受けまして、田沢温泉・沓掛温泉旅館組合では、タイの富裕層ツアーを取り扱う観光業者をタイから招きまして、村長と組合長が歓迎、おもてなしを行ったところでございます。

観光客の受入れはこれからだというふうに認識しておりますけれども、外国人登録者数が当村では57人に上っております。観光客ももとより、こちらの村で生活される方のフォローも大切という認識の下、例えば外国語の多言語化の表記ですとか文化交流ですとか、そういった機運を高めて、住民の中にもおもてなしの機運を高めたいと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 徐々にそういったものを進めていただいているかと思うんですけれども、青木村を例えば第2の白馬村のような、そういったものを目指そうという、そういったつもりは私自身も持っていないわけですし、青木村に合った形で海外の方を迎え入れられるような体制を今後も整えていただけたらと思います。

どのような方法で観光客の方を青木村に呼び込むのか、真剣にかつ柔軟に考えていく必要があると思っております。例えば今、長野県では全国1、2位を争うガソリンが高い県として知られておりますけれども、今までは流通の問題があるからということが一般的な考え方でしたが、どうやら違う問題があつて、報道にありますとおり根深い問題となっております。早急に真相が解明されることを期待するわけですが、我々村民にとっての関心は、燃油費用の高騰であります。とにかく高いと。

長野県でも県境のところでは、わざわざ隣の県に行ってまでしてでもガソリンを入れる、越県給油という言葉らしいんですけれども、越県給油をする人たちも例えば木曽のエリアとか山梨県境のところとか、そういったところでは行われているようです。それくらい消費者にとっては、ガソリンであるとか燃油費用、こういったものが上がっていることは大きな問題なのです。

青木村は、いつもそういったピンチをチャンスに変えてきた村だと感じています。例えば今回もそのような考え方で、この燃油費用の問題と何か観光を絡めた策はできないのか考えてみました。

案としてなんですけれども、例えばこの青木村をガソリンが全国一安い村として打ち出してみてはいかがでしょうか。やり方は、例えばですけれども燃料代の10%を青木村の消費券で還元させ、実質ガソリンが全国一安くなるという方法であります。

今青木村では、ガソリンスタンドの事業継承や存続などの問題があります。また、役場近くのガソリンスタンドの隣では、長い間、地域の生活を支えてきたスーパーの存続の問題もあります。この燃油代高騰の問題、ガソリンスタンドの存続、そしてスーパーの存続、そしてこの地域経済の発展、そして何よりも外から観光客を呼び込む、そういった策として考えていただけたらなと思っています。これはあくまでも例なんですけれども、でも、このような現在のいろいろな問題を抱えている社会情勢を考えた観光施策というものは何か考えているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） ただいま議員からガソリンが全国一安い村というような一例が挙げられました。地域の課題解消に向けて、観光客を取り込むというのは先見的な事例であるというふうに思います。

そんな中、当村におきましては、平成25年から青木村観光サポーターということで、青木村のパン作りを進めております。これがいわゆる観光人口、関係人口の創出につながってい

るというふうに認識しておりますけれども、このサポーター制度に登録していただくことで、地域消費券1,000円分をお送りいたしまして、再来、再度来ていただくような仕掛けをつくっております。そういった仕組みの中で、地域課題の解消に向けて観光客、関係人口の方にも担っていただくというような仕組みが整えばよろしいかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） いろいろな地域の課題があると思うんですけれども、そういったことと、先ほどはあくまでも案としてのお話でしたけれども、毎年地域消費券であるとか、そういったものをやっていますけれども、何かイベント的なものとして何かやってみる、そういったこともぜひまた考えていただけたらと思っています。

次にいきます。

今年、山間部ではシーズン早くから雪に恵まれまして、スキー場では雪不足で営業ができないところはほとんどなかったと思います。私の学生時代はスキーの全盛期で、冬になれば家族やグループでスキーをしに行くというのが定番で、リフト待ちに1時間ということもよくありました。現在、時代は変わりまして、スキーやスノーボードの人口も減りまして、特色のないスキー場では、経営難に陥って閉鎖されるところも少なくありません。

そのような中で、小規模ながら頑張っているスキー場が長野県でもございます。

私ごとになりますけれども、小学生と保育園児の我が子が今年になりましてスキーのデビューをしまして初めて行ったスキー場なんですけれども、それは朝日村にありますあさひプライムスキー場というところを訪れました。

塩尻市の西側にある人口4,000人ほどの、青木村と同じぐらいな規模の村にあるスキー場で、リフトは短いリフトがたった2本のみ、初心者、ファミリー向けのスキー場でした。知り合いがたまたまそこで働いているということで行ってみたのですけれども、とてもにぎわっていて、ちょっと驚きました。

そこはまさにスキーを本当に始めたばかりの人たちばかり、そういった人たちに特化していて、そこにはたくさんの講師がいるスキースクールがあったんですけれども、そこは予約がいっぱいで、スキースクールをうちの子供たちが受けることはできませんでした。それぐらいにぎわっていました。

平日は都市部からの修学旅行生、休日は近郊の初心者ファミリーが来るグレンデでございます。滞在型ではありませんので周辺に宿などはありませんでしたけれども、そのスキース

クールにたくさんの人たちが講師として来ているわけなんですけれども、恐らく現地の若い農家さんなどが冬場の仕事先となっている、そんな感じがよく分かりました。

そのほかにも、松本市の乗鞍高原にあるMt. 乗鞍スノーリゾート、こちらは今シーズン運営会社が決まらないで、一旦営業を断念したんですけれども、地元の有志の方たちを運営協議会をつくって資金を集めて、何とか経営、運営することになり、今シーズンも何とかオープンできました。それで打ち出したのが、18歳以下のリフト無料化であります。小学生無料とかいうのはたまにあるんですけれども、この18歳以下リフト無料というのは、ほとんどない試みだと思います。そういった企画をすることで、入場者が前年比150%になったという事例がございます。18歳以下の方がリフト無料にして、どうやって収益を成り立たせるのかということなんですけれども、意外と18歳以下の人たちというのはレンタルスキーをすることが多くて、そのレンタルの貸すことによって収益を確保して、リフト無料でも収益が出るということをやっていたそうです。

その反対に、木島平村のThe きじまスノーパークのように、1日100人限定のスキー場で、「いつきても必ず空いてます宣言」をして混雑のないゲレンデを提供して、利用客の満足度を上げる試み、こういったものがニュースとして取り上げられました。ほかにも県内では、黒姫高原スキーパークでの愛犬と滑走できるスキー場なども話題となりました。

このように、身近な自治体で試行錯誤されている事例があるんですけれども、青木村の観光について、こういったスキー場の再生から学ぶことはないのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） スキー場の事例を教えていただきまして、ありがとうございました。スキー場につきましては、ペット同伴であったり入場者数を限定したり家族に限定したりということで、現代ニーズに見合った取組をされているというふうに認識をさせていただきました。

利用者の満足度、魅力度の向上には、常にアイデアや情報発信が重要というふうに考えております。当村にはスキー場はありませんけれども、2つの温泉があります。田沢温泉、沓掛温泉ともにぬる湯で長くつかれて体が温まる、このことから女性に優しく肌に優しく、乳幼児にも抵抗がなく入れる温泉、それを逆手にではないですが、そこをとりまして、実は田沢温泉、沓掛温泉では、赤ちゃん温泉デビュープランなるものをやってみたいなという声が上がっています。

現在開催中の竹灯りと屋台祭同様に、観光業の皆さんが主体的に取り組むこういった事業を村としては支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 昨年12月に、移住者向けのイベントに携わらせていただきました。そのとき移住者の方のパネルディスカッションをやったんですけれども、そのときに、どういふことで青木村に来たのかというお話を伺ったら、5人のうち2人は田沢温泉に入って決めたというんですよ。それぐらいやはり温泉というのは、何かここに住んでみたいとか、私たちがここに住んでいてよかったなと思うわけなんですけれども、それだけやはりインパクトのある私たちにとってもすごい観光資源だと思っています。

今、赤ちゃんデビュープランというお話をいただきましたけれども、ぜひそういったすごくいいお湯が出るところでありますから、皆さんにそれをうまく知ってもらえるようなアイデア、そういったものが需要だと思います。もちろんスキー場の話をしましたけれども、青木村にスキー場を造ってほしいと言っているわけではありませんし、やはり共通して言えるのは、どこも困難を抱えていながら、自分たちのアイデアで実現させているということなんだと思うんです。自分たちの問題は自分たちで考えて解決していく、そういったことが重要だと思いますので、先ほどおっしゃったように、旅行の組合の方たちが主体となって、村がぜひサポートしていただく、そういったことで盛り上げていっていただけたらなと思います。

冬場になりますと、青木村を訪れる観光客は少なくなってきます。道の駅あおきの駐車場の状況であるとか農産物直売所の売上げを見ても、それは明らかです。ただ、その理由が、寒いから冬だから仕方がないみたいな、そういったことで来ないことが当たり前になっているのではないのかと、ちょっと思っています。やはり冬の期間の道の駅のにぎわいを創る、そういったための何かアイデアが必要だと思うんですけれども、そういったもの何が必要だと思うのでしょうか、お願いいたします。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

私ごとになりますけれども、先日、2月中旬に、2025年道の駅対象全国総合部門第1位に選ばれた群馬にあります道の駅まえばし赤城を訪れる機会がありました。同じ群馬にある川場田園プラザを抑えての1位ということで拝見したわけなんですけれども、まずは風がすごく強いんですけれども気候的には暖かく、子供が集まる遊具やドッグランがありまして、バナナ

を隣接の農園で栽培する話題性があったり、地物野菜の多さが映りました。また、海なし県にあって魚市場があったりということで、飲食店も多く、規模の大きさにまずは驚いたところです。

長野県内でも新しくオープンした佐久穂町の道の駅八千穂高原は、アウトドアメーカーが併設され、屋内には子供向けの遊具コーナーが設置されるなど、話題を集めています。野菜については、地元野菜ではなく、この時期は熊本県から仕入れた果樹、野菜が充実していました。

道の駅あおきでは、農産物直売所の冬期間の品ぞろえについて検討を進めております。大変苦勞をしているところですが、まずは姉妹都市静岡県長泉町を柱に、交流都市との特産品交流やイベントに取組を始めました。この取組について、今後村としても支援していきたいというふうに思っております。

ふるさと公園の活用と併せ、冬来ても楽しい、冬来てもおいしい、冬来てもわくわくする、こういった取組を今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ぜひ冬場も青木の道の駅はすごくにぎわっているという、何かそういう場にぜひなってほしいと思っています。私たちも含めて、冬だからどこか出かけないとかいうわけではなくて、何か食べに行ったり、どこか遊びに行ったりすると思うんですね。

道の駅が、冬の間、そういった何かターゲットになっていないのではないかと思いますので、今おっしゃったように、ぜひいろいろなアイデアで企画していただけたらと思います。

いろいろな事例を申し上げましたけれども、もちろんそのまま使えるものというものは少ないわけなんですけど、結局は今の状況に合わせた形で観光施策を考えていく必要がございます。こういった青木村の環境を生かした観光をどのように考えていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えします。

青木村の環境を生かした観光ということでございます。これは豊かな自然に尽きると思います。豊かな自然というのは、手つかずの未踏の地という意味ではなくて、ここに暮らす地域住民の暮らし、文化、歴史に触れられる、そういった自然のことだというふうに私は考えています。

当村では食も農林業も住民の暮らしに基づいており、ふさわしいところと思っています。

多くの観光体験事業を受け入れておりますけれども、皆、評判、好評をいただいております。そこを観光体験として地域住民を講師として体験授業を取り組み、そこに交流を生みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはりコロナが収束してきて、皆さんがいろいろ動くようになってきて、そういった中で、もちろん青木にそういったことで移住する人たちも増えてきたり、こういった環境のいい場所に皆さんやはり住んでみたい、遊びに行きたいと思っていますから、ぜひそういった候補になるような観光のイベントであるとか企画をぜひ考えていただきたいと思います。

最後に、これからの青木村の観光、これをどのようにしていこうと考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の観光を今後どういうふうに考えていくかでありますけれども、先ほど議員がおっしゃいました、結局は今の状況に合わせた形で観光施策を考えていく、まさしくそのとおりだというふうに思っております。今あるものにどうやって付加価値を高めていくか、あるいは時代に合ったものにやっていくかということだろうと思います。

朝日村とか木島平村とか、それぞれ工夫をしながら逆境の中だろうというふうに、大変厳しい中だと思っておりますけれども、ただアイデアを出してやろうと思っております。

それからもう一つは、青木村の観光を投網をかけて外国人を呼び込むということではなくて、一人一人というか少人数の皆さんが何回もよかったといって訪れてくれるリピーターになるような、そんな観光が青木村にはふさわしいのかなというふうに思っております。

ただいま小林課長が申し上げましたようなことと少しダブりますけれども、やはり2つの温泉とか国宝大法寺とか、中山間地の豊かな緑、景観だとか、そういうところと村民の皆さんの優しい思いやり、村民性だろうと、村の魅力、観光資源はというふうに思っております。

これまでも道の駅あおきでありますとか、ふるさと公園あおきの建設、あるいは信州昆虫資料館等の文化施設の拡充などを行いまして、青木村の観光地に付加価値を高めてきたところでございます。また、タチアカネソバとかマツタケとかリンゴとか野菜とか、さらにはおやき、春巻き、こういった農業との連携、6次産業化にも努めてきたところでございます。

ここ数年、ここ2年ぐらい、青木村の一番の魅力は何かと問われたら、やはり夏の涼しさ

と、こういうふうに答えております。特に本当に関東圏の皆さんが来ると、涼しいねと、湿度が違うね、特に朝夕は最高だねと、こう言っていただきまして、関東圏では24時間、夏は冷房を入れていないと生活できないという中で、これが一番今の売りだろうというふうに思っております。

今後は青木峠のトンネルが、すごく遠い先ではなくて、近々といいましょうか、中期的なことで考えると開きますので、松本、安曇野とか、あるいは軽井沢へ700万人とか来ておりますので、軽井沢、小諸、上田、こういったところと連携して、周遊性を持った観光地としての位置づけを確立していきたいというふうに思っております。

それからもう一つは、約6万人と聞いておりますけれども、東急の社員の皆さんがいらっしゃいます。五島慶太未来創造館や慶太塾ができて、いろいろな人が来てくれて、新しい観光客の掘り起こしができておりますので、こういった人たちにも満足していただけるような、あるいは東急グループと連携を取りながら、青木村の観光について考えていく、推進していきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） やはり今おっしゃっていただいたように、青木村にあるそういった豊かな観光資源を皆さんにどうやって体験していただいたり喜んでもらえるのか、そういったことを皆さん、私たちも含めて、アイデアを出し合って、この青木村が観光でもにぎわうような地域としてなっていけばと思います。

トンネルの話もありましたけれども、やはり人の動きがまたこれから変わることも視野に入れながら、何かいろいろなイベントであるとか、そういったことも何か企画していくといのかなと思いました。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 4番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私はさきに通告をいたしました大項目3項で質問を
してまいります。

まず初めに、1点目の高齢者の多様な移動支援の取組について、一括質問で、小項目5点
で質問してまいります。よろしくお願いをしたいと思います。

厚生労働省が示している生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加では、住み慣れた地
域で暮らしていくために、多様な主体による生活支援の提供に高齢者自身の社会参加を一層
進めることで、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することを期待され、生きがい
や介護予防にもつながるとしています。

第6次青木村長期振興計画でありますけれども、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮ら
せるよう、村民同士が互いに支え合う仕組みづくりを推進するとともに、高齢者の豊かな経
験や知識、技能を生かし、それぞれが社会的役割や生きがいを持ち、いきいきと暮らせる地
域社会の実現を図るとしています。これを実現させる一つに、交通を取り巻く環境は大きく
変化をしております。それに対応するため、公共交通を軸とした青木村地域公共交通計画を
策定をし進めています。

本村の本年2025年に団塊の世代の人たちが後期高齢者になり、高齢化率は30%超え、そ
れから独居世帯、老老介護世帯の増加と高齢化に伴い、車の免許証を返納したいという人も
増えています。ニーズに合った柔軟な移動手段のサービスの支援が必要です。現在の公共交
通機関だけでは、代わりの足としては課題も多く、難しい状況にあります。

そこで、高齢者の多様な移動支援の取組について、小項目5点で質問してまいります。

まず、小項目1としてであります。現在の地域の移動手段の地域バス、ほかの現状と課題、
利用者の要望等についてであります。

高齢社会を迎え、交通弱者の増加が見込まれる中で、通勤、通学、通院、買物、多様なニ
ーズを踏まえ、官民が連携をして、より利便性の高い公共交通サービスの提供を図るととも
に、交通の便を補完できる仕組みを整え、暮らしの足を確保するとして、本村ではデマンド
バスの運行に取り組んでいます。過疎化による利用数の減少に対応することに非常に有効で
す。また、予約に応じて運行するため、空のバスを走らせる必要がなく、運行コストを抑え
られます。しかし、デマンド交通は予約制のため、予約手続が煩雑、前日の5時までの予約
とし、当日不可などで、別の交通手段を選んでしまう人もいます。こうしたデメリットも存
在しています。

そこで、高齢者の利用状況、それから現状と課題、利用者の要望などについてお伺いをいたします。

続いて、小項目2として、上記、今1項目めの課題に対する対応取組についてであります。

日本中の公共交通機関の課題の多くは、運転手不足、担い手の不足は周知のとおりでございます。そこで、運転手不足を含め、本村の課題に対する対応取組についてお伺いをいたします。

続いて、小項目3であります。コミュニティー・カーシェアリングの導入についてであります。

コミュニティー・カーシェアリングは、地域コミュニティーで車をシェア、共同利用し、支え合う仕組みを地域につくる、地域を元気にするサークル活動です。東日本大震災の後、石巻市の仮設住宅で始まったこの活動は、今、移動に課題のある地域などに導入されるようになり、全国に広がっています。車の維持費、燃料代、駐車場代、役員手当等の経費を会員が利用頻度に応じて平等に分担するなど、住民が主体となって運営する仕組みであります。元気な高齢者運転を担い、交通弱者である高齢者を支える仕組みです。

そこで、本村でのコミュニティー・カーシェアリングの導入の考えについてお伺いをいたします。

続いて、小項目4としてです。コミュニティー・カーシェアリングの運営資金確保についてであります。

石巻市では、運営資金確保のため企業の協賛を募ったそうです。しかし、なかなかそういった協賛が見つからず、苦勞したそうです。企業等の地域貢献に向け、村による企業等を募るスポンサーバンク、こういったものを創設をし、協賛しやすくするなど、運営資金確保の取組を提案をいたします。

村の考えについてお伺いをいたします。

続いて、小項目5です。今後の青木村地域公共交通の考えについてであります。

地域公共交通には、地域バス、地域タクシー、コミュニティー・カーシェアリング、公共ライドシェア等があります。住民の多様な移動ニーズや費用対効果を見極めながら、移動手段の確保を目指すとしていると承知をしています。

そこで、今後の青木村地域公共交通の考えについてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 私は、最後の今後の青木村地域公共交通の考え方について、答弁をさせていただきます。

青木村の地域公共交通計画では、持続可能で利便性が高い地域交通網の形成に資するということを目的としております。また、目指すべき姿といたしましては、多様な主体の連携できる誰もが公共サービスを持続的にチョイスできるということも上げております。この実現には、人の移動を支えている民間事業者、行政、家族や個人の連携、協力が不可欠でございます。

御質問にございましたコミュニティー・カーシェアリングあるいは公共ライドシェアのような様々な運行形態を検討する上で、今の時代では大変重要な課題かなというふうに思っております。

青木村の現状といたしましては、千曲バスと連携いたしました村営バスの継続運行、こういったことに軸足を置いて、しっかりとした村民皆さんの移動手段を確保してまいりたいと、このように考えております。

現在の計画は令和7年度までとなっておりますので、次期計画に向けたニーズ調査等を行う中で、今御質問にありましたような、あるいはこれから出る課題に向き合いまして、持続可能で利便性の高い移動手段に取り組んでまいりたいと考えております。

ドライバーの代わりになります運転操作を行う自動運転のレベルが、レベル4で道路まで出て運行しているというふうに聞いておりますので、そういったことが始まったと聞いておりますので、こういったことが交通事故の低減とともに公共交通機関の減少している私どもの村にとりましても、大変魅力でありますので、こういったことも情報収集をしっかりと、期待にも応えていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから、1番目から4番目についての御質問に御答弁申し上げたいと思います。

まず、高齢者の利用状況、現状と課題、また利用者の要望はというような御質問でございました。

村営バスの利用状況につきましては、かつてはずっと定時運行で運行していたんですが、平成21年にセミデマンドという方式をまず導入しておりました。それを導入した平成21年には、年間1万6,000人を超える皆さんに御利用いただいておりますが、令和元年度には

7,300人余まで減少しておりました。半数以上減ということになっておりました。

そんなことも踏まえて、令和2年10月から、日中の運行をフルデマンド化に移行したことによりまして、令和3年度には再び1万人を超える利用をいただいて、令和5年度は9,000人余ということで、そのような皆様に御利用いただいております。

トータルの利用者数は減ってきておりますが、これは子供さんの数が減っているということが大きな要因といたしますか、定時路線を利用していただいている利用者の減が主な要因でございまして、日中の予約便だけを見ますと、令和3年は1,403人、令和4年は1,766人、令和5年は1,876人ということで、利用が増えている状況でございます。日中の利用でございまして、ほぼ御利用いただいているのは高齢者の皆さんでございまして。

村のほうに寄せられております利用者の声は、ありがたいという声が多く、むしろ千曲バスの減便等に対する不満の声のほうが大きいというふうに感じております。千曲バスの減便に対しましては、村営バスによりまして1便ですけれども、上田駅線として代替運行をしているところでございまして、毎日複数の御利用をいただいております、こちらについても、ありがたいという声をいただいているところでございます。

また、課題、今後出てきます運転手不足等に対する対応の取組についてということでございます。御質問にもございましたとおり、ドライバー不足は全国的な課題でございまして、本村においても他人ごとではないというふうに考えております。

青木村の村営バスは、白ナンバーによります交通空白地有償運送という位置づけで運行しておりますので、2種免許があればなおよいのですけれども、2種免許がなくても国土交通大臣認定の移送サービス運転者講習を受講することで運転資格が得られますことから、運転者の人柄等も考慮しながら、ドライバーの確保には引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

蛇足ですけれども、私自身も来るべき運転手不足に備えて、この運転士資格を取得しておりますので、困った際にはまたお手伝いすることができるかなというふうに考えているところでございます。

次の御質問のコミュニティー・カーシェアリングの導入についてでございます。

本村においては、地域支え合いの会等がございまして、御質問のような取組を既にされている地区もあるというふうな承知をしております。現在はデマンドバスを御利用いただくことによりまして、ほぼドア・ツー・ドアでタクシーと同様に御利用いただくことが可能と考えておりますので、村内移動についてはカバーができているのかなというふうに考えている

ところでございます。

今後、千曲バスの減便が例えば進むというようなことになると、また村外移動についての課題も増えてまいりますので、御質問のコミュニティー・カーシェアリングを含めて、移動手段の確保を検討していく必要があるかなというふうに認識をしているところでございます。

また、そのコミュニティー・カーシェアリングの運営資金の確保についてでございますけれども、今後そのような形で、形態で移動手段を確保するということになると、当然御質問のように運営資金の確保が必要となりますし、行政の補助にも限界がございますので、導入に際しましては御提案のような仕組みを参考に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

移動手段のサービスの支援の取組は、高齢者が暮らしやすいむらづくりに向けて、気軽に送迎を頼める人が身近にいなかったり、バス停までの道のりが歩きにくかったり、外出が不便な地域だったり、乗り降りに手助けが必要だったり、そういった自分で外出することに困難を感じる人たちにも、使いやすく安全な移動手段を確保すること、これからの人口減少、高齢化社会において、極めて重要な取組だというふうに思います。

ここで提案をしましたコミュニティー・カーシェアリングは、住民主体による高齢者の移動、外出支援です。地域の公共交通の補完あるいは競合という視点から議論されがちですが、取組事例が増えるにつれ、閉じ籠もらず外出して交流することによる利用者の介護予防効果や担い手が役割を持って社会参加することによる生きがい、やりがいが、健康寿命延伸や一人一人の幸福感の向上につながっていきます。

買物支援やサロン送迎の活動を通して、地域に独り暮らし高齢者を見守るという意識が醸成され、また、ボランティア活動は当然という雰囲気が芽生え、地域づくりにもつながっていくと考えます。

住民相互による移動外出支援について、真剣に取り組む時期ではないかというふうに考えます。高齢者に求められている移動手段の提供が可能となることで、これは結果的に公共交通の利用促進にもつながり、ひいては地域全体の安全で持続可能な地域公共交通網の維持につながるというふうに考えます。

これで、大項目 1 の質問は終わり、続いて大項目 2、高齢者の食の調達支援サービスについて質問をいたします。

厚生労働省は、高齢化が急速に進む中で、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要とし、その中でも食の自立支援が重要だとしています。低栄養対策をはじめとする高齢者の食生活改善は、我が国にとって喫緊の課題であります。食事の心配事や困り事を解消し、高齢者の低栄養を予防し適切な栄養状態を確保することが重要としています。自宅等の住まいに暮らす高齢者の食定活を支援する手段の一つとして、配食と併せ安否確認の果たす役割は大きいと言えます。

そこで、高齢者の食の調達支援サービス、それから買物支援策の充実について、小項目 4 点でお伺いをしてまいります。

まず、小項目 1 としまして、本村の配食サービスの取組の現状と課題についてであります。

本村の食の自立支援事業いわゆる配食サービスの目的は、栄養バランスの取れた食事を提供し、低栄養を防ぐとともに安否確認を行うことで、高齢者の自立した生活を支援すること、対象となる方は、調理が困難で安否確認が必要な独り暮らしの高齢者や高齢者世帯です。

そこで、本村の食の調達支援として、担当部署それから民間と連携し取り組んでいる配食サービスの取組について、現状と課題についてお伺いをいたします。

続いて小項目 2 として、配食サービスの見直しと方向性についてであります。

現在、原材料費、輸送費、人件費の高騰等により、配食サービス事業者の事業継続が難しくなっています。また、ICT の進化により、様々な方法による見守りが可能となり、安否確認の方法を含め、事業の在り方の見直しと方向性についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 3 としてです。関係機関との連携による買物支援策の取組についてであります。

現在、本村において買物困難者が増える見込みの中で、第 6 次青木村長期振興計画の策定に当たり、むらづくりアンケート 2021 の調査結果では、自宅付近で食料品が購入できず不便だと感じているなど、商業の買物環境が満足度マイナス 6 ポイントと最低評価となっています。買物困難者等を支援する取組は、地域の実情に応じて様々な形態があり、宅配サービス、ネットスーパーで商品を自宅に届ける、移動スーパーや移動販売者などによる移動販売、家から店舗まで送迎するサービス、買物代行、そういったものがあります。

そこで、食料品や日用品の買物支援策として、関係機関と連携し行う買物支援策事業者へ支援するための応援補助金制度の創設を提案をいたします。村のお考えをお伺いをいたしま

す。

食支援の最後ですけれども、小項目 4 としまして、食の調達支援の充実に向けた今後の考え方についてであります。

現在、本村において買物困難者が増える見込みの中で、先ほども述べました2021年のアンケートで、自宅付近で食料品が購入できない、不便、商業の買物環境満足度マイナス 6 ポイントと最低評価となっています。買物が困難となっている高齢者の状況は、居住立地環境に加え、身体的理由や移動手段の有無等、人それぞれであるため、支援の在り方についても考慮が必要です。こうした状況を踏まえて、村民の暮らしに必要な食の調達支援の充実に向けた今後の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから、小項目 1 と小項目 2 について、お答えいたします。

配食サービスの現状と課題についてですが、配食サービスは現在おおむね65歳以上の独居高齢者、高齢者のみの世帯で、買物や調理等が困難な世帯等を対象に、食の自立と安否確認を兼ねた事業として実施しております。現在の利用者は約30名ほどでございます。

課題といたしましては、議員の質問の中にもございましたとおり、昨今の物価や人件費の高騰、また人材の確保が難しくなっていること等により、事業の継続が厳しい状況にあるということであるというふうに考えております。

続きまして、配食サービスの見直しと方向性についてですが、配食サービスは、先ほど申し上げましたとおり、事業者の事業継続が難しくなっていることは確かですが、引き続き村民の中に配食サービスの利用を必要とする高齢者の方がいること、及び安否確認も確かに I C T の活用で可能になってきている面もございますけれども、そうはいいまして、I C T の活用だけで対応できずに、人が直接安否を確認しなければならない場面もあることなどから、できる限りこの配食サービスの提供は継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから、小項目 3 と 4 について、御答弁させていただきます。

まず、③の買物支援事業者への応援補助金制度の創設についてという御提案がございまし

た。まず、買物事業者の支援には3つあるというふうに認識しております。1つは、現在ある小売業の事業継続支援、2つ目にネットスーパーなどの活用、3つ目は新たな事業所の操業起業支援ということで、3つあるというふうに認識しております。

議員の御提案の内容は3つ目の新たな創業起業支援に関係すると思われます。村では事業所の創業起業に当たりまして、商工会と連携し相談窓口を一本化し、事業の相談、資金調達等の相談に当たっています。今後、関係者の意見、社会情勢を見て、応援補助金制度の創設についても研究したいというふうに考えます。

続いて、④の食の調達支援の充実に向けた今後の考え方についてということでございます。

食材の調達について、御不便をおかけしているというのは、アンケート等でも読み取れるところでございます。世代、家族構成、個人の食の嗜好によっても違っているところでございますけれども、ネットを用いた配送サービスあるいは福祉、介護でのホームヘルプサービス、これに加えて、今春から導入されます高速情報通信ネットワークの活用、これも一つ大きなことというふうに認識しております。

こちらにつきましては、高齢者向けの操作支援が大切ということで、そういったサポート体制も重要、重視していくというふうに考えております。

いずれにしても、食、食べることが命に関わることでございますので、福祉、介護、交通サービス事業所とも連携、情報を共有しまして、今後、研究を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

食の調達支援では、口から栄養を取ること、食べることによる健康維持を目的としています。摂食嚥下機能の低下により、食べたいものが食べられなくなると、食事への意欲が下がり、低栄養を引き起こすおそれがあります。口から摂取することは、中枢神経を刺激して認知機能の維持にもつながります。経腸栄養や静脈栄養など、口以外の栄養摂取方法がありますが、口から食べることは、心と体の健康を維持し、高齢者が自分らしく健康に生きていくことにもつながります。

また、食べることは人との交流の場にもなるため、食事を通じた人との交流が生きがいに感じる高齢者もいます。

食支援では、食が楽しみと感じられる環境づくりも大変重要です。食事は栄養補給のみが

目的ではありません。特に高齢者にとっては、食がその人の物語であると言えるほど、人生の生きがいをつくり出しているというふうに思います。

食の調達支援について、今後もさらに取組を前に進めていただきますようお願いをして、大項目2の質問を終わります。

続いて大項目3点目の高齢者の居場所づくりのさらなる取組について質問をしてみたいです。

厚生労働省が示している交流サロン、コミュニティーカフェなど、多様な居場所づくりが本村にもさらに必要になると考えます。そのため、本村としてどのように関係団体等と連携を図り取り組んでいくのかを、課題を踏まえ、今後の高齢者の居場所づくりについて、小項目4点で質問してみたいです。

まず、小項目1として、本村の高齢者の居場所づくり取組の現状についてであります。

高齢者の社会参加を促すことで、閉じ籠もりによる生活機能低下のリスクを減らし、フレイル予防で健康維持が期待できます。また、ある調査結果から、外出の頻度が高い高齢者の人ほど幸せ感が高い傾向が見られます。個々のニーズに合った様々な場所や活動機会としての居場所の創出確保が重要と考えます。

本村では、各自治区単位で高齢者クラブや支え合いの会、住民が主体となって、ふれあいサロン、憩いの場づくりを進めています。そこで、本村の高齢者の居場所づくり取組の現状についてお伺いをいたします。

続いて、小項目2です。地域ふれあいサロンの状況と対応についてであります。

地域ふれあいサロン地域の高齢者や住民が中心となって運営する集いの場所、公民館や集会所で交流や活動を行います。この取組を地域一生懸命取り組んでいます、参加者の減少やリーダーなど後継者不足により、年々減少傾向にあると聞いています。

そこで、その理由とふれあいサロンの状況と対応についてお伺いをいたします。

続いて、小項目3、高齢者の担い手としての社会参加についてであります。

人生100年時代の今、これからますます高齢者も、それぞれのライフスタイルに合った社会や地域での活躍を求められているのではないのでしょうか。ある地方の町での取組事例です。体力に不安のある方でも仕事を継続できること、そういったことから、高齢者が自身の役割や生きがいを見いだすことができるとともに、新たな活躍の場、仲間づくりの場にもなっている、全国で増え、取り組まれています子ども食堂で、高齢者が主体となって運営や活動に携わるなど、高齢者が活躍し居場所にもなる事例です。また、子ども食堂では、高齢者は

様々な人との交流を楽しみながら、生き生きと活動されています。

そこで、本村にこのような取組展開を提案いたします。村の考えについて伺いをいたします。

居場所づくりの最後ですけれども、小項目4としまして、高齢者が居場所につながる仕組みの構築についてであります。

高齢者への様々な居場所を実際に高齢者に活用してもらうために、個々のニーズに合った居場所を知っていただく機会を増やすことが大変重要です。多様な居場所づくりの取組を居場所や活躍の場に生かすため、高齢者が居場所につながるための仕組みを構築し、今後どのように村として支援していくか伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私からは、4の最後になりますけれども、高齢者が居場所につながる仕組みの構築について、答弁をさせていただきます。

村では今年度、楽しくつながる青木村を目指そう、こういったテーマで、誰もがつながる集いを5回開催いたしました。この中では講演会とか、あるいはふれあいサロンの視察でありますとか、地域づくりにふさわしいグループワーキングでありますとか、意見交換を行ってまいりました。

実は明日、3月7日、6回目、今年度の最後になるかと思っておりますけれども、この会が開催されまして、私も出席をさせていただく予定になっております。

こういったことで、この集いの中で、参加者の皆さんから今御質問にありましたような住民主体の居場所づくりについて、こういった立ち上がりの機運が少し出てきたかなと、こんな感じを持っております。

こういった参加者の皆さんが中心になりまして、何らかの形で住民本位の居場所の設置につながるよう、行政としてもしっかりと応援してまいりたいと思っております、そういったことの取組を通して、御質問にありました課題の解決を図ってまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから、小項目の1から小項目3についてお答えいたします。

最初に、高齢者の居場所づくりの現状についてですが、高齢者の居場所は高齢者の孤立化を防ぐために重要な場であると認識しております。この居場所は、近所の人たちが気楽に集まり、お茶会ですとか趣味の活動、運動教室等、様々な活動を行う場として、地区の高齢者

クラブや地域支え合いの会等が主体となって開催されております。

また、現在、村が地区の公民館等で体操、運動等を実施しております寄り合い広場も、一つの高齢者の居場所として実施しているところでございますが、この寄り合い広場につきまして、来年度から実施内容の一部を改めまして、今までの体操や運動教室等に加えまして、例えば保健師ですとか管理栄養士によります健康、食事、栄養の講座、また薬剤師によります服薬に関する講座等、内容を幾つかメニュー化いたしまして、各地区で日程、講座内容等を決めていただき、村に申込みをしていただきまして、お茶飲み会等、ふれあいサロンと同じ日に合わせて開催する方向で、現在検討しているところでございます。これによりまして、地区の多くの方がふれあいサロンに参加していただき、活性化につながるものと期待しております。

また、ただいま村長のほうから答弁いたしましたとおり、誰もがつながる集いというものを開催しておりまして、参加者の皆さんが中心となって、高齢者の居場所づくりにつながるような取組も併せて行ってまいりたいと思っております。

続きまして、地域ふれあいサロンの状況と対応についてですが、地域支え合いの会等が実施しておりますふれあいサロン等につきましては、この長かったコロナ禍によりまして、人の動きが止まり、人との関わりが制限される中で、思うように活動ができない期間が続いたということで、役員の成り手不足ですとか後継者不足、また、一度中断した活動を以前のように再開することの難しさ等があると考えます。

今後は、村の社会福祉協議会等を中心に、地区との意見交換等を通じて、地域支え合い会活動の活性化につなげていくとともに、先ほど小項目1のほうで答弁いたしましたとおり、村としても地域支え合い会の連携を図りまして、ふれあいサロンの活性化につながるように事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

最後に、高齢者の担い手としての社会参加についてですが、子ども食堂は子供を中心にした居場所であり、内容も食事の提供にとどまらず、学習支援、悩みごと相談等、複数の機能を有しております。また、子ども食堂という名前にはなっておりますけれども、子供だけにとどまらず、大人や地域等にも様々な相乗効果をもたらすような多機能な居場所となっているというふうに認識しております。

ですが、県内で活動しております子ども食堂につきましては、市町村が直接運営するというのではなく、地区の住民等が運営団体を立ち上げまして、場所、スタッフ、経費の確保等を行って運営しております。もし青木村の中にこういった活動を希望する方や団体等があ

るようでしたら、村として相談に乗ったりサポートすることは可能かと思います。ただし、子ども食堂の運営につきましては、継続的に安定的に運営していくことが必要になりますので、きちんとした計画を立てていくことが必要であるというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

第6次青木村長期振興計画では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、村民同士が互いに支え合う仕組みをつくり、世襲をするとともに、高齢者の豊かな経験や知識、技能を生かし、それぞれが社会的役割、生きがいを持ちながら生き生きと暮らせる地域社会の実現を図るとしています。

長野県が行った元気高齢者等実態調査では、もし介護が必要になった場合に介護を受けたい場所という質問で、できる限り自宅に住みながら介護保険サービスを受けて生活をしたい、4割以上を占め、一方、自宅以外の介護施設や高齢者向けの住まいに入所というのは1割となっています。このことから、高齢者にとって人生の最後まで自宅での生活を望む人が多いことが分かります。

また、あるアンケート調査で、自宅以外に落ち着ける、安心できる場所が必要と答えた人は77.6%、必要ないと答えた人が22.4%ということで、必要と答えた人が大幅に上回っております。そして、その居場所ランキングでは、1位が友人・知人宅44.7%、2位が自宅周辺の散歩35.3%、3位が趣味の集まりや稽古の場26.6%という順でした。

今後の超高齢化社会に備え、移動手段、食の調達、居場所づくり等、充実した暮らしやすいむらづくりに向けて、住み慣れた地域で今後も住み続けられることを基本と考え、地域に合った高齢者の様々なニーズに応えられる取組を行う必要があると考えます。

そのためには、まず元気な高齢者自身が努力をする自助の部分、地域一丸となって取り組む共助の部分、そしてそれでも足りないものを行政が税金を使って行う公助の部分になるというふうに思います。

ここまで御答弁をいただいた取組をはじめ、村民が一体となって高齢者の生活支援サービスの充実を、今後もさらに前へ進めていただきたいというふうに思います。

最後に、今後も村民の声を大事にし、寄り添い、超高齢化社会を見据えた高齢者が暮らしやすいむらづくりに向け、青木村として誇れる高齢者支援サービスの取組に期待をして、大項目3の質問を終わり、私の全ての質問を終わります。

御答弁をいただいた村長はじめ課長の皆さん、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 3番、平林幸一議員の一般質問は終了しました。

通告のありました6人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

◎総括質疑

○議長（松澤正登君） 引き続き会議を進めます。

これより令和7年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） ありませんか。

質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（松澤正登君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第15号から議案第20号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めますので、資料を事務局から配付をいたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（松澤正登君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より、内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和7年第1回定例会議案等付託委員会明細について、御説明を申し上げます。

委員会付託する案件につきましては、議案第15号から議案第20号までについて、それぞ

れの委員会へ付託いたします。以下の報告１号、議案第１号から議案第14号、発議第１号、請願第１号、陳情第１号、第２号につきましては、本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第15号 令和７年度青木村一般会計予算につきましては、次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、２ページ目と３ページ目になりますが、該当するページにつきましては、左端に記載してあります12ページから33ページまでとなります。よろしくをお願いいたします。歳出につきましては、４ページ目、最後のページになりますが、該当するページは34ページから181ページまでとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、表のとおりとなります。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄にそれぞれ記載してございます委員会をお願いいたします。

最初のページに戻っていただきまして、議案第16号から議案第18号は社会文教委員会、議案第19号、第20号につきましては総務建設産業委員会をお願いいたします。

なお、委員会審議の会場ですけれども、会議室１で行いますので、よろしくお願いいたします。配席等につきましては、当日御案内をさせていただく予定でございます。

以上、委員会付託明細について御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 何か御不明な点ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 以上で、委員会付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時１０分

令和 7 年 3 月 1 4 日（金曜日）

（第 3 号）

令和7年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和7年3月14日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1 号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 5 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 6 議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 青木村犯罪被害者等支援条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 青木村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7 号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第11 議案第 8 号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9 号 損害賠償の額の決定について
- 日程第13 議案第10号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第14 議案第11号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第15 議案第12号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第13号 令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第17 議案第14号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算につ
いて
- 日程第18 議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算について

- 日程第 19 議案第 16 号 令和 7 年度青木村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 7 年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 19 号 令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算について
- 日程第 23 議案第 20 号 令和 7 年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について
- 日程第 24 発議第 1 号 青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 日程第 25 請願第 1 号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の速やかな改正に関する請願について
- 日程第 26 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 日程第 27 陳情第 2 号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書について

出席議員（10名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
9 番	沓 掛 計 三 君	10 番	居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼 防 災 危 機 管 理 監	奈良木 安 秀 君
建設農林課長 兼 建設係長	稲 垣 和 美 君	総務企画課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君

保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	住 民 福 祉 課 兼 援 長 地 域 包 括 セ ン タ ー	高 柳 則 男 君
商 工 観 光 課 兼 住 宅 補 佐 兼 機 監 移 住 長 補 住 進 防 災 理 副 管	小 林 義 昌 君	建 設 農 林 課 兼 長 課 長 補 振 興 係	上 原 博 信 君
総 務 企 画 課 長 企 画 財 政 係	金 井 大 介 君	住 民 福 祉 課 長 保 健 衛 生 係	上 原 加 代 君
住 民 福 祉 課 兼 長 課 長 補 係	早 乙 女 敦 君	商 工 観 光 課 兼 長 移 住 工 観 光 移 住 長	宮 澤 俊 博 君
住 民 福 祉 課 長 住 民 係	津 田 直 樹 君	総 務 企 画 課 兼 長 課 長 補 佐 係	依 田 哲 也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 依 田 哲 也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 改めて、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、報告第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

◎委員長審査報告

○議長（松澤正登君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容についての報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑の内容等について、委員長より報告をお願いします。

宮入総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（宮入隆通君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年度予算の認定について、総務建設産業委員会に付託された案件につきまして、3月11日に行われました委員会審査の結果について、会議規則第74条の規定により報告させていただきます。

議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算の認定について、総務建設産業委員会付託分について報告します。

歳入では、村民税法人分の増額と、地方交付税の増額の要因について、金利上昇に伴う基金等の運用状況について、参議院選挙の委託金などについて質疑が出されました。

また、歳出では、ふるさと納税の委託先などの状況、活性化企業人の活動状況、各種補助金の実績と今後の取組について、来年度実施予定の国勢調査について、5年に一度の水張り

の条件撤廃に対するこれまでの水張りの実績と今後の対応、また、新規就農者への支援状況、抵抗性アカマツ植林事業、まき・ペレットストーブ購入補助金の詳細、青木地区の国道143号歩道整備に関わる国・県要望状況、橋梁改修工事などについて、多岐にわたり活発な質疑がありました。

討論では、令和7年度は、誘致した企業などの業績により、村民税法人分が大幅な増額となっており、効果が現れてきていること。また、長年の懸案事項ありました村議会議員の報酬も改定され、議員の成り手不足解消に期待がされること。また、今年度から2か年事業で整備を進めている青木ネットワークについては、今後、公債費の増加が予想され財政の硬直化も懸念されること。引き続き、さらに自主財源確保のため、新たな企業誘致などの取組を積極的に行うことを期待すると賛成討論あり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、議案第19号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算の認定について報告いたします。

今後の水道管等更新計画の予定や財源確保策として、起債借入後の償還見通し、事業増加による職員負担増への対応、企業誘致に伴う水道使用量の変化、水道事業に対する住民への理解を深める取組策等について質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第20号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定について報告いたします。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、総務建設産業委員会に付託されました案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（松澤正登君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

坂井社会文教委員長。

○議長（松澤正登君） お知らせします。

都合により、暫時ちょっと休憩いたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時06分

○議長（松澤正登君） 再開いたします。

○社会文教委員長（坂井 弘君） 大変失礼をいたしました。

それでは、社会文教委員会に付託されました案件について、3月12日に審議いたしましたので、審査結果を報告させていただきます。

議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算について、質疑応答では、教育委員会関係においては、保育園の未満児保育料の現状や一時的保育料の運用方法、修繕及び備品購入の内容、栄養士の配置状況、児童センター職員の充足状況、給食費無償化の負担金算定の根拠、青木村保育園、小・中学校以外の通園、通学者への補助の内容、小学校講師の配置状況と今後の見通し、学校における働き方改革の実情と進捗状況、国際交流事業の内容、小・中学校のタブレットの更新、教育関係施設のLED化の完了見込み、来年度の体育祭の計画と地区への補助、民俗芸能の現状と今後の見通し、指定文化財補助金の内容、部活動の地域移行によるバレーボールの指導方法、部活動参加生徒の状況、美術館修繕料の内訳、図書館システム更新の内容と効果、デジッとしょ信州の利用状況、五島慶太未来創造館の5周年記念企画の内容、企画展の計画とコンセプト、体育施設の工事内容、修繕の状況について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係においては、介護給付訓練等給付費の受給者数及び給付内訳、訪問入浴サービス事業の利用状況及び予算増加の理由、くつろぎの湯管理委託料の増加理由、高齢者クラブ補助金の算出根拠、人権対策研修会負担金の支払先、資源物売却代金の減額理由、後期高齢者検診委託料が特別会計から支出されていない理由、人間ドック等受診補助金の支出科目を分けている理由及び給付内容、女性特有のがん検診推進事業費委託料の内容、妊婦のための支援給付交付金の内容、コロナワクチン接種に対するの補助の有無、带状疱疹ワクチン接種補助金の内容及び積算根拠、特定外来種調査、駆除委託料の内容と実施経過、塵芥処理費の各種負担金の減額理由について質疑応答がなされました。

討論では、賛成討論として、教育委員会関係では、小・中学校の給食費無償化に2,100万円が予算化され、保護者の負担軽減が図られ、小・中学校の照明設備のLED工事、児童センター遊戯室の空調設備更新が行われるなど、教育環境整備に配慮した予算となっている。また、美術館ロビーの空調設備設置に627万円。図書館では、広域連携システムの更新に271万円と公共施設の快適さ、利用しやすさにも目配りがされている。

住民福祉課関係では、多様化する住民要望に行政が全て対応することが困難な情勢の中、児童手当制度改正に伴い、受給対象を18歳まで拡充し、2,538万円を加え8,400万円が計上

されている。また、少子化対策強化事業費で、結婚、新生活支援事業に90万円を振り向けるなど、子育てへの補助が充実している。带状疱疹ワクチン接種補助に121万円が計上され、インフルエンザワクチン接種、人間ドック受診補助、高齢者補聴器購入費補助事業も含め、手厚い補助が行われている。マイナンバーカードの普及並びにコンビニ交付システムの構築が図られ、住民サービス向上と窓口業務の軽減がさらに図られていく内容となっている。以上を鑑み、社会文教委員会に付託された予算については、全般にわたり適切な予算と認め、今後も引き続き、適正かつ効率的な予算運営を要望するとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第16号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計予算について、質疑応答では、国民健康保険税の減収理由と被保険者の減少理由、滞納者の医療機関受診に対する対応について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第17号 令和7年度青木村介護保険特別会計予算について、質疑応答では、総務費の一般管理費における消耗品費予算増額の理由について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第18号 令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、討論ともなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました案件についての審査結果を報告いたしました。

○議長（松澤正登君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題として、質疑を行います。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第5号）の質疑に入ります。

質疑のある方。いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第1号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第1号 青木村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第２号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第２号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○５番（坂井 弘君） 第３条３項４号における給与条例についてですが、第32条及び第33条の規定に、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を支給対象者として新たに加えるという改正内容についてですが、この部分についても人事院勧告並びに県人事院勧告に基づくものであると理解してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○５番（坂井 弘君） それでは、そもそもの給与条例第２条では、給与の種類について記載をされております。そこには、常勤職員の給与として、住居手当、寒冷地手当が書き込まれている一方で、定年前再任用短時間勤務職員については、この部分が記載されておられません。給与条例第32条、33条ともに、今回その部分を改正するということですが、であれば、第２条２項のただいま申し上げた定年前再任用短時間勤務職員の手当内容についても改正する必要はないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 私どもが、充足等にしがたって改正を行ってきておりますので、間違いがないものという認識でお示しをしたところでございますけれども、今の議員さんの御指摘をいただきますと、ちょっと疑義が残る部分がございますので、再度ちょっと精査をさせていただいて、支給は冬場でございますので、もし、改めてちょっと改正の必要があれば、後の議会にまた、御提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員、よろしいですか。

○５番（坂井 弘君） 分かりました。

○議長（松澤正登君） ほかに質疑のある方。いませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 次、議案第4号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑、終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決に入ります。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第4号 青木村高速情報通信網の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第5号 青木村犯罪被害者等支援条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 第7条、支援のための窓口設置についてですが、この窓口は常備設置としておくのか、また、どこにどのように設置するのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

窓口につきましては、役場の住民福祉課の窓口を設置する予定でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 常備設置ということでよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

基本的には、いつでも対応できるような形で窓口を設置するように考えております。ですから、常備設置ということで考えてよろしいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その第7条2項におきます体制整備は、どのように行うのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 第7条第2項の関連機関等との相互の連携を図りながら協力するための支援体制の整備ということですが、これにつきましては、他の市町村につきましても、あまり例といいますか、支援の実績がないということで、皆さんまあ対応等に苦労しているところもございますので、まあ県のほうで開催しております研修会ですとか、会議とこういったところに参加いたしまして、情報交換をするとともに、窓口、今、先ほど答弁いたしました窓口設置についての対応方法について、連携をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解しました。

○議長（松澤正登君） ほかに質疑のある方。

金井議員。

○7番（金井とも子君） 第13条に、支援金の支給に努めるということでございますけれども、この中には、見舞金も含まれる予定でございましょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 支援金につきましては、例えば遺族の方に、亡くなられた場合には30万円、または、けがとか傷病の場合には10万円を給付する予定でございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 見舞金は、じゃ出ないということですよね。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 見舞金という形で、30万と10万円を給付するということでございます。

○議長（松澤正登君） 金井議員。

○7番（金井とも子君） 第16条に、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めるというふうに掲載されていますが、どのようなことを定める予定でございましょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

ただいま、見舞金のお話をさせていただいたんですけれども、見舞金のほかに、今支給のほう考えておりますのが、他の市町村の先行している条例等を参考にいたしまして、例えば、配食の支援としまして、1人当たり1,000円程度支給している市町村が多いので、そちら参考にしまして支給のほう検討しておりますし、あるいは、引っ越しをせざる得ない場合の転居費用といたしまして、1回当たり20万円程度の支給等を考えておりますので、そういった支給に関しましては、条例の中で規定するのではなくて、それぞれ、支給の要綱を定めまして、そちらの方で内容を決めていきたいということで、第16条は、基づきまして規定をするということでございます。

○7番（金井とも子君） 了解いたしました。

○議長（松澤正登君） ほかに。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

第5条、村民の役割と、それから、第14条、村民及び事業者の理解と増進っておりますが、このような危惧が高まってきているわけですが、やはり、地域の人たちのそういう犯罪被害者に対する思い、世間ですね、一番だと思うので、ここにあるその広報啓発というのが大変大切になってくるかと思うんです。地域の方に。村としては、この条例をつくった後、どのように啓発をしていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

今のところ、具体的に7年度以降、そういった施策を行うということは特に決まっておりますけれども、他の市町村等で行っている事例等を見ますと、例えば、実際に犯罪被害者になられた遺族の方を講演会に招いて講演してもらうとか、あるいは、その犯罪被害者の支援に関わっている団体の皆さんに来ていただいて、実際のその支援の内容ですとか、実例について講演していただくというようなこともやっておりますので、そういったことを含めまして、今後、検討していきたいと思っておりますけれども、最初はまず、この条例を、制定を機に、広報等で条例の内容等そういったものについて、周知、広報していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

地域の皆さんがこういうことについて、割と分からない方が多いかと思っておりますので、広報をよろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） ほかに、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 議案第5号 青木村犯罪被害者等支援条例について、原案のとおり承認することに賛成の立場から討論を行います。

本案は、犯罪被害者等の支援に関する基本的事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減、生活の再建を図り、村民が安心して暮すことができる地域社会の実現を目指すために、条例の制定をしようとするものであります。

誰もが犯罪被害者となり得る中、当事者に寄り添い、当事者の声に耳を傾け、当事者の視点に立った施策を進めることは、政治、行政の責任です。この条例に基づき、所要の整備を

図るとともに支援金を支給することによって、当事者の受けた計り知れない苦しみや痛みなどを軽減し、様々な損害の回復につながることを期待されるところであります。

議案第5号 青木村犯罪被害者等支援条例について、条例制定を原案どおり承認することに賛成することを改めて表明し、議員各位の賛同を求め、討論の終わりいたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第5号 青木村犯罪被害者等支援条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第6号 青木村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） この条例の中で、改正の経緯についてですけれども、消防団員を18歳以上41歳未満とするとありますけれども、この中で、改正後については基本団員を希望する場合は、41歳以上でもこの限りではないということですが、これについては、団のほうの考え方とともに、これによって団員、正団員というのは、確保できる可能性というのは、どの程度あるのかどうかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 消防団のほうでは、昨年、一昨年から、もうちょっと前かな、消防団の再入団制度という制度を導入しております。一度、40歳で定年を迎えるわけなんです、引き続き協力して基本団員としてがんばるよという方については、入団を妨げずに、基本団員として活躍をしていただいているところでございます。現状は、正規の基本団員がどんどん減少してきているような状況でございまして、現実的には協力団員と今の

再入団の基本団員が、そこの部分をカバーして団を運営していただいている状況でございます。そんな中で、この規定が今回見直しをされる中で、ここが現状と、何ですかね、少し離れてしまっている部分がありましたものですから、41歳以上の者も基本団員として加入することができるという旨の規定を追加させていただいたところでございます。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） これによって、今のこのような状況の中で、基本団員として残ってくれるような人が結構いるのかどうか。現状の中ではどんな状況かどうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ほとんどの方は、一度退団されますと、協力団員というような形で携わっていただける方がほとんどなわけでございますけれども、基本団員として残っていただいている方も半分はおりませんけれども、4分の1程度ぐらいは残ってくださっている方がいるというふうに認識しています。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 次に、団長の経験者の問題なんですけれども、今までは、副団長の経験とかそういうものがありましたけれども、今回は、18歳以上の者という規定の中に入ってきていますもんで、全く消防団員の経験なくても、18歳以上の者であればいいのかどうか。それともう一つ、副分団長についてもそうですけれども、本村に定住する18歳以上の者という要綱、盛り込んでありますけれども、これについても、年齢的、また、団員経験とかそういうものがなくても、全くなくても、正副団長というものは、務まるということに解釈しているのかどうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおりでございます。

今、消防組織法の中でも、特に、この経験を、何ていうんですかね、規定しているようなものが基の消防組織法にもございません。団員の成り手不足等の状況も鑑みますと、その経験ということのを、のみを、条件にしてしまうと成り手がいないというようなことも一方ではございます。そんな中で、18歳以上の者であれば、当然、その実情というか、その方の何ていうんですかね、にもよりますけれども、基本的には、18歳以上の者であれば、誰でもなれるという解釈でよろしいかと思います。

○議長（松澤正登君） 杓掛議員。

○9番（杓掛計三君） 趣旨は分かりましたけれども、消防団員でなかった、また、そういう

経験がない人が団長、副団長というようになってくると、実際の災害のときに全く素人の人が出てくるようなことになるけれども、特に青木村の場合だけですけれども、現役消防団員が団長になるというのは、多分青木村だけかと思えますけれども、上田市みたいなところは、名誉団長みたいになってきていますけれども、これのところは、任命に当たっては、村長の任命になるかと思えますけれども、気をつけて人選等を確認してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第6号 青木村消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第7号 青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第8号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第8号 青木村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君）　引き続き、議案第９号　損害賠償の額の決定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君）　質疑を終了します。

討論を入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君）　討論終結、採決を行います。

議案第９号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君）　全員賛成。

議案第９号　損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君）　議案第10号　上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○９番（沓掛計三君）　このことは、私、何度も質疑、質問しているかと思いますが、これによって、これ医療センター関係だと思いうんですけれども、これで十分充実してくるのかどうか。それと、特にこの基金でいいますと、あと２年ぐらいで枯渇してくるかと思いま

すけれども、その後のこの継続的な補助というのは、どのようにやっていくのか、御質問いたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 毎年度この基金を放棄して、医療対策ということで投入していることで、この圏域の医療体制については、一定の成果が得られているものというふうに理解しております。今、御指摘のとおり、全体の基金が大分減ってきているという中で、ましてや、ほぼ債権等で運用しておりますので、中途のまあ解約をすると損失が出てしまったりというような部分もございまして、実際にこういった形で運用できる金額というのは、もうかなり減ってきているという状況でございます。そんな中で、7年度中に8年度以降の対策をどうしていくかについては、議論をしていくというふうに伺っております。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 要するに、これだけ出して、この間の当初の時は、確か50人から病院の医師が六十何人になったかというような説明あったかと思うんですけれども、これあの私も上田の医療センターなかなか力がないなという感じは受けております。それでも、先生方がこれだけ増えれば、ある程度上田の医療センターある程度の実力を持ってこられるのかどうか。これのところはどういう考え方して、どういうことをやっているのかどうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

医療センターのドクターの数につきましては、年々信大の方の派遣等含めまして、増加してきている現状がありますけれども、ただ、上小圏域全体の緊急医療体制が非常に逼迫しておりまして、初期対応で対応しなければならないような患者さんが、上田の医療センターの方まで回ってきていて、本来的には、重症の患者さんを見なければいけない最後の砦的な役割である医療センターが、逼迫しているという現状がありますので、これにつきましては、広域連合等を中心にいたしまして、上田医療センターの負担軽減こういったものを図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいまの沓掛議員に関連するかと思いますが、この基金はふるさと基金ということになっておりますが、最近、地域医療の関係がほとんど占めていく状況で

ございます。それで、このスタートしたのが、平成２年で20億円ということになっているようです。これで、平成２年といいますと、35年経過しているだろうと思います。先ほどの沓掛議員もありましたとおり、間もなく基金の残高がこれで3億2,000万ぐらいになろうかと思いますが。いずれ、二、三年後には、先ほどの話で尽きるなと思います。そうすると、新たに出資しなければいけないだろうというふうに。ですから、こういう議論がなされているだろうと思います。それで、もう一つふるさと基金ということで、地域医療だけではないかというふうに思われます。ふるさと基金についてと、それから、基金がもうじき終わると、それについての対応についてをお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ふるさと基金については、確かに議員さん御指摘のとおり、かつてはその運用益で、圏域全体の観光事業の推進等を行ってきたりというような経過がございます。そんな中で、基金が枯渇してきているということで、内容についてはこれから来年度中に見直しをかけて、どこを重点的にやっていくかということを決めていくということで聞いておりますけれども、この基金がなければ、各市町村が負担していくとかというようなことも一部では考えられるかと思いますが、まだ、広域連合のほうでもその辺の具体的なことが決定しておりませんので、この動向については、私どもとしても注視していきたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） いいですか。

○10番（居鶴貞美君） はい。

○議長（松澤正登君） ほかに質疑にある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第10号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては、
原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 次に移ります。

議案第11号 令和6年度青木村一般会計補正予算についてを議題として、質疑を行います。
質疑のある方。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、お聞きをいたします。

17ページになるんですが、送迎バス運行管理費についてお聞きをいたします。

需用費の中に修繕料48万円がございます。48万円の内容についてお聞きしたいと思いま
す。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

修繕費の内容でございすけれども、車両も大分、納車から年数がたっておりまして、20
年ほどたっておりますので、そこら中に、がたが出てきておりまして、車両の修繕、また、
ドライブレコーダーの設置費用ということで、補正予算を計上させていただきました。

以上でございす。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま、ドライブレコーダーがありました。実は私、12月のとき
に、それはそのドライブレコーダーの質問をさせていただきまして、今年度の補正予算対応
という答弁いただいてありました。それで、48万円のうちに、ドライブレコーダーにどのく
らいの金額なのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

1台当たり約5万円ほどだったと承知しておりますので、それが4台ですので、約20万円
でございす。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 早速対応いただいてありがとうございました。それで、ドライブレコーダーの設置なんですが、フロントとリールということで質問したと思いますが、今回、フロントとリール、これ両方ともという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（松澤正登君） いいですか。ほかに。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 42、43ページ、教育費のところでございます。

失礼いたしました。41、42ページです。

その中に、小学校費ですが、給料のところ、会計年度任用職員255万1,000円が減額ということで、この理由については、説明の中で、小学校2学年の2学級化のための村費教員の確保ができなかった。そのことによる減額というふうな説明を受けました。一昨日の社会文教委員会において、来年度もこの小2の2学級のための教員が確保できないという説明がございました。なぜ、確保できないのか御説明願います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 予算があるので、それはどうしても村としては1名確保したかったんですが、どう探してもそれを対応してくれる先生が見つからないという状況でございます。これは、村費の場合なんですが、県費の職員も見つからないという状況が今続いていまして、これを大きな問題であるというふうに私も認識しております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 昨年も同様でした。どう探しても見つからなかったんだと。また、昨年て今年ですね。来年度についても同様のお答えです。教員確保のために、同じ轍を踏んでいるというふうに思うわけですが、どのような努力をされてきたのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、その名簿ですね。更新名簿が全県に回ります。それを見て校長は、その大学を卒業して、それで採用試験を受けて、受かった場合はその学校に行くんですが、受からなかった方が講師として登録します。その講師を各学校から、いろいろ県費の講師とか村費、うちの場合は村費の講師で依頼するんですけども、結局、取り合いになっているというのが現状であります。そうすると、その卒業した学生は、やっぱり自分のうち

の近くから通いたいとか、諸条件でその行けるとところに行くというところが、青木に人が向かないというのが1つの原因です。それから、退職されていて先生をされていないという方が何人もおられて、それに対しても連絡をしてどうでしょう、どうでしょう、私もやりまし、校長先生も行いますが、それに対して、いや支援員はできるけれども、担任はちょっと無理だなという回答が実は多くて、支援員の方は対応できるんですけども、担任というのは、今のところハードルが高いという現状が続いております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 御努力いただいていることは、重々察するところではあります。しかしながら、2年間続けて確保できないということは、大変重い状況だというふうに思うわけです。こうなると常態化するということも考えられなくもないのかなと、予算確保しながら確保できない、そういったことが続くことについて、どのように教育長はお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 長野県もその辺に配慮しまして、各事務所に期間指導主事を配置して、採用について努力しています。県も努力しているので、村としても連携を取りながら、これからも努力していきたいというところですが、希望的観測なんです、今本当に苦しいところですけども、次第に学級数が減ってくると、人数減によって、ということがあって、一定期間減ると少しこれが緩やかになるんじゃないかという観測も聞いておりますので、継続して努力はしていきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 見通し、学級が減ればというふうなところで、かなり甘い見通しというか、甘いといえますか、他力本願的な感じを受けなくもありません。教育長や校長が一生懸命やっておられるということは重々察しをしますところでもありますけれども、繰り返しになりますが、予算確保しながらそのことができないというのは、ある面では行政的な責任問題ということも言えるんじゃないかと思うんですが、その自覚はおありでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 全力で努力するとし、今のところは言いようがないなと思っています。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） なんか先ほどの教育長の答弁を聞いておきますと、その条件に合わな

いというふうなお話もありました。そういう点では、条件を改善させるとか、そういった何かしら手を打つことはないのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今の話で言うと、例えば、給料を県費よりも上げるということも1つは考えられるかもしれませんが、今、県費とまあ同等の予算を取っているというところですよ。というところですので、さらにそれを上げていいのかどうかということは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、坂井議員のその議論をよく考えますと、予算計上してこれだけ努力してもできなかったということですから、決まったら補正予算を取るということも考えられますんで、そういう方法も今後考えてまいります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お言葉ですが、私はやや考え方を異にします。と申しますのは、まさに村長の1つの輝かしい方針として、2学級化を目指している。その一步、二歩として、2学年、小2までを、その2学級化するというので、この間ずっと続いてきたわけです。そのことを、ある面では見つかったら補正にするというふうな考え方は、そういった大前提といたしますか、本村の教育に関わる大きなそういった大方針を、ある面では後退させるということになりはしないでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員のそれを、質問の内容を聞いていると、私は、予算を取ったのが悪いというふうに聞こえるんです。いやいや、予算を取って努力したけれどもいかなかった。それは悪いというふうに聞こえるんです。ですから、坂井議員のおっしゃることを逆に取れば、決まったら予算を取ればいいじゃないかというふうに、その坂井議員はおっしゃっているように聞こえた。我々は決して後退しているわけじゃないですよ。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 質問に対して3回というのは通常のやつで、それ以上については、議長の許可を得て発言しなくてはならないと思うんですけども、この議論、何回でもやっているというのは、議長どうなんですかね。

○議長（松澤正登君） ちょっとここで暫時休憩します。

議員の皆さん、ひとつ控室へお願いします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時04分

○議長（松澤正登君） それでは再開いたします。

質疑を継続します。

杳掛議員。

○9番（杳掛計三君） 15ページ、情報通信サービス事業についてですけれども、情報通信サービス関連基金、これ目的基金でありますけれども、今回、公共施設整備基金に切替えております。まあ目的基金を切替えるというのは、それなりの持論はあるかと思えますけれども、これについて、どのような考え方を持って基金の切替えをやったかどうかをお聞きします。

○議長（松澤正登君） 塩澤担当課長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） お答えをいたします。

まず、そのそれぞれの目的基金のその用途の規定なんですけど、まず、公共施設整備基金につきましては、第1条で、公共設備整備の準備金のためという規定がございます。一方、情報関連の基金のほうが、同じく第1条で、情報通信関連事業の円滑な管理と設備等の整備に要する準備のためという規定がございます。今回、その青木ネットワークの整備につきましては、両方の基金がまず使えるんじゃないかということと、その整備後について、修繕ですとか、例えば、料金の減免の補填ですとか、そういったことを考慮しますと、情報通信関連事業の基金を少し残しておいたほうがよいのではないかという検討の中で、その9,000万をここで使ってしまうと、年度末で150万しか残りませんので、公共設備の整備、青木ネットワーク整備については、公共施設整備基金を使用させていただいて、情報通信の基金を少し温存したいという考えから財源の振替を行ったものであります。

以上です。

○議長（松澤正登君） 杳掛議員。

○9番（杳掛計三君） 分かりました。

それと、続きまして、今回、積立金で3,000万積み立てております。当初予算では3,000万繰り出ししています。実際に残るのは、どのくらいの基金残っているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 塩澤担当課長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） 御解答いたします。

まず、3,000万の根拠なんですけれども、情報通信の使用料につきまして、情報電話の関係が2,500万円ほど、また、テレビ、放送サービスについては500万円ほど、決算ベースで歳入がございますが、今回、先ほどの条例改正で、料金をいただかないということで、3,000万円の収入が、令和7年度頂けないので、一旦、令和6年度中、積立てを行いまして、令和7年度すぐに下ろすというような予算を組まさせていただきました。先ほどの答弁でもお話ししたとおり、現在、令和5年度末9,150万の基金残高がございますので、3,000万は行って来いになりますが、9,150万は令和7年度以降残るという見込みで運用したいなと思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いします。

同じページになりますが、その下の国庫補助金等であります。ここで、倉庫備蓄品、災害のときの備蓄品の倉庫の5基というような話ですが、村内に、例えば、室内ゲートボール場の横にプレハブみたいなのが2基あって、何も使われていないまま、もう何年も置いてあるのがあったりします。そのような使われないまま放置されているというか、置いてあるプレハブとかそういうものがあるのではないかと思います。確認していただき、そういうのも活用していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） お答えいたします。

今回、整備させていただきますのは、主に、広域避難所の近くに設置をさせていただきたいということで、総合体育館と文化会館、それから役場の防災倉庫の隣に設置を予定しておりますが、今議員御指摘のそのほかの場所で、そういった空になったプレハブ倉庫等がございまして、今議員御指摘がございまして、そういったところも、今後、点検をさせていただきます。有効に利活用を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

宮下議員。

○8番（宮下壽章君） 41、42ページ、小学校費のところですが、工事請負費352万2,000円

減額になっていますが、これトイレ工事というふうにお聞きしておりますが、工事内容に変更があったのかどうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 工事内容には変更はございませんでした。先生方のトイレを修繕して、男女の仕切りをきちっとつけて洋式化したので、先生たちは本当にお喜びだと思います。

○議長（松澤正登君） 宮下議員。

○8番（宮下壽章君） じゃ、工事内容の変更ということではなく、これだけ安く上がったというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そのとおりです。

○議長（松澤正登君） ほかに。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第11号 令和6年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第12号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第12号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第13号 令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第13号 令和6年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第14号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第14号 令和6年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 引き続き進めます。

議案第15号から議案第20号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件であ

ります。

議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく申し上げます。

私は、本予算案に賛成の立場で討論をいたします。

一般会計32億6,000万円の歳入歳出について、総務建設産業委員会と社会文教委員会に付託されました議案について審議いたしました。

多様化する住民要望に行政が全て対応するのは困難な情勢にありますが、その中でも、総務建設産業委員会の審議につきましては、議員報酬改定の増額で1,019万円、長年の懸案であり、今後、成り手不足解消に、効果につながるものと期待されています。自治体システム標準化に伴うシステム改修で7,097万円、防災無線設備更新事業に2,000万円と、新設備への移行が図られています。支障のないよう移行をお願いします。松くい虫対策に効果的な駆除するためのドローン調査に100万円、樹種転換事業補助金に683万円と、松くい虫対策が図られています。

社会文教委員会の審査につきましては、児童手当制度改正に伴い受給対象18歳まで拡充し、2,583万円を超え8,400万円が計上されています。带状疱疹ワクチン接種補助に121万円が計上され、インフルエンザワクチン接種、人間ドック等受診補助、高齢者補聴器購入費補助事業も含め、手厚い補助が行われていると思います。保育所の賄い費に1,366万円、小学校・中学校での給食費に2,100万円が予算化されており、保護者の負担軽減が図られています。また、小・中学校で学習用タブレットパソコンが更新され8,504万円、また、小・中学校の照明設備のLED化工事により、全ての蛍光灯がなくなる予定であります。児童センター遊戯室の空調設備更新が行われ、教育環境にも配慮された予算となっています。

以上、現在の地方財政難にあつて、最善を尽くし、かつ、将来に希望を与える予算案であ

ることを確信いたし、本予算案に賛成するものであります。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第15号 令和7年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第16号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第16号 令和7年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第17号 令和７年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第17号 令和７年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第18号 令和７年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第18号 令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第19号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第19号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第20号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。いませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第20号 令和7年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、発議第1号 青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑、終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

発議第1号 青木村議会議員の請負の状況の公表に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、請願第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の速やかな改正に関する請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） 私は、この案件について反対する者ではございませんけれども、ちょっと質疑させていただきます。

この間のお話の中では、再審法がなかなか前に進まないということでございました。これについて、再審請求というのは、1年とは言わないですけれども、どのくらい、5年なり10年スパンでもいいですけれども、そのくらいあるのか、また、再審請求が採択された件数というのはどれくらいあるのか、それがそのうち冤罪になった件数というのはどのくらいあるのか、この点についてお聞きできればと思いますけれども、提案者に。申し訳ありませんけれども、お願いします。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ただいま、沓掛議員より発せられました質問に、紹介議員の1人としてお答えをいたします。

もとより私は本請願の紹介議員であり、請願者ではございません。よって、請願者の意図を十分に反映した答弁とはなり得ないことを御承知いただきたいと思います。これまで、私自身が調べたことや社会生活の中で流布されております一般的概念を基に申し述べたいと思

います。

ただいまの御質問の請求やその結果等についての件数の御質問でございますが、法務省が提供している最新請求事件の記載人員数等という資料がございます。平成29年から令和3年までの5年間でまとめた資料でございます。この資料によれば、再審請求事件の受理総数は、毎年、この5年間で389が最低で、多いときは442件、そうしたその間ほぼ似た数字で推移をしております。うち当該年に、その年に新たに受理した人員は209から255、記載人員は毎年213から254、すなわち毎年新たに受理した人員相当数が、次年度に積み残されている形となっております。毎年の記載人員平均230名、この5年間で計算すると230名になりますが、そのうち再審決定の人員数は、平成29年5名、30年3名、元年4名、2年ゼロ名、3年1名となっております。

日本弁護士連合会（日弁連）は、1959年から再審支援に取組、36件の再審事件を支援してきました。うち、昨年の袴田事件を含め、19件の再審無罪判決が確定しています。一方、本請願者である日本国民救援会は、戦前の1928年に結成され、戦後だけでも100件を超える事件を支援してきております。袴田事件をはじめ、請願の趣旨の中に記載されております長野県冤罪あずさ35号窃盗事件などがそれであります。

以上、私のつかんでいる範囲でお答えをいたしました。

○議長（松澤正登君） 沓掛議員。

○9番（沓掛計三君） ありがとうございます。

次に、この間の勉強会の中で、請求者の方にお聞きした中で、聞きますと、国会議員の360名以上の方の議員連盟があるという中で、どうしてここまでこの法案が議員立法なりで、この法案が成立しないのか。それについてということでちょっとお聞きしたときは、法務省、また、検察庁との抵抗が強いというようじゃないかなというような意見で私は受け止めたんですけれども、どういうことで、法務省、検察庁がそんなかたくなにやっているのかどうか、お聞きできればと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 法務省並びに検察庁の考え方について、申し述べたいと思います。法務省はこれまで、法改正は必要がない、運用で改善できると法改正に極めて後ろ向きの姿勢を示してきました。その理由は、そもそも法務省検事局は検察出身者が多く、検察に不利になるような改正はしたくないというお家事業があるものと思われます。加えて、裁判官が有罪だと判断した事件を、後になって無罪だとすることは、司法の権威をおとしめる。確定判

決を覆すことは、司法制度全体への信頼を揺るがす可能性がある」と主張しており、まさに言うなれば、自らのプライドを傷つけまいとする権威主義によるものと言わざるを得ません。本年2月7日、鈴木法務大臣は、再審制度の改正に関する議論を、法制審議会に諮問することを明らかにしました。しかし、これは再審法改正に求める世論の高まり並びに冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟（再審法改正議連）が、今国会に再審法改正法案を議員提案しようとしている動きに対し、この動きを止め、法制審での年単位での議論で時間稼ぎをし、検察の痛手とならない、要はかっこつけの改正に変質させる策略と批判されているところであります。

同様に検察庁においても、刑事裁判の有罪率が99.9%であること。すなわち検察の無病性を誇っており、一度確定した有罪が、再審で覆され無罪になるようなことはあってはならないと考えています。その姿勢が如実に示されたのが、袴田事件の無罪確定に当たって、検事総長が無罪判決を真摯に受け止めず、判決で指摘された証拠の捏造については、承服しがたいと異を唱えたことでした。誤りを誤りと認めず、異なる姿勢に貫かれた仕打ちというほかありません。再審決定に対する検察官の不服申し立てを禁止することは、検察自らの権限縮小につながることであり、承服しがたいとするのは当然といえば当然のことと言えます。しかし、人間は間違ふものです。たとえそれが裁判所であっても間違いを犯します。そうした間違いを認め、正すためにこそ再審法が存在するという原点に立ち返るべきではないでしょうか。

以上、お答え申し上げます。

○議長（松澤正登君） いいですか。

○9番（沓掛計三君） はい。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 令和7年、請願第1号 再審法改正に関する請願に賛成の立場で討論

を行います。

本請願は、冤罪被害者の一刻も早い救済のために、1番として、再審のための全ての証拠を開示する。2番、再審開始決定に関する検察官の上訴、不服申立ての禁止、3番、再審における手続の整備について、国会、政府に対し再審法改正の促進を求める意見書の提出を求めるものであります。

全国で再審法改正の動きが高まっています。昨年9月の袴田再審の無罪判決以降、全国の地方自治体議会で、国に再審法改正を求める意見書の採択が加速しています。日本国民救援会の調べによると、同意見書を採択した地方議会は、2024年12月28日で19都道府県、249市、189町、46村、2区の505地方議会に上っています。全国の1,741議会の約29%に相当します。都道府県では、北海道、岩手、宮城、群馬、栃木、山梨、長野、静岡、愛知、岐阜、三重、石川、福井、大阪、京都、滋賀、岡山、奈良、佐賀であります。

無実の人が誤った捜査、判決によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生や命までも奪われる冤罪は絶対にあってはならず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。しかし、再審開始決定が検察官の不服申立てにより取り消される事例も少なくなく、袴田事件において、2014年に裁判のやり直しが決まり釈放になりましたが、それまで48年も収監されて奪われた人生は戻ってきません。冤罪になると無実の証明に一生をかけなければならないか、あるいは、一生かけても間に合わないものが実態です。例えば、1963年に起きた狭山事件。部落差別が生んだ冤罪だとして再審を求めている石川一雄さんは86歳になり、この11月、先日亡くなりました。私も狭山へ行って現地学習を行ったり、石川さんからお話を聞いたりもしてきています。この事件も証拠捏造が報じられており、石川さんは仮釈放され30年近くも社会生活を送られているのに、再審無罪が確定しませんでした。石川さんは、今まで見えない手錠がかかっている。冤罪を晴らすまでは死ねないと言っていたのですが、ここで11月11日の日に亡くなってしまいました。

再審とは、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とする制度です。冤罪被害者を救済する最終手段でもあります。個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。国会でも先ほど、超党派による冤罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟ができており、議員連盟には、今はもう370人以上が参加し、前議員の半数を超えています。法律の問題であっても、地方議会から意見書を提出することは、早期に冤罪被害者救済の道を開く力になると考えます。

今なお、無実を訴え戦っている冤罪事件の関係者の皆様、再審法改正のために尽力されている皆様に心から敬意を送るとともに、11月に86歳で亡くなった石川一雄さんに心から哀悼の意を表し、賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

請願第1号 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の速やかな改正に関する請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑、終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本陳情に対し賛成の立場で討論をいたします。

最低賃金1,500円以上とする陳情の趣旨は、切りのよい1,500円という数字そのものの独り歩きではなく、実態の検証に基づく科学的なデータの積み上げによるものであることが、陳情書並びに添付された附属資料から読み取ることができます。最低生計費、資産調査によって、都市部と地方との差はなく、全国どこでも1,500円以上であることが示されています。

東京で1,664円、長野県で1,669円と大差がありません。一方、現在の長野県の最低賃金は998円と最低生計費とあまりにかけ離れています。全国一律1,500円以上とする陳情は、理にかなうものであると思われます。

一方、農業経営をされている皆さんからは、最低賃金が上がれば、農業に携わってもらう人を雇用する経費も上がり、経営に行き詰まるという声も聞かれるところです。陳情書には、中小業者、観光業、農林水産業への支援が課題であり、そのために必要な措置を国の義務とする最賃法の改正を求めることについても言及されています。

しかしながら、その具体的手だてが陳情書には示されていません。その点を補強する意味で、附属資料に中小企業への直接補助、社会保険料の減免、公正取引の実現、賃上げ事業者への助成などの支援策が示されています。農業者に対しては、農産物の価格補償とともに、手厚い所得補償を実施することが求められます。関係機関に提出する意見書においては、そうした具体的な手だても書き加えることによって、要請内容をより強固なものにすること。また、若干の文脈上の誤記を修正していただくことを要請し、賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採決することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、陳情第2号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本陳情に賛成の立場で討論をいたします。

青木小学校1、2学年は、毎年村費による加配によって、2学級編制とされてきました。しかし、本年度、令和6年度の2学年は、2学級にするための予算が確保されていながら、1学級になってしまいました。加えて、令和7年度、来年度においても加配教員が確保されていない状況にあることが明らかになりました。

教員不足はこの青木村においても、深刻な影響を及ぼしています。教員不足がこのところ目に見えて深刻になってきた理由は2つです。1つは、かつて行われた教員免許更新制度です。この制度が導入された当時、更新を諦め免許を失う方が増えました。私の年代までは、年齢的に更新が免除されましたが、塩澤議員の年代からは、更新が義務づけられました。必然的にそうした問題で教員が減少し、休職代替者等の確保が困難になっています。そして、もう一つの理由が教職員の多忙、劣悪待遇です。教員には4%の教職調整額がつけられていますが、それゆえに、残業手当はありません。部活、教科指導準備、生徒指導のための家庭訪問など、残業しなければ回っていかない業務が数限りなくあります。まさに、働かせ放題の実態です。部活の地域移行などが進められつつあるところではありますが、焼け石に水の感が否めません。

こうした実情の中にあって、教員希望者が減少することは必然の成り行きと言えます。青木小学校2学年の例を見るまでもなく、被害者は子供たちです。行き届いた教育の実現を目指すには、何よりも教職員の業務軽減と教職員定数の改善が不可欠です。かつて教育現場に身を置いた者としての実体験から、また、未来を担う子供たちの豊かな教育環境を保障する立場から、本陳情に賛成します。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は原案のとおり採決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第2号 「持続可能な学校の実現をめざす意見書」採択を求める陳情書については、
原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年度第1回青木村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員